

## 【資料1-5-1】三田市防災会議条例

三田市防災会議条例（昭和38年10月3日 三田市条例第16号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、三田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平 12 条例 2・一部改正）

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平 24 条例 54・一部改正）

（会長、副会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、副市長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げるものをもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 7 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 8 第6項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 9 前項の委員は、再任されることができる。

(平 2 条例 13・平 5 条例 14・平 16 条例 5・平 19 条例 5・平 19 条例 44・平 24 条例 54・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 45 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 2 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 5 年条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 12 年条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年条例第 5 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年条例第 5 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年条例第 44 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年条例第 54 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 【資料1-5-2】防災会議委員名簿

職名	所 属	氏 名	住 所 (電 話)
会 長	三田市長	森 哲男	三田市三輪2丁目1番1号
副 会 長	三田市副市長	濱田 士郎	(563-1111)
2号委員	兵庫県阪神北県民局長	坂本 哲也	宝塚市旭町2-4-15 (0797-83-3101)
3号委員	兵庫県三田警察署長	北尾 祐一	三田市天神1丁目10番1号 (563-0110)
4号委員	危機管理監	東野 完	三田市三輪2丁目1番1号
5号委員	三田市教育長	鹿嶽 昌功	(563-1111)
6号委員	三田市消防長	仲田 悟	三田市下深田396
	三田市消防団長	芝 秀世	(564-0119)
7号委員	西日本旅客鉄道(株)三田駅長	湯川 重徳	三田市駅前町1番32号 (563-2051)
	西日本電信電話(株)兵庫支店設備部マネジメント担当災害対策室次長	平井 達也	神戸市中央区海岸通11番 NTT神戸中央ビル16F (078-393-9440)
	関西電力送配電(株)三田配電営業所長	高田 樹一郎	三田市福島字宮野前501-26
	神戸電鉄(株)運輸部運輸課 岡場駅長	伊藤 貴樹	神戸市北区藤原台中町1丁目1番1号 (078-982-6193)
	神姫バス(株)三田営業所長	谷舗 尚彦	三田市ゆりのき台6丁目2番地 (565-5711)
	丹有地区運輸事業協同組合 代表理事	永井 謙三	三田市福島61番地1 (567-1188)
	大阪ガス(株)兵庫導管部保全チームマネージャー	河原 正志	神戸市中央区港島中町4-5-3 (078-303-7746)
	三田市医師会会長	木村 忠史	三田市中央町19-16 (三田市役所南分館2階) (564-2767)

職名	所 属	氏 名	住 所 (電 話)
7号委員	三田市赤十字奉仕団 委員長	戸出 知津子	三田市三輪2丁目1番1号 福祉共生部 共生社会推進室 地域福祉課内 (559-5117)
	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所所長	谷久 靖詞	西宮市山口町下山口145 (078-904-2861)
8号委員	さんだ防災リーダーの会 副会長	濱崎 千穂	
9号委員	アングス・フリット 代表	蝶名林 道代	
	三田市薬剤師会 理事	岩尾 理子	
	兵庫県看護協会	貝阿弥 由香	
	三田ケアマネージャー協 会 理事	安井 ひとみ	
	三田市社会福祉協議会 介護サービスセンター	高橋 明子	
	三田市社会福祉協議会 地域福祉課副課長	畑 清美	
	ミラクルウィッシュ 代表	益田 紗希子	

## 【資料1-5-3】三田市防災会議運営規程

三田市防災会議運営規程（昭和39年6月8日 三田市規程第3号）

（趣旨）

第1条 この規程は、三田市防災会議条例（昭和38年三田市条例第16号）第5条の規定に基づき、三田市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

（欠席）

第3条 委員は、事故その他やむを得ない事由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

（会議）

第4条 防災会議は、年度の当初及び防災に関し、会議の必要が生じたときに開くものとする。

（議事の特例）

第5条 防災会議の議案で、一部の特定の機関にのみ関係のある事案については、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

（専決処分等）

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、専決処分することができる。

(1) 会長において防災会議を招集する時間的余裕がないと認めたとき。

(2) 軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による処置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

（異動報告）

第7条 委員は、異動等により変更があったときは、後任者がその職、氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

付 則

この規程は、昭和39年6月8日から施行する。

付 則（平成19年訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 【資料1-5-4】三田市災害対策本部条例

三田市災害対策本部条例 （昭和38年10月3日 三田市条例第17号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、三田市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【資料1-6-1】地震災害履歴

## 1 三田市周辺の主な地震被害

三田市内及び三田市周辺に被害をもたらした地震、あるいは三田市に具体的な被害をもたらしてはいないが、防災上考慮すべき地震を整理した。

番号	西暦年月日 時刻	緯度, 経度 震 央 ( ) 震央地名	深さ	マグニ チュード	被 害
1	701. 5. 12 —	— 丹波	—	—	地震うこと3日、凡海郷（当時南北6.4km、東西2.4kmの島で若狭湾内舞鶴沖にあった）が海中に没し、旧山頂が海面上に残っている。現在の冠島（大島）と履島（小島）であるという。
2 *	827. 8. 11	35.0, 135° 京都	—	6.5 ～7.0	京都で舎屋多く潰れ、余震が翌年6月までであった。
3	868. 8. 3 —	34.8°, 134.8° 播磨・山城	—	≥7.0	播磨諸郡の官舎、諸定額寺の堂塔ことごとく倒れる。京都では垣屋くずるもあり。震央は一応播磨の国府（現 姫路）とする。山崎断層の活動によるとも考えられる。
4 *	938. 5. 22 戌または亥刻	35.0°, 135.8° 京都・紀伊	—	7	宮中の内膳司顔れ死者4、その他東西両京の舎屋、築垣倒れるもの多い。
5 *	976. 7. 22 申刻	34.9°, 135.8° 山城・近江	—	≥6.7	宮城諸司・両京舎屋転倒多く、八省院・豊楽院・東寺・西寺・極楽寺・清水寺・円覚寺等転倒。死者50以上
6 *	1070. 12. 1 半夜	34.8°, 135.8° 山城・大和	—	6.0 ～6.5	東大寺の巨鐘の紐切れ落ちる。京都では家々の築垣を損ず。
7 *	1185. 8. 13 午刻	35.0°, 135.8° 近江・山城・大和	—	7.4	京都の震害特に大。 京都で寺社仏閣の損傷大。

番号	西暦年月日 時刻	緯度, 経度 震 央 ( ) 震央地名	深さ	マグニ チュード	被 害
8 *	1317. 2. 24 寅刻	35.0°, 135.8° 京都	-	6.5 ~7.0	白河辺りの人家ことごとく潰れ死者 5、法勝寺・法成寺の堂宇門楼傾き倒 れる。
9 *	1350. 7. 6 申刻	35.0°, 135.8° 京都	-	6	祇園社の石塔の九輪落ち砕け、余震 は2カ月続く。
10	1360. 11. 22 九つ頃	33.4°, 136.2° 紀伊・摂津	-	7.5 ~8.0	4日に大震、5日に再震。6日六ツ 時過ぎに津波が熊野尾鷲から摂津兵庫 まで襲来し、人馬牛の死多し。
11	1361. 8. 3 寅刻	33.0°, 135.0° 畿内・土佐・阿波	-	8¼ ~8.5	摂津四天王寺の金堂転倒し、5人圧 死、山城東寺の講堂傾くなど。 津波被害があり、摂津・阿波・土佐で 被害が大きかった。
12 *	1425. 12. 23 巳刻	35.0°, 135.8° 京都	-	6	京都で築垣多く崩れる。
13 *	1449. 5. 13 辰刻	35.0°, 135.75° 山城・大和	-	5¼ ~6.5	2日前から地震有り、京都の仙洞御 所傾き、東寺では築地壊れ、南大門な ど破損。東山・西山でところどころ地 裂け、若狭街道長坂の辺りで山崩れ。 人馬多く死す。
14 *	1494. 6. 19 午刻	34.6°, 135.7° 奈良	-	6	東大寺・興福寺・薬師寺・法花寺・ 西大寺破損。
15 *	1510. 9. 21 寅刻	34.6°, 135.6° 摂津・河内	-	6.5 ~7.0	河内の藤井寺、常光寺、剛琳寺潰 れ、摂津四天王寺の石の鳥居、金堂 の本尊も大破。大阪で潰死者あり。 余震70余日続く。高潮の記事もあ る。誉田山古墳をよぎる断層はこの 地震によるという意見もある。



番号	西暦年月日 時刻	緯度, 経度 震央( ) 震央地名	深さ	マグニ チュード	被害
16 *	1579.2.25 巳刻	34.7°, 135.5° 摂津	-	6.0 ±1/4	四天王寺の鳥居崩れ、少々家屋のつかひ離る。余震3日にわたる。
17	1586.1.18 亥下刻	36.0°, 136.9° 畿内・東海・東山・ 北陸諸道	-	7.8 ±0.1	震央は白川断層上と考えられるが詳細は不明。飛騨白川谷の保木脇で大山崩れ、帰雲山城埋没し、城主以下多数圧死。等各地で被害多数。京都では東寺講堂・灌頂院破損、壬生の堂倒れる。三十三間堂の仏像600体倒れるという。
18 *	1596.9.5 子刻	34.65°, 135.6° 京都及び畿内	-	7.2 ±1/4	京都三条より伏見に至る間被害多く、伏見城の天守大破。石垣崩れる。記録に「洛中の死者4万5千…津国・丹波・播州・大和・山城・近江・和泉・河内一段激しく揺る」とある。有馬温泉でも湯屋・民家破壊、熱泉に変わる。
19	1618.9.30 子丑の刻	- 京都	-	-	不動院大破する。
20 *	1662.6.16 午刻	35.2°, 135.95° 山城・大和・河内・ 和泉・摂津・丹後・ 若狭・近江・美濃・ 伊勢・駿河・三河・ 信濃	-	7 <sup>1</sup> / <sub>4</sub> ~7.6	比良岳付近の被害が甚大。唐崎滋賀両郡1万4,800石のうち田畑85町歩揺り込み。潰家1,570、大溝で潰家1,020余死者37。湖西で沿岸が沈下したことは考古学的・資料的証拠がある。この地震に比定することができるであろう。大阪、伏見、高槻、岸和田、篠山、亀山、小浜など諸城では石垣・櫓・塀・多門などに様々の被害あり。花折断層あるいは琵琶湖西岸断層の活動に帰する説がある。
21	1664.1.4 戌刻	- 京都・山城	-	5.9	二条城及び伏見の諸邸破損。洛中築垣ところどころ崩れる。

番号	西暦年月日 時刻	緯度, 経度 震央 ( ) 震央地名	深さ	マグニ チュード	被害
2 2	1665. 6. 25 酉刻	- 京都	-	6. 0	二条城の石垣12～13間崩れ、二の丸 殿舎など少々破損す。地震は12日7～8 回、13日4～5回、14～18日毎日地震 あり。
2 3	1694. 12. 12 昼八ツ ～七ツ時	- 丹後	-	-	宮津で地割れて泥を噴出。家屋破損 特に土蔵は大破損。
2 4	1707. 10. 28 未の刻	33. 2° , 135. 9° 五畿七道 宝永地震	-	8. 4	わが国最大級の地震。家屋倒壊地域 は駿河中央部・甲斐西部・信濃・東海 道・美濃・紀伊・近江・畿内・播磨・ 大聖寺・富山、および中国・四国・九 州に及ぶ。震害は東海道・伊勢湾・紀 伊半島で最もひどい。津波は伊豆半島 から九州に至る太平洋沿岸及び大阪湾 ・播磨・伊予・防長を襲った。全体の被害は 少なくとも死者2万余、流失家屋2万、潰 家6万、半壊1万、破損4万、田畑潰れ 30万石以上と思われる。
2 5	1710. 10. 3 未の刻	35. 5° , 133. 7° 伯耆・美作	-	6. 5	翌日にも烈震あり。河村・久米両郡 (現東伯郡) で被害最大で、ところど ころで山崩れ、人屋を押し潰す。倉吉 の士商家の土蔵損じ、ところどころで 1尺程の地割れを生じる。記録による と伯耆の死者75、潰1, 092、土蔵9 箇所、山崩れ492箇所、田畑荒461町余り となっている。
2 6	1733. 9. 18 未の中刻	- 安芸	-	6. 6	奥郡に被害あり。因幡でも地おおい に震う。京都・池田・讃岐で有感。

番号	西暦年月日 時刻	緯度, 経度 震 央 ( ) 震央地名	深さ	マグニ チュード	被 害
27	1740. 7. 20 卯半刻	- 奈良・畿内	-	-	奈良で鳥居1つ倒れる。池田・伊勢・京都・近江八幡・土佐有感
28	1748. 1. 27 巳下刻	- 若狭	-	-	若狭三郡に地震。死者615人という伊勢・金沢で有感。
29 *	1751. 3. 26 未刻	35.0° , 135.8° 京都	-	5.5 ~6.0	諸社寺の築地や町屋など破損。土蔵の壁落ち、石灯籠は倒れあるいは破損あり。二条城天守破損。近衛家御構築内に損所あり。御香宮の石鳥居の柱南北に5~6寸ほど筋違いになる。越中で強く感じ、鳥取・金沢・大阪・池田で有感。余震多く、5~6月に至ってやむ。
30	1753. 2. 11 丑刻	- 京都	-	-	洛中の築地等に小被害。池田・伊勢鳥取で有感。
31	1774. 1. 22 亥の下刻	- 丹後	-	-	屋根石多く落ちる。京都・池田で有感。
32	1796. 1. 3 昼八ツ時	35.7° , 134.3° 鳥取	-	5.0 ~6.0	岩美町で蔵の壁落ち、石塔2/3倒れ、地下水異常あり。池田・豊岡で有感。
33	1802. 11. 18 暁七ツ頃	35.2° , 136.5° 畿内・名古屋	-	6.5 ~7.0	奈良春日の石灯籠かなり倒れる。京都で土蔵壁落ち、石塔・石灯籠倒れもある。大阪・西宮・池田・白鳥・高山で強く感じ、鯖江・鳥取有感。

番号	西暦年月日 時刻	緯度, 経度 震 央 ( ) 震央地名	深さ	マグニ チュード	被 害
34 *	1830. 8. 19 申刻	35. 1° , 135. 6° 京都及び隣国	-	6. 5 ±0. 2	<p>烈震地域は京都市内に限られる。洛中洛外の土蔵で被害を受けないものは無かったが、民家の倒壊は千に一つも無かったという。全般にみて堂社仏閣・御殿・表通りの町屋の倒れたものは少なく、石垣・門・塀・築地・番屋・端々の民家の倒壊あり。破損としては壁・瓦・庇の落ちるもの多く、家が鳥籠のようになったという記録が見られる。御所破損、外廻り、築地倒壊。二条城本丸はじめ、その他の石垣の崩れ、諸建物の潰れ等損多く、地割れあり泥を噴出する。京都での死者280、負傷者1,300。丹波亀山では城中はたいしたことはなかったが、町在で死者4、負傷者5、崩家41、損所50という。大阪では軽く石灯籠は倒れなかった。高槻・茨木で被害なし。有感範囲は紀伊・伊勢・大垣・氷見・因幡・丹後・美作・四国にまで及んだ。</p>
35 *	1854. 7. 9 丑刻	34. 75° , 136. 0° 伊賀・伊勢・大和及び 隣国	-	7 <sup>1</sup> / <sub>4</sub> ± <sup>1</sup> / <sub>4</sub>	<p>上野・奈良を中心としてかなり大きい地震があった。伊賀上野・四日市・奈良・大和郡山付近で被害が大きい。古文書では‘地震寸法’として奈良・上野1.8尺、郡山・四日市・古市・木津・河州0.9～1.2尺、福井1.0尺、京都5寸、大阪・堺・紀州・丹波・丹後・播州3～4寸と記されている。</p>
36	1854. 12. 23 五ツ半過ぎ	34. 0° , 137. 8° 東海・東山・南海諸道 安政東海地震	-	8. 4	<p>被害区域は関東から近畿に及ぶ。有感範囲は東北から九州東北半に及ぶ。最も被害の大きかったのは沼津から伊勢湾にかけての海岸。</p> <p>全体の被害は家屋倒壊・焼失3万、死者2,000～3,000人程度。</p>

番号	西暦年月日 時刻	緯度, 経度 震 央 ( ) 震央地名	深さ	マグニ チュード	被 害
37	1854. 12. 24 申の中刻	33. 0° , 135. 0° 畿内・東海・東山・北 陸・南海・山陰・山陽 安政南海地震	-	8. 4	安政東海地震の32時間後に起こった地震。そのため近畿地方及びその周辺での震害や津波の様子を古文書などから判別することが難しい。 また、震害と津波害の区別がつきにくい。 被害は紀伊・土佐で大きく、これは津波の被害も含まれる。 大阪では木津川・安治川を津波が逆流し、停泊中の船多数が破損し、橋を壊し死者7,000ともいう。 兵庫県の震度はV～VI。
38	1858. 4. 9 昼七ツ時頃	- 丹後・宮津	-	-	宮津では地割れを生じ、家屋大破す。
39 *	1864. 3. 6 1時	35. 0° , 134. 8° 播磨・丹波	-	6 <sup>1</sup> / <sub>4</sub>	加古川上流の杉原谷で家屋多く破壊すという。あるいは29日午前4時ころのことか。加西市吉野町で大地震を感じず。
40	1869. 4. 9	- 六甲	-	-	六甲山東手に地割れ。幅3尺、長さ20町。
41	1891. 10. 28 06時38分50秒	35. 6° , 136. 6° 愛知県・岐阜県 濃尾地震	-	8. 0	仙台以北を除き日本中で有感。激震地域は根尾川・揖斐川上流地方。 わが国の内陸地震では最大のもの。 兵庫県の震度はIII～V。
42	1899. 3. 7 09時55分	34. 1° , 136. 1° 紀伊半島南東部	-	7. 0	奈良・三重・和歌山各県に被害。特に奈良県吉野郡・三重県南牟婁郡で被害が大。 兵庫県の震度はIV～III程度で大きな被害はなかった。

番号	西暦年月日 時刻	緯度, 経度 震 央 ( ) 震央地名	深さ	マグニ チュード	被 害
4 3	1909. 8. 14 15時31分	35. 4° , 136. 3° 滋賀県姉川付近 江濃 (姉川) 地震	-	6. 8	被害は琵琶湖東北岸虎姫付近で大きく、その東方の岐阜県にも及んでいる。姉川尻で泥水が6個の穴から高さ2.5mに噴出した。 兵庫県の震度は東部でIV～V。西部でII～III。
4 4 *	1916. 11. 26 15時08分	34. 6° , 135. 0° 神戸	-	6. 1	死者1、負傷者5。神戸・明石・淡路北部で家屋倒壊3、破損数十、山崩れ1、その他の小被害あり。有馬温泉の泉温が1℃上がって53.4℃となった。明治32年7月に鳴動がしきりに起こり、その前に37℃だった泉温が翌10月には47.9℃となった。
4 5	1925. 5. 23 11時09分	35. 6° , 134. 8° 但馬北部 北但馬地震	-	6. 8	震央は山川河口、城崎付近。被害の激しかったのは円山川流域の河口から南、豊岡に至る狭い地域。表の焼失は全・半壊又は破損のうえ焼失したものを含む。全壊百分率は焼失なきものとみなした場合。豊岡では3箇所から出火、うち2つは消したが1つが延焼した。城崎は木造の3～4階建が多く、川筋で潰多く、出火のため大半焼失した。港村の田結は83戸中82が潰れ、3箇所から出火したがただちに消火につとめ、消火後家の下敷きになっている人たち58人を救出した。気比でも出火はすぐに消され、焼失は2戸のみであった。久美浜湾では葛野川河口付近の水田・桑田10町歩(10ha)が陥没して海となり、湾の北半に高さ1mのセイシュを起こした。また、田結では2本の平行した(約400m離れている)断層が見いだされた。長さは各々約1.6km、西側が落ちその落差は大きいところで60～85 cmに達した。兵庫県内の震度は円山川河口付近で局所的にV～VI。他の大半はIV。

番号	西暦年月日 時刻	緯度, 経度 震央 ( ) 震央地名	深さ	マグニ チュード	被害
46 *  ① ② ③	1927. 3. 7 18時27分  1927. 3. 7 3. 8 4. 1	35. 53° , 135. 15° 京都府北西部 北丹後地震  同余震 同余震 同余震	0km	7. 3  6. 3 6. 0 6. 5	被害は丹後半島の頸部が最も激しく、その他淡路島の北部で土塀の崩壊、家屋の小破、大阪の鶴町で道路の地割れから泥水を噴出し浸水家屋あり。鳥取市で負傷者1、米子で家屋倒壊2、破損2、西伯郡で土蔵倒壊1、境で破損1があった。また、滋賀・岡山・福井・徳島・三重・香川・奈良各県で小被害があった。死亡率は峯山町で22%、吉原村で10.1%、島津村8.2%。市場村12.2%等と大きく、家屋焼失と並行関係にある。峯山町ではほとんど全部が全壊又は全焼した。この地震で断層が2つ生じた。郷村断層（NNW-SSE、長さ18km、西側が最大80cm隆起し、東へ最大270cm移動）、山田断層（前者に直角に走る、長さ7km、北側が最大70cm隆起し、東へ最大80cm移動）である。兵庫県の震度はIV～V。
47 *	1936. 2. 21 10時07分	34. 58° , 135. 72° 大和・河内 河内大和地震	0km	6. 4	奈良・大阪両府県の境で震動が大きかった。全壊家屋が少なく、特に被害の集中した町村はない。 法隆寺・唐招提寺、薬師寺で土塀の損傷や建物基台に亀裂が入った。震央付近に地鳴りが有った。石灯笼、墓石の回転・倒壊が各地に多少有った。地面の亀裂も所々に見られた。また、道明寺村、山田村畑など、数カ所で噴砂・湧水現象が見られた。 兵庫県の震度はⅢ。
48	1938. 1. 12 00時11分	33. 58° , 135. 07° 田辺湾沖	0km	6. 8	紀伊水道沿岸で小被害。特に和歌山県日高郡、西牟婁郡等の沿岸地方で土塀の崩壊、家屋の小破、道路の小亀裂など。兵庫県の震度はⅢ～Ⅳ。

番号	西暦年月日 時刻	緯度, 経度 震 央 ( ) 震央地名	深さ	マグニ チュード	被 害
4 9	1943. 3. 4 19時13分  19時35分  1943. 3. 5 04時50分	35. 43° , 134. 22° 鳥取沖  35. 47° , 134. 17° 鳥取沖  35. 47° , 134. 22°	0km  10km  0km	6. 2  5. 7  6. 2	三回の地震が連続して起こった。 鳥取市、気高・岩美・八頭の各郡特に 海岸に小被害。軽傷者11、建物倒壊68、 同半壊515、住家の倒壊は10軒未満。 兵庫県の震度はⅢ～Ⅳ。
5 0	1943. 9. 10 17時37分	35. 52° , 134. 08° 鳥取付近 鳥取地震	0km	7. 2	鳥取市に被害が集中。鳥取市の被害 は全体の約80%に達する。特に沖積地 の被害が大。市内で12箇所から出火、 のち、さらに4箇所から出火した。吉 岡断層、鹿野断層を生じる。 兵庫県の震度はⅤ～Ⅵ。
5 1	1944. 12. 7 13時35分	33. 80° , 136. 62° 東海道沖 東南海地震	30km	7. 9	被害は静岡・愛知・岐阜・三重の各 県に多く、滋賀・奈良・和歌山・大阪・ 兵庫の各県にも小被害があった。 文献により被害実数が著しくことなる。 全体で死者998、重傷者3,059、住家 全壊26,130、半壊46,950、流失3,059 といわれる。震源からの距離に関係な く沖積地・埋立地に被害大。 兵庫県の震度はⅢ～Ⅳ。
5 2	1946. 12. 21 4時19分	33. 03° , 135. 62° 南海道沖 南海地震	20km	8. 0	被害は中部地方から九州にまで及ん だ。全体で死者1,330、負傷者3,842、 不明113、家屋全壊9,070、半壊 19,204、流失1,451、浸水28,879。 最も被害の大きかったのは高知県。 また、津波による被害も発生。 兵庫県の震度はⅣ～Ⅴ。



番号	西暦年月日 時刻	緯度, 経度 震 央 ( ) 震央地名	深さ	マグニ チュード	被 害
5 3	1948. 6. 28 16時13分	36. 17° , 136. 20° 福井平野 福井地震	0km	7. 1	規模の割りに被害が大きく、福井平野では全壊率が100%に達する集落も多かった。この地震を期として気象庁震度階級に震度Ⅶ（激震：家屋の倒壊率30%以上、加速度400ガル以上）が生まれた。兵庫県の震度はⅣ～Ⅴ
5 4	1949. 1. 20 22時24分	35. 62° , 134. 53° 兵庫県北部	0km	6. 3	震央に近い照来町で土蔵の屋根の移動、壁の落下。温泉町で家屋傾斜数個。浜坂町で微少被害があり、余震多数
5 5 *	1952. 7. 18 01時09分	34. 45° , 135. 78° 奈良県中部 吉野地震	60km	6. 8	被害は大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀で多く、和歌山・愛知・三重・岐阜・石川の各県でも小被害があった。奈良春日社の石灯籠1,600のうち650が倒壊した。震源がやや深いために、被害のあった区域が広がっている。地震による被害は全体で死者9、負傷者136、住家全壊20、半壊26、損傷278であった。兵庫県の被害は死者1、負傷者13、住家損傷6であった。兵庫県の震度はⅣ～Ⅴ。
5 6	1955. 7. 27 10時20分	33. 73° , 134. 32° 徳島県南部	10km	6. 4	宮浜村、平谷村、木頭村、上木頭村などの那珂川、海部川上流域が震央で、死者1、傷者8、山崩れが随所に生じた。そのほか道路の亀裂、落石多く、家屋の壁の亀裂などがあった。また、トンネルの埋没、墓石の転倒等もあった。
5 7 *	1961. 5. 7 21時14分	35. 06° , 134. 25° 兵庫県西部	40km	5. 9	姫路市で小屋倒壊1、各地で棚のものの落下。

番号	西暦年月日 時刻	緯度, 経度 震 央 ( ) 震央地名	深さ	マグニ チュード	被 害
58 *	1968. 8. 18 10時12分	35. 13° , 135. 23° 京都府中部	0km	5. 6	綾部市で住家半壊1、一部破損1、 和知町付近で落石・道路の亀裂などの 小被害。
59	1970. 9. 29 19時11分	34. 26° , 133. 18° 広島県東南部	10km	4. 9	御調郡久井町で用水路破損し、水田 が冠水した。
60	1973. 11. 25 13時25分	33. 51° , 135. 25° 和歌山県西部	60km	5. 9	和歌山で負傷者2、又同日18時19分 にはほぼ同地点でM=5. 8、h=60kmの地震 があった。同地震では被害は無い。
61 *	1984. 5. 30 09時39分	34. 58° , 134. 36° 兵庫県西南部	17km	5. 6	姫路で震度IV、負傷者1、建物一部 破損1、窓ガラス割れ等ある。
62 *	1995. 1. 17 05時46分	34. 36° , 135. 02° 阪神・淡路大震災 兵庫県南部	16km	7. 2	気象庁震度階による近畿地方の各地 の震度はⅦ神戸、Ⅵ洲本、Ⅴ京都・彦 根・豊岡、Ⅳ大阪・奈良・和歌山・姫 路等であった。断層の破壊は明石海峡 付近に始まり、その後二つ目の破壊が 神戸側で起こり、断層の長さは50km、 幅は10～15kmと推定されている。 図は兵庫県の被害の大きかったいわ ゆる震度Ⅶの地域を示しており、震源 の淡路島北淡町から神戸市内に帯状に 分布し、西宮市、宝塚市では局地的に 分布している。 平成18年5月19日 消防庁確定報 死者6, 434人となっ ている。

番号	西暦年月日 時刻	緯度, 経度 震央 ( ) 震央地名	深さ	マグニ チュード	被害
63	2013.4.13 5時33分	34.25° , 134.49° 淡路島付近を震源とする地震	15km	6.3	<p>震度5弱以上を記録した地点として、震度6弱が淡路市、震度5強が南あわじ市、震度5弱が大阪府岬町、洲本市、徳島県鳴門市、香川県東かがわ市、小豆島町であった。</p> <p>地震による被害は人的被害として負傷者が34人（重傷者9、軽傷者25）、物的被害として住家被害が8,072棟（全壊：6棟、半壊：66棟、一部破損：8,000棟）、非住家の被害が11棟であった。平成25年5月14日時点</p>
64	2018.6.18 7時58分	34.80° , 135.60° 大阪北部を震源とする地震	13km（暫定値）	6.1 （暫定値）	<p>大阪府大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度6弱、兵庫県では尼崎市、西宮市、伊丹市、川西市で震度5弱、本市では震度4を観測。</p> <p>地震による被害は人的被害として死者4人、負傷者が434人（重傷者15、軽傷者419）、物的被害として住家被害が27,192棟（全壊：9棟、半壊：87棟、一部破損：27,096棟）、非住家の被害が686棟であった。</p> <p>※平成30年7月5日時点内閣府発表による。死者数については地震によるものか確認中のものを含む。</p>

参考文献：新編 日本被害地震総覧 宇佐美龍夫 東京大学出版会  
各種新聞、学会報告、内閣府発表等

## 2 阪神・淡路大震災の概要

### (1) 地震の発生状況

平成7年1月17日(火)、午前5時46分、兵庫県南部に震度6、場所によっては震度7の強い地震が発生し、この地域の地震としては、昭和27年に記録した震度4をはるかに上回る大きなものであった。

震源地 淡路島北部北緯34度36分東経135度02分

震源の深さ 16km

各地の震度 6(神戸、洲本) 5(豊岡など) 4(姫路など)

(神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町、津名町の一部では震度7)

マグニチュード 7.3

最大加速度 818gal(南北成分、神戸海洋気象台)

### (2) 地震の特徴

ア 人口350万人余が密集し、わが国の経済活動の中枢を担う淡路北部から神戸市及び阪神地域で発生した内陸・都市直下型地震であった。

イ 深さ16kmという比較的浅い部分で発生し、断層が横にずれることにより起こったもので、大きなエネルギーが一挙に開放されるタイプであった。

### (3) 被害の概要

#### ア 被害の特徴

(ア) 大都市を直撃した大規模地震のため、電気、水道、ガスなど被害が広範囲となるとともに、鉄道、新幹線、高速道路、新交通システム、都市間交通、地下鉄が損壊し、ライフラインに潰滅的な打撃を与えた。

(イ) 古い木造住宅の密集した地域において、地震による大規模な倒壊、火災が発生し、特に神戸市兵庫区、長田区などでは大火災が発生した。

(ウ) 神戸・阪神地域という人口密集地で発生したため、多数の住民が避難所での生活を余儀なくされた。

#### イ 被害概要(平成18年5月19日消防庁確定報等による)

(ア) 災害救助法指定市町数	10市10町
(イ) 死者	6,434名
(ウ) 行方不明者	3名
(エ) 負傷者(重傷・軽傷)	43,792名
(オ) 住家被害(全壊・半壊)	249,180棟 460,357世帯
(カ) 焼失家屋(全焼・半焼・部分焼・ぼや)	7,574棟
(キ) 避難箇所数・人数(ピーク時、平成7年1月23日)	1,153箇所 316,678人

## (カ) ライフラインの被害

区 分	震 災 直 後	復 旧 状 況
電 気	約260万戸停電 (大阪府北部を含む。)	1月23日倒壊家屋等を除き復旧完了
ガ ス	約84万5千戸が供給停止	4月11日倒壊家屋等を除き復旧完了
水 道	約127万戸が断水	2月28日仮復旧完了 4月17日全戸通水完了
下水道	被害管渠総延長約260km	4月20日復旧完了(排水機能)
電 話	交換機系 約28万5千回線 加入者系 約19万3千回線が不通	1月18日復旧完了 1月31日復旧完了

## (ケ) 道路の状況

区 分	震災直後不通区間	復 旧 状 況
阪神高速道路 (神戸線) (湾岸線) (北神戸線)	全 線 全 線 全 線	平成8年9月30日 平成7年9月1日 平成7年2月25日
名神高速道路 第二神明道路 中国自動車道	西宮～府県境 伊川谷～須磨 西宮北～府県境	平成7年7月29日 平成7年2月25日 平成7年7月21日
国道43号 国道2号	西宮～岩屋 若宮～岩屋	平成7年1月17日 平成7年1月17日

## (コ) 鉄道の状況

区 分	震災直後不通区間 (km)	復 旧 状 況
J R 新幹線	京都～姫路 (130.7)	平成7年4月8日
J R (東海道・山陽本線)	尼崎～西明石 (48.2)	平成7年4月1日
(福知山線)	塚口～広野 (37.2)	平成7年1月21日
(和田岬線)	全線 ( 2.7)	平成7年2月15日
阪神 (本線)	甲子園～元町 (18.0)	平成7年6月26日
(武庫川線)	全線 ( 1.7)	平成7年1月26日
阪急 (神戸線)	西宮北口～三宮 (16.7)	平成7年6月12日
(甲陽線)	全線 ( 2.2)	平成7年3月 1日
(伊丹線)	全線 ( 3.1)	平成7年3月11日
(今津線)	全線 ( 9.3)	平成7年2月5日
神鉄 (有馬線)	全線 (22.5)	平成7年6月22日
(三田線)	全線 (12.0)	平成7年1月19日
(栗生線)	全線 (29.2)	平成7年1月19日
山陽	西代～明石 (15.7)	平成7年6月18日
神戸高速 (東西線)	全線 ( 7.2)	平成7年8月13日
(南北線)	全線 ( 0.4)	平成7年6月22日
神戸市営地下鉄	板宿～新神戸 ( 8.8)	平成7年2月16日
神戸新交通		
(ポートライナー)	全線 ( 6.4)	平成7年7月31日
(六甲ライナー)	全線 ( 4.5)	平成7年8月23日

## (ケ) 港湾の状況

公 共 岸 壁	震災前の 全体バー ス数	震災直後 の着岸不 能バー ス	復 旧 バー ス	着岸不 能 バー ス	減 少 バー ス
神 戸 港	186	186	63	107	16
尼崎西宮芦屋港	10	10	9	1	0

## (シ) 被害総額

項 目	金 額	概 要 (単位：億円)
1 建築物	約5兆8,000億円	倒壊・使用不能建物等 {※注：建築着工統計の建築単価から推計}
2 鉄道	約 3,439億円	J R西日本・阪急電鉄・阪神電鉄・神戸電 鉄・ 山陽電鉄等
3 高速道路	約 5,500億円	阪神高速道路・中国縦貫自動車道路・名神高速 道路等
4 公共土木施設 (高速道路を除く。)	約 2,961億円	道路約1,181、河川約369、海岸約4、砂防 約7、下水道約698、街路約36、公園約140、国営直 轄事業約526
5 港湾	約 1兆円	神戸港、尼崎西宮芦屋港等公共施設約7,600、民 間施設約2,400
6 埋立地	約 64億円	佐野・志筑地区約7、西宮・甲子園地区約17、南 芦屋浜・芦屋浜地区約40
7 文教施設	約 3,352億円	県立学校約141、市町立学校約1,705、社会教育 施設約362、体育施設等約139、文化財 約99、県 立大学約3、私立学校約340、国公 立大学約91、 私立大学約379、文化施設(公 立ホール等)約93
8 農林水産関係	約 1,181億円	農地・ため池等約244、治山施設約82、漁港約 199、農業生産施設等約105、水産業施設約48、 林産施設約17、卸売市場約245、食品関係施設等 約241
9 保健医療・ 福祉関係施設	約 1,733億円	病院約666、診療所約274、試験研究機関約9、看 護学校約19、火葬場約11、保健センター等約28、福 祉関係施設約404、生活協同組合施設約322(医療 除く。)
10 廃棄物処理・ し尿処理施設	約 44億円	
11 水道施設	約 541億円	上水道約493、工業用水道約48
12 ガス・電気	約 4,200億円	ガス約1,900、電気約2,300
13 通信・放送施設	約 1,202億円	電気通信施設約984、(うちNTT約800) 放送施設 約35、ケーブルテレビ約175 兵庫衛星通信約8
14 商工関係	約 6,300億円	機械・装置等設備約6,300 (建築物 1兆7,700 除く。)
15 その他の 公共施設等	約 751億円	県庁舎等約136、市町庁舎等約515、警察庁舎 等約100
計	約9兆9,268億円	

## 阪神・淡路大震災の県内各市町被害数値（平成18年5月19日消防庁）

市町名	死者	行方不明	負傷者			全壊		半壊		一部損壊
			重傷	軽傷	計	棟	世帯	棟	世帯	棟
神戸市	4,564	2	6,300	8,378	14,678	61,800	113,571	51,125	119,631	126,197
尼崎市	49		1,009	6,136	7,145	5,688	11,034	36,002	51,540	35,855
西宮市	1,126	1	1,643	4,743	6,386	20,667	34,042	14,597	27,072	38,042
芦屋市	443		551	2,624	3,175	3,915	7,739	3,571	9,927	3,959
伊丹市	22		226	2,490	2,716	1,395	2,434	7,499	14,373	19,851
宝塚市	117		393	1,808	2,201	3,559	5,541	9,313	14,819	14,305
川西市	4		75	476	551	554	659	2,728	3,057	6,041
三田市				23	23					1,958
猪名川町				3	3					1,334
明石市	11		139	1,745	1,884	2,941	4,239	6,673	10,957	21,370
加古川市	2		4	11	15			13	13	3,109
高砂市	1		4	4	8			1	1	1,325
稲美町				11	11					409
播磨町			1		1			11	16	469
西脇市					0					364
三木市	1		2	17	19	25	26	94	113	5,033
小野市				3	3					584
加西市				1	1					237
加東市				2	2					99
多可町					0					55
姫路市				2	2			1	1	83
市川町					0					
福崎町					0					3
神河町					0					
相生市					0					35
赤穂市					0					
宍粟市					0					
たつの市					0					97
太子町					0					48
上郡町					0					
佐用町					0					
豊岡市				1	1					3
養父市					0					
朝来市					0					
香美町					0					
新温泉町					0					
篠山市					0					25
丹波市				1	1			1	1	300
洲本市	4		9	52	61	203	203	932	932	4,989
南あわじ市			13	15	28	181	181	415	420	1,600
淡路市	58		125	1,052	1,177	3,076	3,082	3,976	3,984	10,032
合計	6,402	3	10,494	29,598	40,092	104,004	182,751	136,952	256,857	297,811



(4) 阪神・淡路大震災による三田市の被害状況等

ア 被災状況

人的被害	負傷者（軽傷） 23人	水路	箇所破損 〔 水路亀裂 サイホン部破損
住家被害	一部破損 2,023戸		
非住家被害	半壊 2棟 一部破損 143棟	その他被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所内 窓ガラス破損 約70枚</li> <li>・市民病院 窓ガラス破損 約30枚</li> <li>・城山体育館アリーナ天井部損傷等</li> <li>・小中学校 〔 校舎外壁亀裂 24枚 照明器具落下</li> <li>・老人センター 正面入口自動ドア 2枚 破損</li> <li>・環境センター 壁の亀裂 18箇所 入口タイル破損等</li> </ul>
道路被害	通行止め 1箇所 (市道下田中橋線)		
鉄道	JR不通		
ため池	6箇所 〔 堤体天端亀裂 腰石積崩壊 堤体亀裂等		

イ 被災市への支援状況等

消防支援等	飲料水支援	炊き出し支援	生活物資の支援	斎場使用	医療支援
(支援内容)	42.5t 神戸市	おにぎり 85,840食	毛布 2,667枚	市外	市民病院
・消火活動	180t 芦屋市			44体	外来 224体
・人命検索	48t 西宮市	パン			入院 47体
・救急活動	計 270.5t	45,596食	カイロ 483箱 (1箱240個入り)		神戸 31人
・救援物資搬送者先導	給水車				芦屋 9人
・救援物資備蓄に伴う支援	神戸市 12台		タオル 4,665枚		その他 7人
出勤車両	芦屋市 90台		衣類 583箱		
	西宮市 24台				
	計126台				
消防署 62台	出勤人員 187名		その他		
消防団 77台			トレットペーパー		
計 139台			ティッシュペーパー		
出勤人員			紙おむつ		
消防署 131人			整理用品		
消防団 635人			缶詰		
計 766人			医薬品		
			日用雑貨 等々		

ごみ収集支援	テント設営	住宅入居斡旋	義援金	避難者受入れ	その他
宝塚市 1/27～2/3 (7日間) 2 t            7台  神戸市 1/31～2/10 2/13～2/17 (14日間) 4 t            21台  ごみ焼却 宝塚市        125t 西宮市        426t	グリーンピア三木 8張	市営住宅 2戸  仮設住宅建設 相生町 30戸 富士が丘 214戸 合計 244戸	68,500千円	ショートステイ さんすい園 6人 三田楽寿荘 33人	児童・生徒の受入れ 中学校 13人 小学校 71人 幼稚園 2人 保育所 12人 計 98人  被災者からの転入届 353件        906人  被災者相談窓口開設 1/27～        188件 広報臨時号 3回発行 被災証明受付件数 1,372件

ウ 職員等の派遣状況

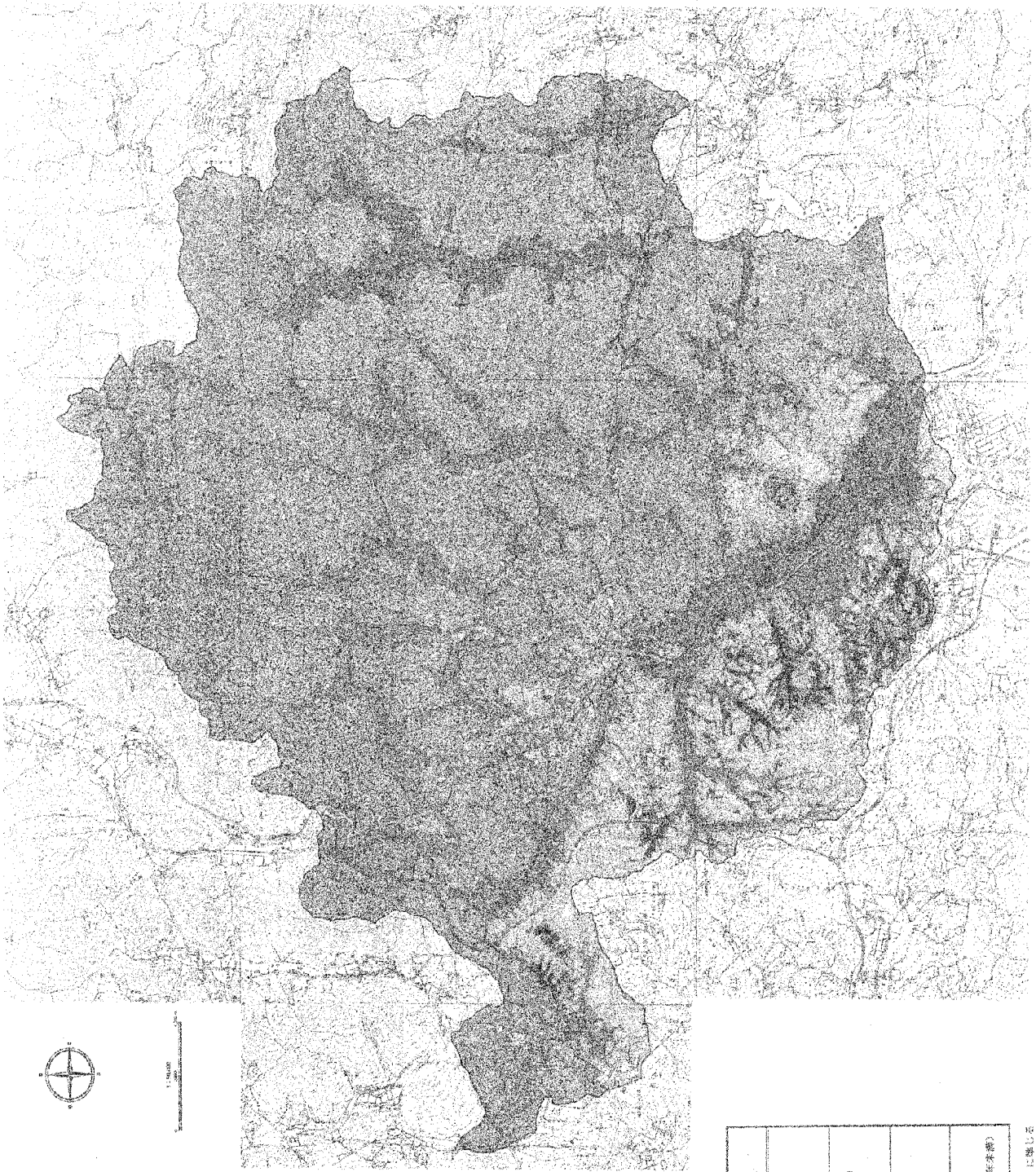
区 分	期 間	延人数	区 分	期 間	延人数	
物資搬送	1/17～3/26	315(38)	建築物調査	2/3～2/10	16	
給水支援	1/17～2/2	161(127)	下水道調査	2/6～2/28	23(29)	
水道復旧工事	1/23～1/24	(56)	罹災証明台帳整理	2/21～3/15	49	
消防支援	消防署	1/17～2/9	131	そ の 他	テント張り(1/21)	42
	消防団	1/17～2/8	635		アンケート調査	
重機支援	1/17～1/21	20(59)			(1/28～1/29)	
ゴミ処理支援	1/27～2/3 2/6～2/17	61	合 計	1,453 (309)		

( ) は業者の人数

エ その他

- ・ボランティアの活動状況
  - (ア) 救援物資仕分搬送 1/21～2/12 述べ141人
  - (イ) 入浴サービス 1/26～3/8 673人
  - (ウ) ぶた汁提供 1/23～1/28 77人
  - (エ) 養護老人給食サービス 1/25～3/8 301人
  - (オ) 救護支援 1/23 15人
  - (カ) 救援物資提供者
    - (個人) 1/20～2/17 1,943人
    - (団体) 1/20～2/17 241団体
- ・税務調査 425件
- ・住宅貸付制度 申込者数 27件
- ・融資決定金額 4,009万円
- ・救援物資搬 2t 38台

【資料1-6-2】地盤種別区分図



凡 例

凡 例	区分	特 徴 基 礎
	良・第1種	第三紀層以前の地層（岩盤、硬質砂礫層）
	第2種	沖積層（砂礫層、砂まじり粘質粘土層、ローム層） 沖積層の一部（5m以上の砂礫層、砂礫層）
	普通	【品評層】 沖積層（砂礫、砂まじり粘土層、粘土層、粘土）
	悪・いわゆる第4種	【悪しく軟弱】 相立川堤（泥状・泥質、こみ、粘土、3m以上、30年未満）

建築省告示第1074号（昭和27年）に基づき

## 【資料2-1-1】 面的都市基盤整備状況

事業名	地区名	面積(ha)	竣工状況	事業主体
土地区画整理事業	西山地区	16.6	事業完了	組合
	対中町地区	約12.0	都市計画決定済	〃
	天神地区	20.0	事業完了	〃
	上井沢地区	1.5	事業完了	〃
	第二テクノパーク	約97	事業完了	個人
	福島地区	5.3	事業中	組合
新住宅市街地開発事業	北摂三田地区 フラワータウン	337	事業完了	兵庫県
	北摂三田地区 ウッディタウン	589	事業完了	都市再生機構
	北摂三田地区 カルチャータウン	150	事業完了	兵庫県
工業団地造成事業	北摂三田地区 テクノパーク	136	事業完了	都市再生機構
市街地再開発事業	JR三田駅前地区	約5.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A7<sup>〃</sup>ブロック約1.5ha 事業完了</li> <li>・ D7<sup>〃</sup>ブロック約0.7ha 事業完了</li> <li>・ B7<sup>〃</sup>ブロック約0.9ha 事業完了</li> <li>・ C7<sup>〃</sup>ブロック約1.9ha 事業計画中</li> </ul>	三田市・組合

## 【資料2-1-2-1】都市計画道路等の整備状況

### 1 主な道路施設の整備計画

#### ○ 国道176号の計画的な拡幅、整備の要請

舞鶴若狭自動車道の代替であり、市域の主要幹線道路でもある国道176号は、現況において交通容量を上回る自動車交通量にあり、中でも三田西インター線以南での交通混雑が著しい。また、将来においても10,000台/日以上以上の自動車交通量が見込まれ、並行する黒石三田線や、三田幹線への分担が困難な福住三田線以南では、交通容量を強化する道路整備が必要である。

( $W = 17\text{ m} \sim 24\text{ m}$        $L = \text{約} 11,400\text{ m}$ )

#### ○ 三田幹線

整備済      4車線

$W = 28\text{ m}$        $L = \text{約} 9,860\text{ m}$

三田幹線の延伸（市道下相野広野線）

$W = 12\text{ m} \sim 17\text{ m}$        $L = \text{約} 2,000\text{ m}$

内、テクノ下相野線      2車線

$W = 17\text{ m}$        $L = \text{約} 880\text{ m}$       （内、約830m整備済）

#### ○ 溝口須丸線      2車線

整備済      4車線       $W = 24\text{ m}$        $L = \text{約} 2580\text{ m}$

延 伸      2車線       $W = 15.5\text{ m}$        $L = \text{約} 710\text{ m}$

#### ○ 高次線      2車線      $W = 18 \sim 21\text{ m}$      $L = \text{約} 220\text{ m}$

駅前広場       $A = 5,500\text{ m}^2$

## 2 都市計画道路の整備状況

番号	名称	計 画		令和3年度整備済延長 (m)	備 考
		幅員 (m)	延長 (m)		
1	三田幹線	28	約9,860	約9,860	
2	南幹線	38	約1,230	約1,230	
3	内神沢谷線	27	約1,880	約1,880	
4	溝口須丸線	24	約3,290	約2,780	事業中 L=約510m
5	北摂南3号線	22	約1,140	約1,140	
6	北摂中央1号線	25	約2,000	約2,000	
7	北摂中央3号線	25	約2,700	約2,700	
8	古城線	18	約710	0	
9	停車場線	18	約360	約360	
10	三輪下田中線	16	約960	0	
11	三輪石名線	16	約700	約700	
12	横山天神線	16	約2,010	約1,230	
13	三田長尾線	20	約370	約370	
14	北摂南4号線	20	約1,560	約1,560	
15	北摂南5号線	20	約1,710	約1,710	
16	北摂南1号線	20	約830	約830	
17	北摂南2号線	20	約1,570	約1,570	
18	北摂西1号線	18	約1,200	約1,200	
19	高次線	21	約220	約220	
20	北摂中央2号線	20	約6,920	約6,920	
21	国道線	12	約5,920	約5,920	
22	大原貴志線	12	約590	約590	
23	三輪上野線	12	約1,020	約1,020	
24	古城京口線	12	約900	約900	
25	八景線	15	約330	0	
26	下山線	12	約790	約790	
27	駅前線	9	約760	約630	
28	本町西山線	9	約1,160	約390	
29	福島駅前線	18	約120	約120	
30	北摂南6号線	18	約630	約630	

番号	名称	計 画		令和3年度整備済延長 (m)	備 考
		幅員 (m)	延 長 (m)		
3 1	北摂中央南駅前線	1 6	約 6 7 0	約 6 7 0	
3 2	北摂中央北駅前線	2 1	約 5 5 0	約 5 5 0	
3 3	横山駅前線	1 2	約 1 8 0	約 1 8 0	
3 4	有馬富士公園線	2 5	約 2, 9 2 0	約 2, 9 2 0	
3 5	駅前1号線	1 4	約 2 2 0	約 2 2 0	
3 6	駅前2号線	1 4	約 1 8 0	約 6 0	
3 7	駅前3号線	1 4	約 1 0 0	約 0	
3 8	駅前1号橋	3 3	約 6 6	約 6 0	
3 9	貴志長尾線	2 5	約 1, 7 0 0	約 1, 7 0 0	
4 0	天神武庫が丘線	1 4	約 8 5 0	約 8 5 0	
4 1	三輪天神線	1 6	約 1, 1 1 0	約 1, 1 1 0	
4 2	テクノ下相野線	1 7	約 8 8 0	約 8 3 0	
4 3	北摂中央4号線	2 5	約 7 6 0	約 7 6 0	
4 4	第2テクノ線	1 7	約 2, 1 8 0	約 4 0 0	
計	4 4 路線		約 6 5, 8 0 6	約 5 9, 5 6 0	

## 【資料2-1-2-2】第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～7年度）

施設名	事業名	事業概要	箇所数	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度
3号 消防用施設	緊急消防援助隊整備費 補助事業	消防車両等（緊急 消防援助隊関係等）	6箇所		523	令和4～7年度



## 【資料2-1-3】市内ヘリポート離発着場一覧

NO.	施設名	所在地	電話番号	ヘリポート 番号
1	青野ダムサイド公園	加茂1221番地	567-0590	阪064
2	高平ふるさと交流センター	布木298番地	569-1811	阪065
3	テクノ公園	テクノパーク3番地1	559-5110 (公園みどり課)	阪066
4	城山公園 陸上競技場	三輪1314番地	563-5511	阪北309
5	湊川相野学園 総合グラウンド	四ッ辻字西野々1414	568-1381	阪北311
6	小野公園多目的広場	小野81番2	559-5110 (公園みどり課)	阪北312
7	駒ヶ谷運動公園野球場	ゆりのき台1丁目44番	559-5110 (公園みどり課)	阪北344

## 【資料2-1-4】都市計画公園の整備状況

都市計画公園等決定（変更）一覧表

名称	公園番号	種別	面積(ha)	告示番	最終告示	当初告示	使用開始	備考
あけぼの公園	2.2.1001	街区	0.30	三告第 36号	S58.11.13	S48.7.28	S59.3.31 (S49.4.1)	広沢
えのき児童公園	2.2.1002	街区	0.14	三告第 36号	S58.11.30	S55.3.11	S57.11.6	中町
西山1号公園	2.2.10033	街区	0.13	三告第 50号	H2.9.25	H2.9.25	H14.6.1	西山
西山2号公園	2.2.1004	街区	0.20	三告第 50号	H2.9.25	H2.9.25	H16.4.1	西山
西山3号公園	2.2.1005	街区	0.18	三告第 50号	H2.9.25	H2.9.25	H15.4.1	西山
対中公園	2.2.1006	街区	0.36	三告第 61号	H6.12.9	H6.12.9		対中町
天神1号公園	2.2.1007	街区	0.20	三告第 59号	H7.12.12	H7.12.12	H23.4.	天神
天神2号公園	2.2.1008	街区	0.25	三告第 59号	H7.12.12	H7.12.12	H23.4.	天神
天神3号公園	2.2.1009	街区	0.26	三告第 59号	H7.12.12	H7.12.12		天神
友が丘公園	2.2.1010	街区	0.26	三告第 57号	H10.7.31	H10.7.31	H2.4.1	友が丘
友が丘けやき公園	2.2.1011	街区	0.56	三告第 57号	H10.7.31	H10.7.31	H2.4.1	友が丘
友が丘くろまつ公園	2.2.1012	街区	0.28	三告第 57号	H10.7.31	H10.7.31	H2.4.1	友が丘
つじが丘北1号公園	2.2.1013	街区	0.19	三告第 57号	H10.7.31	H10.7.31	H8.4.1	つじが丘
つじが丘北2号公園	2.2.1014	街区	0.19	三告第 57号	H10.7.31	H10.7.31	H8.4.1	つじが丘
つじが丘北3号公園	2.2.1015	街区	0.15	三告第 57号	H10.7.31	H10.7.31	H8.4.1	つじが丘
つじが丘南1号公園	2.2.1016	街区	0.16	三告第 99号	H11.12.7	H11.7.31	H8.4.1	つじが丘
つじが丘南2号公園	2.2.1017	街区	0.16	三告第 57号	H10.7.31	H10.7.31	H8.4.1	つじが丘
つじが丘南3号公園	2.2.1018	街区	0.10	三告第 57号	H10.7.31	H10.7.31	H8.4.1	つじが丘
つじが丘南4号公園	2.2.1019	街区	0.10	三告第 57号	H10.7.31	H10.7.31	H8.4.1	つじが丘
つじが丘南5号公園	2.2.1020	街区	0.50	三告第 57号	H10.7.31	H10.7.31	H8.4.1	つじが丘
車池公園	3.3.101	近隣	2.6	兵告第104号	S59.1.17	S48.3.6	H4.5.1	FT
小屋ヶ谷公園	3.3.102	近隣	2.8	兵告第104号	S59.1.17	S48.3.6	S58.6.25	FT
北摂11号公園	3.3.103	近隣	2.3	兵告第104号	S59.1.17	S55.3.11	H10.4.1	WT (ゆりのき台)
北摂12号公園	3.4.104	近隣	7.0	兵告第1684号	H9.12.5	S55.3.11	H18.4.1	WT (けやき台)
北摂13号公園	3.3.105	近隣	2.9	兵告第104号	S59.1.17	S55.3.11	H8.4.1 (S63.3.25)	WT (すずかむけ台)
北摂14号公園	3.3.106	近隣	2.6	兵告第693号	H1.4.21	S55.3.11	H6.4.1 (H4.4.1)	WT (あかしあ台)
北摂16号公園	3.4.107	近隣	4.4	兵告第705号	S61.4.22	S61.4.22	H6.4.1	CT (学園西公園)
北摂17号公園	3.4.108	近隣	5.2	兵告第896号	H9.5.27	H9.5.27		第二テリパーク
つじが丘中央公園	3.3.109	近隣	1.4	三告第 57号	H10.7.31	H10.7.31	H8.4.1	つじが丘
西公園	4.4.101	地区	7.4	兵告第705号	S61.4.22	S45.12.15	(H6.4.1)	CT (学園東公園)
三田谷公園	4.4.102	地区	8.3	兵告第104号	S59.1.17	S48.3.6	H2.4.16 (S63.3.25)	FT

名称	公園番号	種別	面積 (ha)	告示番号	最終告示日	当初告示日	使用開始日	備考
北摂3号公園	4.5.103	地区	10.4	兵告第1572号	S62.10.13	S55.3.11	H5.11.26	WT (はじかみ池公園)
北摂15号公園	4.4.104	地区	9.1	兵告第104号	S59.1.17	S55.3.11	(H6.5.15) H14.6.1	TP (テクノ公園)
中央公園	5.5.101	総合	16.3	兵告第693号	H1.4.21	S45.12.15	H3.10.2 (S62.3.5)	WT
深田公園	5.5.102	総合	18.9	兵告第705号	S61.4.22	S48.3.6	H5.4.1	FT
城山公園	6.5.101	運動	12.3	兵告第1572号	S62.10.13	S44.5.20	S56.10.23	三輪
中央運動公園	6.5.102	運動	13.9	兵告第693号	H1.4.21	S45.12.15	H6.11.10	WT (駒ヶ谷運動公園)
南公園	7.5.101	特殊	15.1	兵告第104号	S59.1.17	S45.12.15		FT
上皿池公園	7.4.102	特殊	4.7	兵告第896号	H9.5.27	H9.5.27		第二テクノパーク
有馬富士公園	9.7.3	広域	416.3	兵告第298号	H15.3.7	H1.3.3	H13.4.29	一部共用85.1ha
小計	40公園		568.57					
平谷川緑地	1	緑地	17.2	兵告第1562号	H4.10.30	S59.1.17	H14.4.1 (H10.4.1)	WT
友が丘緑地	2	緑地	1.2	三告第58号	H10.7.31	H10.7.31	H2.4.1	友が丘
小計	2緑地		18.4					
合計			586.97					

\* 供用開始日欄の( )内は一部供用開始日の年月日を示す。

## 【資料2-1-5】ため池施設の整備計画

### 1 ため池施設の整備計画

ため池名	地区名	事業概要	予定年度
新池	加茂	ため池改修	令和4年度完了
岩井寺池 他2池	布木	ため池廃止	令和4年度着手
西池ノ下池 他1池	波豆川	ため池廃止	令和6年度着手

## 【資料2-1-6-1】土石流危険渓流

## 1 土石流危険渓流Ⅰ（人家5戸以上等の渓流）〔75箇所〕

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地	渓流概況		
					渓流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均勾配(度)
加-三田-I1	加古川	湯谷川	-	大川瀬	10	2	13
武-三田-I2	武庫川	武原川	-	寺村	12	4	5
武-三田-I3	武庫川	平谷川	-	ゆりのき台	4	1	7
武-三田-I4	武庫川	内神川	-	中内神	9	1	6
武-三田-I5	武庫川	相野川	相野台谷	藍本	30	3	11
武-三田-I6	武庫川	武庫川	西安谷	東本庄	10	11	7
武-三田-I7	武庫川	武庫川	みょうが谷	東本庄	23	9	14
武-三田-I8	武庫川	武庫川	須合谷川	須磨田	10	15	8
武-三田-I9	武庫川	武庫川	酒垂川	藍本庄	29	8	14
武-三田-I10	武庫川	武庫川	-	波田	19	8	15
武-三田-I11	武庫川	武庫川	鎌倉谷川	藍本	48	24	17
武-三田-I12	武庫川	武庫川	左二階尻川	上本庄	50	12	12
武-三田-I13	武庫川	武庫川	奥山川	大音所	275	192	6
武-三田-I14	武庫川	青野川	下母子谷	母子	2	7	6
武-三田-I15	武庫川	青野川	上母子川	母子	25	4	10
武-三田-I16	武庫川	青野川	-	母子	16	2	13
武-三田-I17	武庫川	青野川	-	母子	15	1	16
武-三田-I18	武庫川	青野川	上青野北谷	上青野	27	12	15
武-三田-I19	武庫川	青野川	上青野谷	上青野	35	4	13
武-三田-I20	武庫川	青野川	福田川	上青野	33	24	11
武-三田-I21	武庫川	青野川	青久寺川	下青野	22	8	6
武-三田-I22	武庫川	松林寺川	極楽寺川	北浦	22	8	15
武-三田-I23	武庫川	青野川	末谷	末	34	37	9
武-三田-I24	武庫川	黒川	小野西谷	小野	27	8	13
武-三田-I25	武庫川	黒川	千丈寺東川	乙原	52	12	12
武-三田-I26	武庫川	黒川	稲倉谷川	乙原	106	33	17
武-三田-I27	武庫川	黒川	脇田川	乙原	39	18	10

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
					溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均勾配(度)
武-三田-I 28	武庫川	黒川	-	乙原	79	31	14
武-三田-I 29	武庫川	黒川	-	乙原	55	27	11
武-三田-I 30	武庫川	黒川	牛屋ヶ谷川	乙原	124	35	11
武-三田-I 31	武庫川	黒川	天神ヶ谷川	乙原	48	10	15
武-三田-I 32	武庫川	栗田川	-	小野	46	13	14
武-三田-I 33	武庫川	栗田川	小野南上谷	小野	45	22	13
武-三田-I 34	武庫川	栗田川	小野南中谷	小野	47	8	11
武-三田-I 35	武庫川	栗田川	小野南南谷	小野	17	4	14
武-三田-I 36	武庫川	栗田川	芝床川	小野	73	41	11
武-三田-I 37	武庫川	栗田川	奥谷川	尼寺	43	57	11
武-三田-I 38	武庫川	黒川	花院川	尼寺	25	13	15
武-三田-I 39	武庫川	武庫川	-	大原	11	11	11
武-三田-I 40	武庫川	武庫川	-	大原	7	3	7
武-三田-I 41	武庫川	武庫川	-	川除	7	7	12
武-三田-I 42	武庫川	武庫川	三輪谷	三輪	7	19	9
武-三田-I 43	武庫川	武庫川	-	高次	10	4	12
武-三田-I 44	武庫川	武庫川	-	高次	28	8	6
武-三田-I 45	武庫川	武庫川	-	高次	18	4	11
武-三田-I 46	武庫川	武庫川	-	高次	11	1	9
武-三田-I 47	武庫川	武庫川	-	高次	15	2	9
武-三田-I 48	武庫川	武庫川	-	高次	5	2	9
武-三田-I 49	武庫川	山田川	-	山田	8	49	11
武-三田-I 50	武庫川	山田川	-	春下	34	9	13
武-三田-I 51	武庫川	山田川	本郷谷	春下	23	18	13
武-三田-I 52	武庫川	羽束川	山田東谷	下槻瀬	64	29	9
武-三田-I 53	武庫川	羽束川	-	下槻瀬	60	1	13
武-三田-154	武庫川	羽束川	七松谷川	上槻瀬	58	61	8
武-三田-I 55	武庫川	羽束川	上槻瀬川	上槻瀬	23	6	13
武-三田-I 56	武庫川	羽束川	高平南川	上槻瀬	7	5	13

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
					溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均勾配(度)
武-三田-I 57	武庫川	羽束川	酒井川	酒井	55	19	12
武-三田-I 58	武庫川	羽束川	見比川	小柿	54	28	13
武-三田-I 59	武庫川	羽束川	-	小柿	18	10	10
武-三田-I 60	武庫川	羽束川	北安川	小柿	13	11	9
武-三田-I 61	武庫川	羽束川	大谷川二	小柿	56	38	11
武-三田-I 62	武庫川	羽束川	宮ヶ谷川	小柿	13	26	13
武-三田-I 63	武庫川	羽束川	高坂川	小柿	73	69	10
武-三田-I 64	武庫川	羽束川	布木川	布木	43	13	12
武-三田-I 65	武庫川	末吉川	川原西谷	川原	40	20	9
武-三田-I 66	武庫川	末吉川	互屋谷川	木吉	114	43	11
武-三田-I 67	武庫川	末吉川	川原川	川原	66	26	14
武-三田-I 68	武庫川	羽束川	十倉北谷	十倉	29	11	12
武-三田-I 69	武庫川	羽束川	十倉中谷	十倉	53	60	13
武-三田-I 70	武庫川	羽束川	向山川	十倉	19	27	11
武-三田-I 71	武庫川	羽束川	大谷川	鈴鹿	60	25	9
武-三田-I 72	武庫川	羽束川	大里	鈴鹿	51	40	11
武-三田-I 73	武庫川	羽束川	谷本川	下槻瀬	16	5	17
武-三田-I 74	武庫川	羽束川	馬出川	下槻瀬	40	61	8
武-三田-I 75	武庫川	波豆川	波豆東下谷	波豆川	29	5	11

## 2 土石流危険渓流Ⅱ（人家1～4戸の渓流） [116箇所]

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地	渓流概況		
					渓流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均勾配(度)
加一三田一Ⅱ1	加古川	湯谷川	-	湯谷	10	1	9
加一三田一Ⅱ2	加古川	湯谷川	-	湯谷	22	9	6
武一三田一Ⅱ3	武庫川	池尻川	-	池尻	13	22	6
武一三田一Ⅱ4	武庫川	池尻川	-	池尻	8	14	8
武一三田一Ⅱ5	武庫川	池尻川	-	池尻	7	5	8
武一三田一Ⅱ6	武庫川	池尻川	-	池尻	10	7	7
武一三田一Ⅱ7	武庫川	池尻川	-	池尻	2	1	34
武一三田一Ⅱ8	武庫川	武庫川	-	下井沢	35	4	7
武一三田一Ⅱ9	武庫川	沢谷川	-	沢谷	6	3	8
武一三田一Ⅱ10	武庫川	内神川	-	馬渡	7	2	5
武一三田一Ⅱ11	武庫川	内神川	-	上内神	2	2	27
武一三田一Ⅱ12	武庫川	内神川	-	上内神	9	2	5
武一三田一Ⅱ13	武庫川	内神川	-	上内神	2	2	6
武一三田一Ⅱ14	武庫川	内神川	-	上内神	6	10	8
武一三田一Ⅱ15	武庫川	内神川	-	上内神	6	3	15
武一三田一Ⅱ16	武庫川	内神川	-	中内神	3	3	17
武一三田一Ⅱ17	武庫川	内神川	-	中内神	3	8	14
武一三田一Ⅱ18	武庫川	内神川	-	中内神	7	2	23
武一三田一Ⅱ19	武庫川	内神川	-	中内神	15	5	5
武一三田一Ⅱ20	武庫川	内神川	-	広沢	9	2	11
武一三田一Ⅱ21	武庫川	相野川	-	下相野	12	8	2
武一三田一Ⅱ22	武庫川	相野川	-	藍本	20	3	12
武一三田一Ⅱ23	武庫川	相野川	上相野北谷	四ツ辻	19	8	10
武一三田一Ⅱ24	武庫川	相野川	上相野中谷	四ツ辻	12	4	11
武一三田一Ⅱ25	武庫川	相野川	上相野下谷	四ツ辻	34	3	10
武一三田一Ⅱ26	武庫川	相野川	上相野南谷	四ツ辻	12	6	9
武一三田一Ⅱ27	武庫川	武庫川	右1号谷川	東本庄	13	10	11
武一三田一Ⅱ28	武庫川	武庫川	茗荷谷川	東本庄	63	40	9
武一三田一Ⅱ29	武庫川	武庫川	-	波田	4	1	18
武一三田一Ⅱ30	武庫川	武庫川	-	藍本庄	8	6	11
武一三田一Ⅱ31	武庫川	武庫川	-	藍本庄	28	13	13
武一三田一Ⅱ32	武庫川	武庫川	藍本庄北谷	藍本庄	43	50	8
武一三田一Ⅱ33	武庫川	武庫川	滝谷川	藍本庄	106	76	11
武一三田一Ⅱ34	武庫川	武庫川	藍本北谷	藍本	125	80	8

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
					溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平 均勾配(度)
武-三田-II 35	武庫川	武庫川	波田谷	藍本	19	11	12
武-三田-II 36	武庫川	武庫川	岩倉西谷	藍本	26	7	16
武-三田-II 37	武庫川	武庫川	岩倉東谷	藍本	27	16	11
武-三田-II 38	武庫川	武庫川	幡尻谷	上本庄	30	5	11
武-三田-II 39	武庫川	武庫川	奥山川	上本庄	21	6	17
武-三田-II 40	武庫川	武庫川	大音所東谷	上本庄	22	14	13
武-三田-II 41	武庫川	武庫川	大音所南谷	上本庄	13	9	13
武-三田-II 42	武庫川	武庫川	上須田東谷	須磨田	36	34	9
武-三田-II 43	武庫川	武庫川	上須田東中 谷	須磨田	38	14	10
武-三田-II 44	武庫川	武庫川	下須磨田南 谷	東本庄	18	3	13
武-三田-II 45	武庫川	青野川	上青野谷	上青野	29	8	13
武-三田-II 46	武庫川	青野川	大垣川	上青野	33	14	14
武-三田-II 47	武庫川	青野川	-	母子	6	5	8
武-三田-II 48	武庫川	青野川	新田北谷	母子	10	11	8
武-三田-II 49	武庫川	青野川	-	母子	14	2	8
武-三田-II 50	武庫川	青野川	-	母子	8	2	14
武-三田-II 51	武庫川	青野川	-	母子	15	2	9
武-三田-II 52	武庫川	青野川	上青野中谷	上青野	28	5	11
武-三田-II 53	武庫川	青野川	上須磨谷川	上青野	85	73	9
武-三田-II 54	武庫川	青野川	上青野東谷	上青野	48	13	13
武-三田-II 55	武庫川	青野川	下青野谷	下青野	31	17	10
武-三田-II 56	武庫川	青野川	千丈寺谷川	下青野	60	24	12
武-三田-II 57	武庫川	青野川	北浦西谷	北浦	17	3	10
武-三田-II 58	武庫川	青野川	末東谷	末	41	14	11
武-三田-II 59	武庫川	大根川	乙原奥谷	乙原	45	33	13
武-三田-II 60	武庫川	黒川	-	乙原	29	9	13
武-三田-II 61	武庫川	黒川	乙原西奥谷	乙原	32	15	11
武-三田-II 62	武庫川	黒川	-	乙原	28	13	13
武-三田-II 63	武庫川	黒川	-	乙原	38	10	15
武-三田-II 64	武庫川	黒川	乙原東谷	乙原	48	19	12
武-三田-II 65	武庫川	黒川	-	乙原	37	13	13
武-三田-II 66	武庫川	黒川	乙原東中谷	小野	40	6	11
武-三田-II 67	武庫川	黒川	乙原東中谷	乙原	36	2	15
武-三田-II 68	武庫川	黒川	乙原東下谷	乙原	29	7	14
武-三田-II 69	武庫川	黒川	乙原南谷	乙原	23	9	9
武-三田-II 70	武庫川	栗田川	小野北谷	小野	21	4	17



溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
					溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均勾配(度)
武-三田-Ⅱ71	武庫川	栗田川	小野北下谷	小野	45	4	11
武-三田-Ⅱ72	武庫川	栗田川	小野北上谷	小野	15	6	16
武-三田-Ⅱ73	武庫川	栗田川	小野北奥谷	小野	25	6	12
武-三田-Ⅱ74	武庫川	青野川	-	上井沢	10	6	8
武-三田-Ⅱ75	武庫川	青野川	-	上井沢	3	13	6
武-三田-Ⅱ76	武庫川	武庫川	-	東野上	11	5	10
武-三田-Ⅱ77	武庫川	武庫川	-	東野上	92	13	9
武-三田-Ⅱ78	武庫川	武庫川	-	東野上	3	6	45
武-三田-Ⅱ79	武庫川	武庫川	-	東野上	66	34	5
武-三田-Ⅱ80	武庫川	武庫川	-	東野上	8	12	10
武-三田-Ⅱ81	武庫川	武庫川	-	大原	7	3	8
武-三田-Ⅱ82	武庫川	山田川	-	桑原	5	3	9
武-三田-Ⅱ83	武庫川	山田川	-	山田	14	10	9
武-三田-Ⅱ84	武庫川	山田川	-	春下	9	3	6
武-三田-Ⅱ85	武庫川	山田川	志手原谷	志手原	40	11	10
武-三田-Ⅱ86	武庫川	山田川	-	志手原	35	23	10
武-三田-Ⅱ87	武庫川	山田川	入道谷川	市之瀬	60	36	7
武-三田-Ⅱ88	武庫川	山田川	山田谷	山田	47	42	7
武-三田-Ⅱ89	武庫川	羽束川	-	木器	48	15	10
武-三田-Ⅱ90	武庫川	羽束川	小田西谷	大槻瀬	46	23	10
武-三田-Ⅱ91	武庫川	羽束川	西川西谷	大槻瀬	18	19	8
武-三田-Ⅱ92	武庫川	羽束川	見比北谷	小柿	30	14	14
武-三田-Ⅱ93	武庫川	羽束川	村上南谷	小柿	52	13	11
武-三田-Ⅱ94	武庫川	羽束川	布木北谷	布木	21	6	13
武-三田-Ⅱ95	武庫川	羽束川	-	布木	9	1	10
武-三田-Ⅱ96	武庫川	末吉川	川原川	川原	29	8	8
武-三田-Ⅱ97	武庫川	末吉川	末吉谷	末吉	18	5	9
武-三田-Ⅱ98	武庫川	末吉川	-	末吉	40	17	13
武-三田-Ⅱ99	武庫川	羽束川	上槻瀬東谷	下槻瀬	45	9	10
武-三田-Ⅱ100	武庫川	羽束川	下槻瀬東谷	下槻瀬	31	7	15
武-三田-Ⅱ101	武庫川	羽束川	木器東谷	木器	25	4	11
武-三田-Ⅱ102	武庫川	羽束川	木器西谷	木器	22	3	12
武-三田-Ⅱ103	武庫川	羽束川	木器北谷	木器	20	3	11
武-三田-Ⅱ104	武庫川	羽束川	木器中谷	木器	25	2	12
武-三田-Ⅱ105	武庫川	羽束川	木器南谷	木器	32	10	9
武-三田-Ⅱ106	武庫川	波豆川	波豆南中谷	波豆川	6	6	11

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
					溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平 均勾配(度)
武-三田-II 107	武庫川	波豆川	小坂川	波豆川	20	16	11
武-三田-II 108	武庫川	波豆川	波豆南上中谷	波豆川	27	4	10
武-三田-II 109	武庫川	波豆川	-	波豆川	40	10	7
武-三田-II 110	武庫川	波豆川	大船谷川	波豆川	165	62	7
武-三田-II 111	武庫川	波豆川	波豆北谷	波豆川	76	34	10
武-三田-II 112	武庫川	波豆川	波豆北谷	波豆川	15	16	9
武-三田-II 113	武庫川	波豆川	波豆東中谷	波豆川	50	17	7
武-三田-II 114	武庫川	波豆川	大舟寺川	波豆川	130	75	7
武-三田-II 115	武庫川	波豆川	-	波豆川	13	6	5
武-三田-II 116	武庫川	波豆川	波豆東谷	波豆川	99	49	5

### 3 土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ（人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流） [1箇所]

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字 名)	溪流概況		
					溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平 均勾配(度)
武-三田-Ⅲ1	武庫川	武庫川	-	西山2丁目	35	1	18

### 4 土石流危険箇所

溪流種類	箇所
土石流危険溪流Ⅰ	75
土石流危険溪流Ⅱ	116
土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ	1
計	192

## 【資料2-1-6-2】特に警戒を要する河川

水系名	河川名	左右岸	水防上最も重要な区域		次に重要な区域	
			延長 (m)	地 点	延長 (m)	地 点
武庫川	波豆川	左	1,000	市道中河原橋～上流端		
		右	1,000			
"	山田川	左	500	市道久保橋～ 山田滑谷ダム下流		
		右	500			
"	山田川	左	1,350	山田滑谷ダム上流～ 市道砥石橋上流		
		右	1,350			
"	山田川	左	1,800	県道下所橋下流～ 県道清原橋上流		
		右	1,800			
"	大池川	左	50	JR福知山線橋梁～ 国道176号福島橋		
		右	50			
"	羽束川	右			200	千刈ダム上流～香月橋下流
		右			200	
"	相野川	左			2,000	溝口地内市道溝口橋～上流橋
		右			2,000	
合 計		左	4,700	5箇所	2,200	2箇所
		右	4,700	5箇所	2,200	2箇所

## 【資料2-1-7】地すべり防止区域及び地すべり危険箇所

## 1 地すべり防止区域数及び地すべり危険箇所数

兵庫県県土整備部 (国土交通省所管)		兵庫県農林水産部 (構造改善局所管)		兵庫県農林水産部 (林野庁所管)	
防止区域	危険箇所	防止区域	危険箇所	防止区域	危険箇所
1	5	—	—	—	—

## 2 地すべり防止区域

箇所 番号	箇所名	位 置		面積 (ha)		
		大字	字			
1	三 輪	三 輪	—	12.8	県土整備部	219-2 S48.3.12指定 武庫川, 東谷川, 小松谷川

## 3 地すべり危険箇所 [6箇所]

整理番号	箇所名	河 川 名			位 置			面積 (ha)	地すべり 防止 区域の 指定
		水系名	幹川名	溪流名	郡市	町	大字		
219-1	桑原西	武庫川	—	—	三田市	—	桑 原	24.3	
219-2	三 輪	武庫川	東谷川	小松谷川	三田市	—	三 輪	12.8	48.3.12 指定
219-3	宮 脇	武庫川	青野川	—	三田市	—	宮 脇	14.2	
219-4	加 茂	武庫川	青野川	—	三田市	—	加 茂	33.6	
219-5	上深田	武庫川	池尻川	—	三田市	—	上深田	15.1	
219-6	池 尻	武庫川	池尻川	—	三田市	—	池 尻	29.0	

## 【資料2-1-8】急傾斜地崩壊危険箇所

## 1 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ (人家5戸以上等の箇所) [43箇所]

番 号	箇 所 名	位 置	地 形			傾斜区分 (指定年月日)
			延長 (m)	傾斜度 (度)	高 さ (m)	
急-I-1	山田	下槻瀬山田	66	30	52	自然
急-I-2	川西	下槻瀬川西	58	30	55	自然
急-I-3	下里	下里	108	33	86	自然
急-I-4	下里	下里深谷辻	102	30	82	自然
急-I-5	鈴鹿	鈴鹿大谷	313	36	126	自然(S57. 3. 26)
急-I-6	酒井	酒井奥山	320	40	105	自然
急-I-7	乙原(2)	乙原南北中手	156	35	58	自然
急-I-8	乙原(1)	乙原北千丈山	281	40	38	自然
急-I-9	乙原(3)	乙原	179	33	42	自然
急-I-10	上青野	上青野錦坂口	190	30	63	自然
急-I-11	上青野	上青野	91	30	60	自然
急-I-12	須磨田	須磨田下須磨田	173	34	140	自然
急-I-13	藍本(3)	藍本	214	34	48	自然
急-I-14	藍本(4)	藍本波田	133	30	66	自然
急-I-15	藍本(2)	藍本藍本庄	198	32	35	自然
急-I-16	藍本(1)	藍本藍本庄	258	35	62	自然
急-I-17	西相野	西相野相野台	63	38	31	自然
急-I-18	上井沢	上井沢	83	30	13	自然
急-I-19	広沢	広沢北山	156	32	26	自然(S45. 12. 18)
急-I-20	広沢	広沢	152	30	24	自然
急-I-21	下内神	下内神岡田	95	44	28	自然
急-I-22	東野上	東野上城山	250	30	9	自然(S45. 12. 18)
急-I-23	西野上	西野上	178	34	36	自然
急-I-24	三輪(1)	三輪まえだ	110	49	10	自然
急-I-25	三輪上野	三輪上野	120	32	15	自然(S54. 3. 9)
急-I-26	三輪(2)	三輪三丁目	70	31	24	自然(S13. 1. 30)
急-I-27	高次	高次二丁目親谷	145	32	28	自然
急-I-28	池尻	池尻大杭	190	30	15	自然

番 号	箇 所 名	位 置	地 形			傾斜区分 (指定年月日)
			延長 (m)	傾斜度 (度)	高 さ (m)	
急-I-29	池尻(2)	池尻真谷口	200	34	15	自然(S49.2.12)
急-I-30	下里(3)	下里	36	40	66	自然
急-I-31	小柿(1)	小柿	39	32	22	自然
急-I-32	小柿(2)	小柿	235	36	56	自然
急-I-33	尼寺	尼寺	246	32	42	自然
急-I-34	下青野	下青野	50	33	38	自然
急-I-35	東山	東山	60	40	12	自然
急-I-36	上青野(3)	上青野	34	30	25	自然
急-I-37	相野台	西相野相野台	99	30	46	自然
急-I-38	大川瀬	大川瀬	238	33	40	自然
急-I-39	福島	福島	150	30	18	自然
急-I-40	貴志	貴志	182	40	20	自然
急-I-41	下深田	下深田	253	40	20	自然
急-I-42	天神二丁目	天神二丁目	106	41	16	自然
急-I-人1	三輪(人)	三輪四丁目杉谷	90	30	14	人工

急傾斜地崩壊危険箇所（I）は、傾斜度 $30^{\circ}$ 以上、高さ5メートル以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害弱者関連施設のある場合を含む）の箇所

## 2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家1～4戸の箇所） [126箇所]

番号	箇所名	位置	地形			傾斜区分 (指定年月日)
			延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	
急-Ⅱ-1	天神二丁目(1)	天神二丁目	55	31	18	自然
急-Ⅱ-2	寺村町	寺村町	50	30	18	自然
急-Ⅱ-3	桑原西(1)	桑原桑原西	82	30	20	自然
急-Ⅱ-4	桑原西(2)	桑原桑原西	55	32	28	自然
急-Ⅱ-5	桑原東(1)	桑原桑原東	180	36	18	自然
急-Ⅱ-6	桑原東(2)	桑原桑原東	35	30	12	自然
急-Ⅱ-7	桑原東(3)	桑原桑原東	45	30	14	自然
急-Ⅱ-8	高次二丁目	高次二丁目	30	30	10	自然
急-Ⅱ-9	三輪(3)	三輪	50	30	12	自然
急-Ⅱ-10	三輪三丁目	三輪三丁目	55	30	24	自然
急-Ⅱ-11	三輪(4)	三輪	30	34	26	自然
急-Ⅱ-12	三輪(5)	三輪	80	31	30	自然
急-Ⅱ-13	三輪(6)	三輪	75	32	15	自然
急-Ⅱ-14	三輪(7)	三輪	45	31	24	自然
急-Ⅱ-15	三輪(8)	三輪	23	36	22	自然
急-Ⅱ-16	志手原(1)	志手原	170	34	27	自然
急-Ⅱ-17	桑原東(4)	桑原桑原東	60	30	10	自然
急-Ⅱ-18	桑原東(5)	桑原桑原東	45	30	24	自然
急-Ⅱ-19	山田(2)	山田	50	40	16	自然
急-Ⅱ-20	香下(1)	香下本郷	25	32	17	自然
急-Ⅱ-21	香下(2)	香下	35	34	47	自然
急-Ⅱ-22	香下(3)	香下	45	34	29	自然
急-Ⅱ-23	波豆川(1)	波豆川	100	35	76	自然
急-Ⅱ-24	波豆川(2)	波豆川	25	36	44	自然
急-Ⅱ-25	波豆川(3)	波豆川	65	30	12	自然
急-Ⅱ-26	波豆川(4)	波豆川	30	32	32	自然
急-Ⅱ-27	波豆川(5)	波豆川	35	30	22	自然
急-Ⅱ-28	中村	波豆川中村	65	36	40	自然
急-Ⅱ-29	波豆川(6)	波豆川	30	34	32	自然

番 号	箇 所 名	位 置	地 形			傾斜区分 (指定年月日)
			延長 (m)	傾斜度 (度)	高 さ (m)	
急-Ⅱ-30	木器(1)	木器	30	30	15	自然
急-Ⅱ-31	下槻瀬(1)	下槻瀬	50	32	44	自然
急-Ⅱ-32	川西(2)	下槻瀬川西	20	32	20	自然
急-Ⅱ-33	川西(3)	下槻瀬川西	140	30	28	自然
急-Ⅱ-34	山田(3)	下槻瀬山田	50	32	48	自然
急-Ⅱ-35	川西(4)	下槻瀬川西	55	30	20	自然
急-Ⅱ-36	下槻瀬(2)	下槻瀬	35	34	48	自然
急-Ⅱ-37	下里(4)	下里	35	38	50	自然
急-Ⅱ-38	酒井(2)	酒井	55	30	27	自然
急-Ⅱ-39	小柿(3)	小柿	130	34	54	自然
急-Ⅱ-40	十倉(1)	十倉	160	31	54	自然
急-Ⅱ-41	川原(1)	川原	130	37	88	自然
急-Ⅱ-42	川原(2)	川原	145	33	46	自然
急-Ⅱ-43	末吉	末吉	70	30	25	自然
急-Ⅱ-44	布木	布木	60	35	38	自然
急-Ⅱ-45	小柿(4)	小柿	45	30	21	自然
急-Ⅱ-46	小柿(5)	小柿	100	30	38	自然
急-Ⅱ-47	小柿(6)	小柿	90	38	44	自然
急-Ⅱ-48	上村(1)	小柿上村	45	33	61	自然
急-Ⅱ-49	上村(2)	小柿上村	40	33	53	自然
急-Ⅱ-50	小柿(7)	小柿	40	32	36	自然
急-Ⅱ-51	小柿(8)	小柿	100	35	54	自然
急-Ⅱ-52	小柿(9)	小柿	100	32	51	自然
急-Ⅱ-53	尼寺(2)	尼寺	30	32	32	自然
急-Ⅱ-54	小野(1)	小野	70	39	40	自然
急-Ⅱ-55	飯森(1)	小野飯森	10	31	16	自然
急-Ⅱ-56	飯森(2)	小野飯森	15	35	58	自然
急-Ⅱ-57	末東	末末東	50	30	8	自然
急-Ⅱ-58	緑風台	下青野緑風台	45	30	22	自然
急-Ⅱ-59	小野(2)	小野	40	33	12	自然



番 号	箇 所 名	位 置	地 形			傾斜区分 (指定年月日)
			延長 (m)	傾斜度 (度)	高 さ (m)	
急-Ⅱ-60	小野(3)	小野	45	32	18	自然
急-Ⅱ-61	小野(4)	小野	15	32	20	自然
急-Ⅱ-62	小野(5)	小野	70	33	25	自然
急-Ⅱ-63	小野(6)	小野	70	33	18	自然
急-Ⅱ-64	乙原(4)	乙原	35	38	20	自然
急-Ⅱ-65	乙原(5)	乙原	50	30	34	自然
急-Ⅱ-66	乙原(6)	乙原	45	36	30	自然
急-Ⅱ-67	乙原(7)	乙原	50	34	23	自然
急-Ⅱ-68	乙原(8)	乙原	30	30	25	自然
急-Ⅱ-69	乙原(9)	乙原	120	32	28	自然
急-Ⅱ-70	下青野(2)	下青野	55	30	34	自然
急-Ⅱ-71	上青野(4)	上青野	35	40	32	自然
急-Ⅱ-72	上青野(5)	上青野	85	35	56	自然
急-Ⅱ-73	上青野(6)	上青野	50	30	32	自然
急-Ⅱ-74	上青野(7)	上青野	75	33	37	自然
急-Ⅱ-75	乙原(10)	乙原	60	32	63	自然
急-Ⅱ-76	乙原(11)	乙原	40	35	42	自然
急-Ⅱ-77	下母子(1)	母子上母子	40	30	18	自然
急-Ⅱ-78	上母子(1)	母子上母子	30	30	12	自然
急-Ⅱ-79	上母子(2)	母子上母子	50	35	27	自然
急-Ⅱ-80	下母子(2)	母子上母子	75	40	38	自然
急-Ⅱ-81	上母子(3)	母子上母子	40	33	22	自然
急-Ⅱ-82	上母子(4)	母子上母子	55	30	18	自然
急-Ⅱ-83	上母子(5)	母子上母子	45	34	20	自然
急-Ⅱ-84	上母子(6)	母子上母子	40	35	20	自然
急-Ⅱ-85	新田(1)	母子新田	90	32	28	自然
急-Ⅱ-86	新田(2)	母子新田	35	30	25	自然
急-Ⅱ-87	大音所(1)	上本庄大音所	35	32	28	自然
急-Ⅱ-88	大音所(2)	上本庄大音所	40	34	26	自然
急-Ⅱ-89	日出坂(1)	藍本日出坂	35	32	12	自然

番 号	箇 所 名	位 置	地 形			傾斜区分 (定年月日)
			延長 (m)	傾斜度 (度)	高 さ (m)	
急-Ⅱ-90	藍本庄(1)	藍本藍本庄	80	37	80	自然
急-Ⅱ-91	藍本庄(2)	藍本藍本庄	85	33	52	自然
急-Ⅱ-92	波田(1)	藍本波田	40	33	40	自然
急-Ⅱ-93	東本庄	東本庄田中	110	30	40	自然
急-Ⅱ-94	上須磨田(1)	須磨田上須磨田	40	30	39	自然
急-Ⅱ-95	田中(1)	本庄田中田中	45	35	31	自然
急-Ⅱ-96	田中(2)	本庄田中田中	30	34	26	自然
急-Ⅱ-97	藍本庄(3)	藍本藍本庄	70	31	14	自然
急-Ⅱ-98	曲り(1)	藍本曲り	50	30	8	自然
急-Ⅱ-99	曲り(2)	藍本曲り	50	35	16	自然
急-Ⅱ-100	三本	西相野三本	100	30	18	自然
急-Ⅱ-101	相野台(2)	西相野相野台	40	30	10	自然
急-Ⅱ-102	加茂下(1)	加茂加茂下	50	37	14	自然
急-Ⅱ-103	加茂下(2)	加茂加茂下	100	30	16	自然
急-Ⅱ-104	宮脇	宮脇	65	50	22	自然
急-Ⅱ-105	下内神(2)	下内神	25	30	26	自然
急-Ⅱ-106	下内神(3)	下内神	45	32	28	自然
急-Ⅱ-107	上内神(1)	上内神	35	30	30	自然
急-Ⅱ-108	大川瀬(2)	大川瀬	90	31	30	自然
急-Ⅱ-109	大川瀬(3)	大川瀬	60	40	80	自然
急-Ⅱ-110	大川瀬(4)	大川瀬	60	33	30	自然
急-Ⅱ-111	上内神(2)	上内神	35	35	10	自然
急-Ⅱ-112	上内神(3)	上内神	85	30	22	自然
急-Ⅱ-113	沢谷(1)	沢谷	85	30	24	自然
急-Ⅱ-114	沢谷(2)	沢谷	110	30	16	自然
急-Ⅱ-115	沢谷(3)	沢谷	30	30	18	自然
急-Ⅱ-116	沢谷(4)	沢谷	75	30	16	自然
急-Ⅱ-117	下内神(4)	下内神	30	30	26	自然
急-Ⅱ-118	下井沢(1)	下井沢	50	30	36	自然
急-Ⅱ-119	西野上(2)	西野上	40	30	40	自然

番号	箇所名	位置	地形			傾斜区分 (指定年月日)
			延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	
急-Ⅱ-120	西野上(3)	西野上	55	30	40	自然
急-Ⅱ-121	西野上(4)	西野上	45	40	20	自然
急-Ⅱ-122	貴志(2)	貴志	55	30	22	自然
急-Ⅱ-123	上深田(1)	上深田	70	30	30	自然
急-Ⅱ-124	池尻(3)	池尻	65	30	6	自然
急-Ⅱ-125	池尻(4)	池尻	30	30	10	自然
急-Ⅱ-126	下深田(2)	下深田	240	30	25	自然

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）は、傾斜度30°以上、高さ5メートル以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で、被害想定区域内に人家が1～4戸の箇所）

## 3 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ） [45箇所]

番号	箇所名	位置	地形			傾斜区分 (指定年月日)
			延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	
急-Ⅲ-1	上深田(2)	上深田	255	30	34	自然
急-Ⅲ-2	上深田(3)	上深田	100	30	34	自然
急-Ⅲ-3	志手原(2)	志手原	125	30	46	自然
急-Ⅲ-4	末(1)	末末東	120	40	30	自然
急-Ⅲ-5	末(2)	末末東	115	30	32	自然
急-Ⅲ-6	乙原(12)	乙原	115	35	60	自然
急-Ⅲ-7	上青野(8)	上青野	155	31	51	自然
急-Ⅲ-8	上青野(9)	上青野	170	34	40	自然
急-Ⅲ-9	乙原(13)	乙原	100	36	22	自然
急-Ⅲ-10	乙原(14)	乙原	140	30	38	自然
急-Ⅲ-11	志手原(3)	志手原	150	32	86	自然
急-Ⅲ-12	下槻瀬(3)	下槻瀬	160	31	65	自然
急-Ⅲ-13	木器(2)	木器	210	30	60	自然
急-Ⅲ-14	波豆川(7)	波豆川	120	34	76	自然
急-Ⅲ-15	鈴鹿(2)	鈴鹿	125	38	80	自然
急-Ⅲ-16	十倉(2)	十倉	140	35	66	自然
急-Ⅲ-17	十倉(3)	十倉	165	30	64	自然
急-Ⅲ-18	田中(3)	田中	260	31	64	自然
急-Ⅲ-19	小柿(10)	小柿	130	42	52	自然
急-Ⅲ-20	小柿(11)	小柿	140	34	48	自然
急-Ⅲ-21	小柿(12)	小柿	300	34	60	自然
急-Ⅲ-22	上母子(7)	母子上母子	230	30	45	自然
急-Ⅲ-23	下母子(3)	母子下母子	160	30	42	自然
急-Ⅲ-24	日出坂(2)	藍本日出坂	180	30	102	自然
急-Ⅲ-25	日出坂(3)	藍本日出坂	190	32	40	自然
急-Ⅲ-26	日出坂(4)	藍本日出坂	210	36	43	自然
急-Ⅲ-27	藍本庄(4)	藍本藍本庄	190	34	57	自然
急-Ⅲ-28	藍本庄(5)	藍本藍本庄	110	34	34	自然
急-Ⅲ-29	波田(2)	藍本波田	290	34	24	自然

番 号	箇 所 名	位 置	地 形			傾斜区分 (指定年月日)
			延長 (m)	傾斜度 (度)	高 さ (m)	
急-Ⅲ-30	岩倉(1)	岩倉	130	31	88	自然
急-Ⅲ-31	岩倉(2)	岩倉	130	31	48	自然
急-Ⅲ-32	幡尻	上本庄幡尻	240	30	82	自然
急-Ⅲ-33	上須磨田(2)	須磨田上須磨田	160	44	85	自然
急-Ⅲ-34	大音所(3)	上本庄大音所	120	31	49	自然
急-Ⅲ-35	下須磨田	須磨田下須磨田	170	36	30	自然
急-Ⅲ-36	東向	東本庄東向	140	30	28	自然
急-Ⅲ-37	東山(2)	東山	120	39	8	自然
急-Ⅲ-38	長坂	長坂	140	30	14	自然
急-Ⅲ-39	上内神(4)	上内神	140	34	10	自然
急-Ⅲ-40	大川瀬(5)	大川瀬	200	31	94	自然
急-Ⅲ-41	下内神(5)	下内神	220	30	45	自然
急-Ⅲ-42	下井沢(2)	下井沢	250	32	38	自然
急-Ⅲ-43	けやき台三丁目	けやき台三丁目	140	30	22	自然
急-Ⅲ-44	福島(2)	福島	125	30	36	自然
急-Ⅲ-45	成谷	成谷	430	30	36	自然

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）は、傾斜度30°以上、高さ5メートル以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で、被害想定区域内に人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

#### 4 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所の種類	箇 所
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	4 3
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	1 2 6
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ	4 5
計	2 1 4

## 【資料2-1-9】山地災害危険地区

## 1 山腹崩壊危険地区 [61箇所]

箇所番号	大字	字	地区名	危険地区面積 (ha)	治山事業 進捗状況
219-001	広沢		広沢	1	無
219-002	大川瀬		大滝	3	無
219-003	大川瀬		東条湖1	13	無
219-004	大川瀬		東条湖2	1	無
219-005	藍本		藍本駅前	4	無
219-006	東山		東山	1	無
219-007	母子		下母子	2	概成
219-008	尼寺		琴引峠	1	無
219-009	桑原		桑原東	2	無
219-010	木器		川西	1	無
219-011	酒井		酒井	2	概成
219-012	小柿		つどい橋	1	無
219-013	小柿		清水橋	2	無
219-014	下槻瀬		下槻瀬	1	無
219-015	波豆川		中村1	1	概成
219-016	波豆川		中村2	2	無
219-017	波豆川		山香園	1	概成
219-018	西野上	上西山	西野上	1	概成
219-019	池尻		池尻	1	概成
219-020	三輪		三輪	1	一部概成
219-021	加茂	水沼	加茂	1	一部概成
219-022	沢谷	寺谷	沢谷	1	概成
219-023	市之瀬	岩神谷西	市ノ瀬	1	概成
219-024	下槻瀬	山田	下槻瀬2	1	概成
219-025	川原	(観福の森)	観福の森	6	無
219-026	小野	飯森	小野	3	概成
219-027	高次	2丁目	高次	1	概成
219-028	鈴鹿	柏谷	鈴鹿	1	未着手
219-029	藍本	大丸	藍本1	2	未着手
219-030	上青野	前山	上青野1	2	未着手
219-031	母子	三国嶽	母子	2	未着手
219-032	小野	北中手	小野3	1	未着手
219-033	東本庄	長尾	東本庄1	1	未着手
219-034	下槻瀬	小豆畑	下槻瀬2	2	未着手
219-035	藍本	中山	藍本2	1	未着手
219-036	尼寺	畑ヶ谷	尼寺	2	未着手
219-037	小柿	真谷	小柿1	1	未着手
219-038	小野	釜ヶ谷	小野4	1	未着手
219-039	須磨田	京ノ尾	須磨田1	1	未着手
219-040	志手原	中山	志手原1	1	未着手
219-041	小柿	岩坪	小柿2	3	未着手
219-042	藍本	米ヶ谷	藍本3	3	未着手
219-043	小野	飯森	小野5	2	未着手
219-044	小野	花ヶ谷	小野6	1	未着手
219-045	大原	富士山	大原	3	未着手
219-046	下里	前山	下里	3	未着手
219-047	志手原	清水	志手原2	4	未着手
219-048	小野	北中手	小野7	2	未着手
219-049	下青野	城山付通り	下青野1	1	未着手
219-050	酒井	奥山	酒井2	3	未着手
219-051	小野	北中手	小野8	2	未着手
219-052	下青野	城山付通り	下青野2	3	未着手
219-053	下青野	小谷村	下青野3	3	未着手
219-054	東本庄	東イエジ	東本庄2	2	未着手
219-055	小柿	真谷	小柿3	4	未着手
219-056	上青野	千丈寺	上青野2	4	未着手
219-057	上青野	奥元	上青野3	6	未着手
219-058	須磨田	鳥帽子ヶ谷	須磨田2	15	未着手
219-059	福島	沢野前	富永診療所	1	無
219-060	上青野	公事ヶ谷	上青野4	2	未着手
219-061	城山	東本庄	東本庄3	4	未着手

## 2 その他(山腹崩壊危険地区準用地) [1箇所]

箇所番号	大字	字	地区名	危険地区面積 (ha)	治山事業 進捗状況
219-901	福島	沢野前	富永診療所	0	無

## 3 崩壊土砂流出危険地区 [65箇所]

整理番号	大字	字	地区名	危険地区面積 (ha)	治山事業 進捗状況
219-001	須磨田		上須磨田	0.29	概成
219-002	藍本		遠城寺山	0.07	無
219-003	西相野		相野台	0.04	無
219-004	藍本		酒垂神社	0.24	無
219-005	藍本		岩倉	0.05	無
219-006	上本庄		上本庄	0.02	無
219-007	上青野		寺谷	0.24	概成
219-008	上青野		妹背(1)	0.13	無
219-009	上青野		妹背(2)	0.09	無
219-010	上青野		上青野	0.32	無
219-011	下青野		北浦	0.07	概成
219-012	乙原		大根川	3.84	一部概成
219-013	尼寺		花山院	0.15	無
219-014	福島		福島大池	0.52	無
219-015	三輪		三輪	0.79	無
219-016	木器		木器	0.22	無
219-017	小柿		三舟	0.02	無
219-018	小柿		橋詰(1)	0.4	無
219-019	小柿		橋詰(2)	0.16	概成
219-020	小柿		小柿大谷川	1.02	概成
219-021	小柿		天満宮	0.25	無
219-022	小柿		感応寺	0.07	概成
219-023	小柿		羽東川(1)	0.3	無
219-024	小柿		羽東川(2)	0.44	無
219-025	小柿		羽東川(3)	0.56	一部概成
219-026	小柿		羽東川(4)	0.28	無
219-027	小柿		北安	0.06	無
219-028	末吉		方広寺	1.42	無
219-029	鈴鹿		鈴鹿	0.4	一部概成
219-030	下里		下里	0.06	無
219-031	母子	宮ヶ谷	母子(宮ヶ谷)	1.3	概成
219-032	母子	美の坂	母子(美の坂)	0.32	概成
219-033	小野		花山院	0.12	一部概成
219-034	母子	横谷	横谷	1.73	未成
219-035	下槻瀬	大谷西山	下槻瀬	0.05	概成
219-036	乙原	南千丈山	乙原	0.38	一部概成
219-037	下青野	地王堂	地王堂(1)	0.17	未成
219-038	下青野	地王堂	地王堂(2)	0.12	未成
219-039	波豆川	松尾谷	松尾谷(1)	0.4	未成
219-040	波豆川	松尾谷	松尾谷(2)	0.25	未成
219-041	波豆川	大船谷	大船谷	0.73	未成
219-042	波豆川	椿谷	椿谷	0.3	無
219-043	小柿	畑ヶ谷		0.24	未成
219-044	酒井	向山	酒井	0.08	未着手
219-045	下青野	地王堂	下青野1	0.31	未着手
219-046	小柿	真谷	小柿1	0.14	未着手
219-047	下槻瀬	沢谷	下槻瀬2	0.19	未着手
219-048	上本庄	宮の下	上本庄2	0.1	未着手
219-049	上槻瀬	エン谷	上槻瀬	0.37	未着手
219-050	下青野	地王堂	下青野2	1.03	未着手
219-051	乙原	小屋ヶ谷	乙原2	0.17	未着手
219-052	乙原	南指切	乙原3	0.34	未着手
219-053	小柿	向山	小柿2	0.23	未着手
219-054	下槻瀬	小豆畑	下槻瀬3	1.25	未着手
219-055	波豆川	西ノ上	波豆川	0.11	未着手
219-056	母子	美の坂	母子	0.09	未着手
219-057	下青野	地王堂	下青野3	0.1	未着手
219-058	乙原	胡麻ヶ谷	乙原4	0.29	未着手
219-059	乙原	北千丈山	乙原5	0.66	未着手
219-060	十倉	城山	十倉	0.59	未着手
219-061	香下	銭ヶ岩	香下	0.11	未着手
219-062	川原	釜ヶ谷	川原1	0.92	未着手
219-063	川原	武呂谷	川原2	0.13	未着手
219-064	上青野		興元	0.5	未着手
219-065	東本庄	梨ノ木谷	東本庄4	2.25	未着手

## 【資料2-1-10-1】土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

名 称	コード（9桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告示	
							年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号
藍本(3) I	1	20	00	0001	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
藍本(4) I	1	20	00	0002	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
藍本(2) I	1	20	00	0003	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
藍本(1) I	1	20	00	0004	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号	H30.5.29	第539号
西相野 I	1	20	00	0005	西相野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号	H30.5.29	第539号
相野台 I	1	20	00	0006	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
大川瀬 I	1	20	00	0007	大川瀬	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
日出坂(1) II	1	20	00	0008	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
藍本庄(1) II	1	20	00	0009	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号	H30.5.29	第539号
藍本庄(2) II	1	20	00	0010	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
波田(1) II	1	20	00	0011	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
藍本庄(3) II	1	20	00	0012	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
曲り(2) II	1	20	00	0013	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
三本 II	1	20	00	0014	大川瀬	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号	H30.5.29	第539号
大川瀬(2) II	1	20	00	0015	大川瀬	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
大川瀬(3) II	1	20	00	0016	大川瀬	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
大川瀬(4) II	1	20	00	0017	大川瀬	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
日出坂(2) III	1	20	00	0018	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
日出坂(3) III	1	20	00	0019	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
日出坂(4) III	1	20	00	0020	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
藍本庄(4) III	1	20	00	0021	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号	H30.5.29	第539号
藍本庄(5) III	1	20	00	0022	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
波田(2) III	1	20	00	0023	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号	H30.5.29	第539号
岩倉(1) III	1	20	00	0024	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
岩倉(2) III	1	20	00	0025	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
大川瀬(5) III	1	20	00	0026	大川瀬	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
須磨田 I	1	20	00	0027	須磨田	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号
東山 I	1	20	00	0028	東山	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		



名 称	コード（9桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告示	
							年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号
大音所(1)Ⅱ	1	20	00	0029	上本庄	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
大音所(2)Ⅱ	1	20	00	0030	上本庄	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上須磨田(1)Ⅱ	1	20	00	0031	須磨田	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
田中(1)Ⅱ	1	20	00	0032	東本庄	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
田中(2)Ⅱ	1	20	00	0033	東本庄	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号
宮脇Ⅱ	1	20	00	0034	宮脇	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
幡尻Ⅲ	1	20	00	0035	上本庄	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上須磨田(2)Ⅲ	1	20	00	0036	須磨田	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
大音所(3)Ⅲ	1	20	00	0037	上本庄	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
下須磨田Ⅲ	1	20	00	0038	須磨田	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号
東向Ⅲ	1	20	00	0039	東本庄	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
東山(2)Ⅲ	1	20	00	0040	東山	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
長坂Ⅲ	1	20	00	0041	長坂	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野(1)Ⅰ	1	20	00	0042	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野(2)Ⅰ	1	20	00	0043	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
広沢(急)Ⅰ	1	20	00	0044	広沢	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
広沢Ⅰ	1	20	00	0045	下内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
下内神Ⅰ	1	20	00	0046	下内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
東野上(急)Ⅰ	1	20	00	0047	東野上	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
西野上Ⅰ	1	20	00	0048	西野上	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下青野Ⅰ	1	20	00	0049	下青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号
上青野(3)Ⅰ	1	20	00	0050	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
福島Ⅰ	1	20	00	0051	福島	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
末東Ⅱ	1	20	00	0052	末	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
緑風台Ⅱ	1	20	00	0053	下青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下青野(2)Ⅱ	1	20	00	0054	下青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野(4)Ⅱ	1	20	00	0055	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野(5)Ⅱ	1	20	00	0056	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号

名 称	コード（9桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告示	
							年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号
上青野(6)Ⅱ	1	20	00	0057	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野(7)Ⅱ	1	20	00	0058	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号
加茂下(1)Ⅱ	1	20	00	0059	東野上	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号
加茂下(2)Ⅱ	1	20	00	0060	加茂	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下内神(2)Ⅱ	1	20	00	0061	下内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下内神(3)Ⅱ	1	20	00	0062	下内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上内神(1)Ⅱ	1	20	00	0063	上内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上内神(2)Ⅱ	1	20	00	0064	上内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上内神(3)Ⅱ	1	20	00	0065	上内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
沢谷(2)Ⅱ	1	20	00	0066	沢谷	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下内神(4)Ⅱ	1	20	00	0067	下内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
下井沢(1)Ⅱ	1	20	00	0068	下井沢	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
西野上(2)Ⅱ	1	20	00	0069	西野上	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
西野上(3)Ⅱ	1	20	00	0070	西野上	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
西野上(4)Ⅱ	1	20	00	0071	西野上	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
末(1)Ⅲ	1	20	00	0072	末	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
末(2)Ⅲ	1	20	00	0073	末	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
上青野(8)Ⅲ	1	20	00	0074	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野(9)Ⅲ	1	20	00	0075	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上内神(4)Ⅲ	1	20	00	0076	上内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下内神(5)Ⅲ	1	20	00	0077	下内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下井沢(2)Ⅲ	1	20	00	0078	下井沢	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
福島(2)Ⅲ	1	20	00	0079	福島	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
けやき台三丁目Ⅲ	1	20	00	0080	けやき台3丁目	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
下深田Ⅰ	1	20	00	0081	武庫が丘8丁目	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
池尻(急)Ⅰ	1	20	00	0082	池尻	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
池尻(2)Ⅰ	1	20	00	0083	池尻	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
貴志Ⅰ	1	20	00	0084	貴志	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		

名 称	コード（9桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況		
							警戒区域		特別警戒区域		告示		
							年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号	
天神二丁目Ⅰ	1	20	00	0085	天神2丁目	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号			発生無		
寺村町Ⅱ	1	20	00	0086	寺村町	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
貴志(2)Ⅱ	1	20	00	0087	貴志	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
池尻(3)Ⅱ	1	20	00	0088	池尻	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号			発生無		
池尻(4)Ⅱ	1	20	00	0089	池尻	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
下深田(2)Ⅱ	1	20	00	0090	下深田	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
上深田(2)Ⅲ	1	20	00	0091	上深田	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
乙原(2)Ⅰ	1	20	00	0092	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
乙原(1)Ⅰ	1	20	00	0093	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号			
乙原(3)Ⅰ	1	20	00	0094	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
飯森(1)Ⅱ	1	20	00	0095	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
飯森(2)Ⅱ	1	20	00	0096	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
小野(2)Ⅱ	1	20	00	0097	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
小野(3)Ⅱ	1	20	00	0098	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号			
小野(4)Ⅱ	1	20	00	0099	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
小野(5)Ⅱ	1	20	00	0100	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号			
小野(6)Ⅱ	1	20	00	0101	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
乙原(4)Ⅱ	1	20	00	0102	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号			
乙原(5)Ⅱ	1	20	00	0103	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号			
乙原(6)Ⅱ	1	20	00	0104	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号			
乙原(7)Ⅱ	1	20	00	0105	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号			
乙原(8)Ⅱ	1	20	00	0106	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
乙原(9)Ⅱ	1	20	00	0107	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号			
乙原(10)Ⅱ	1	20	00	0108	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号			
乙原(11)Ⅱ	1	20	00	0109	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号			
下母子(1)Ⅱ	1	20	00	0110	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号			
上母子(1)Ⅱ	1	20	00	0111	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号			
上母子(2)Ⅱ	1	20	00	0112	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号			

名 称	コード（9桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告示	
							年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号
下母子（2）Ⅱ	1	20	00	0113	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
上母子（3）Ⅱ	1	20	00	0114	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
上母子（4）Ⅱ	1	20	00	0115	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
上母子（5）Ⅱ	1	20	00	0116	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
上母子（6）Ⅱ	1	20	00	0117	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
新田（1）Ⅱ	1	20	00	0118	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
新田（2）Ⅱ	1	20	00	0119	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
乙原（12）Ⅲ	1	20	00	0120	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
乙原（13）Ⅲ	1	20	00	0121	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
乙原（14）Ⅲ	1	20	00	0122	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
上母子（7）Ⅲ	1	20	00	0123	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
下母子（3）Ⅲ	1	20	00	0124	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
三輪（人）Ⅰ	1	20	00	0125	三輪四丁目	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
山田Ⅰ	1	20	00	0126	木器	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
三輪（1）Ⅰ	1	20	00	0127	三輪	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
三輪上野Ⅰ	1	20	00	0128	三輪四丁目	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
三輪（2）Ⅰ	1	20	00	0129	三輪三丁目	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
高次Ⅰ	1	20	00	0130	高次二丁目	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
尼寺Ⅰ	1	20	00	0131	尼寺	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
桑原西（1）Ⅱ	1	20	00	0132	桑原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
桑原西（2）Ⅱ	1	20	00	0133	桑原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
桑原東（1）Ⅱ	1	20	00	0134	山田	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
桑原東（3）Ⅱ	1	20	00	0135	桑原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
高次二丁目Ⅱ	1	20	00	0136	高次	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
三輪（3）Ⅱ	1	20	00	0137	三輪	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
三輪三丁目Ⅱ	1	20	00	0138	三輪三丁目	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
三輪（4）Ⅱ	1	20	00	0139	三輪	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
三輪（5）Ⅱ	1	20	00	0140	三輪	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		

名 称	コード（9桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況		
							警戒区域		特別警戒区域		告示		
							年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号	
三輪（6）Ⅱ	1	20	00	0141	三輪	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
三輪（7）Ⅱ	1	20	00	0142	三輪	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
三輪（8）Ⅱ	1	20	00	0143	三輪	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
志手原（1）Ⅱ	1	20	00	0144	志手原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号			
桑原東（4）Ⅱ	1	20	00	0145	山田	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号			
山田（2）Ⅱ	1	20	00	0146	山田	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号			
香下（2）Ⅱ	1	20	00	0147	香下	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号			
香下（3）Ⅱ	1	20	00	0148	香下	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号			
下槻瀬（2）Ⅱ	1	20	00	0149	下槻瀬	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号			
尼寺（2）Ⅱ	1	20	00	0150	志手原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号			
志手原（2）Ⅲ	1	20	00	0151	志手原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号			
志手原（3）Ⅲ	1	20	00	0152	下槻瀬	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号			
下槻瀬（3）Ⅲ	1	20	00	0153	志手原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号			
成谷Ⅲ	1	20	00	0154	成谷	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号			
川西Ⅰ	1	20	00	0155	下槻瀬	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
下里（1）Ⅰ	1	20	00	0156	下里	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号	
下里（2）Ⅰ	1	20	00	0157	下里	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号			
鈴鹿（急）Ⅰ	1	20	00	0158	鈴鹿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
酒井Ⅰ	1	20	00	0159	酒井	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号			
下里（3）Ⅰ	1	20	00	0160	下里	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号			
小柿（1）Ⅰ	1	20	00	0161	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号			
小柿（2）Ⅰ	1	20	00	0162	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
波豆川（1）Ⅱ	1	20	00	0163	波豆川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号			
波豆川（2）Ⅱ	1	20	00	0164	波豆川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号			
波豆川（5）Ⅱ	1	20	00	0165	波豆川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号			発生無		
中村Ⅱ	1	20	00	0166	波豆川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号	
波豆川（6）Ⅱ	1	20	00	0167	波豆川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号			
川西（2）Ⅱ	1	20	00	0168	下槻瀬	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号	

名 称	コード（9桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告示	
							年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号
川西（3）Ⅱ	1	20	00	0169	下槻瀬	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
山田（3）Ⅱ	1	20	00	0170	木器	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
川西（4）Ⅱ	1	20	00	0171	下槻瀬	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
下里（4）Ⅱ	1	20	00	0172	下里	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
酒井（2）Ⅱ	1	20	00	0173	酒井	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（3）Ⅱ	1	20	00	0174	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
十倉（1）Ⅱ	1	20	00	0175	十倉	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
川原（1）Ⅱ	1	20	00	0176	川原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
川原（2）Ⅱ	1	20	00	0177	川原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
末吉Ⅱ	1	20	00	0178	末吉	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
布木Ⅱ	1	20	00	0179	布木	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
小柿（4）Ⅱ	1	20	00	0180	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（6）Ⅱ	1	20	00	0181	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
上村（1）Ⅱ	1	20	00	0182	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
上村（2）Ⅱ	1	20	00	0183	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
小柿（7）Ⅱ	1	20	00	0184	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（8）Ⅱ	1	20	00	0185	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（9）Ⅱ	1	20	00	0186	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小野（1）Ⅱ	1	20	00	0187	尼寺	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
木器（2）Ⅲ	1	20	00	0188	下槻瀬	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆川（7）Ⅲ	1	20	00	0189	波豆川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
鈴鹿（2）Ⅲ	1	20	00	0190	鈴鹿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
十倉（2）Ⅲ	1	20	00	0191	酒井	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
十倉（3）Ⅲ	1	20	00	0192	十倉	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
田中（3）Ⅲ	1	20	00	0193	田中	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（10）Ⅲ	1	20	00	0194	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（11）Ⅲ	1	20	00	0195	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（12）Ⅲ	1	20	00	0196	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		

名 称	コード（9桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告示	
							年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号
藍本(5) I	1	20	00	0197	藍本	急傾斜地の崩壊	H30.5.29	第535号	H30.5.29	第543号		
上深田(1) II	1	20	00	0198	上深田	急傾斜地の崩壊	R2.2.28	第206号	R2.2.28	第228号		
大川瀬西谷 I	2	20	00	0001	大川瀬	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
相野台谷 I	2	20	00	0002	西相野	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
酒乗川 I	2	20	00	0003	藍本	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
藍本東谷 I	2	20	00	0004	藍本	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
鎌倉谷川 I	2	20	00	0005	藍本	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
大川瀬北谷 II	2	20	00	0006	大川瀬	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
大川瀬東谷 II	2	20	00	0007	大川瀬	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
丸岡谷 II	2	20	00	0008	藍本	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
上相野北谷 II	2	20	00	0009	上相野	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
上相野中谷 II	2	20	00	0010	上相野	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
上相野下谷 II	2	20	00	0011	上相野	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
上相野南谷 II	2	20	00	0012	上相野	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
松尾台谷 II	2	20	00	0013	藍本	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
藍本南谷 II	2	20	00	0014	藍本	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
藍本西谷 II	2	20	00	0015	藍本	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
藍本庄北谷 II	2	20	00	0016	藍本	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
滝谷川 II	2	20	00	0017	藍本	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
藍本北谷 II	2	20	00	0018	藍本	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
波田谷 II	2	20	00	0019	藍本	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
岩倉西谷 II	2	20	00	0020	藍本	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
岩倉東谷 II	2	20	00	0021	藍本	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
西安谷 I	2	20	00	0022	東本庄	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
みょうが谷 I	2	20	00	0023	東本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
須合谷川 I	2	20	00	0024	須磨田	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
左二階尻川 I	2	20	00	0025	上本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
奥山川 I	2	20	00	0026	上本庄	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		

名 称	コード（9桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告示	
							年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号
右1号谷川Ⅱ	2	20	00	0027	東本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
茗荷谷川Ⅱ	2	20	00	0028	東本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
幡尻谷Ⅱ	2	20	00	0029	上本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
奥山川Ⅱ	2	20	00	0030	上本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
大音所東谷Ⅱ	2	20	00	0031	上本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
大音所南谷Ⅱ	2	20	00	0032	上本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上須田東谷Ⅱ	2	20	00	0033	須磨田	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
上須田東中谷Ⅱ	2	20	00	0034	須磨田	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下須磨田南谷Ⅱ	2	20	00	0035	東本庄	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
中内神中谷Ⅰ	2	20	00	0036	中内神	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野北谷Ⅰ	2	20	00	0037	上青野	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野谷Ⅰ	2	20	00	0038	上青野	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
福田川Ⅰ	2	20	00	0039	上青野	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
青久寺川Ⅰ	2	20	00	0040	下青野	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
極楽寺川Ⅰ	2	20	00	0041	下青野	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
末谷Ⅰ	2	20	00	0042	下青野	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
福島谷Ⅰ	2	20	00	0043	福島	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
沢谷Ⅱ	2	20	00	0044	沢谷	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
上内神南谷Ⅱ	2	20	00	0045	上内神	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
上内神西谷Ⅱ	2	20	00	0046	上内神	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
上内神北谷Ⅱ	2	20	00	0047	上内神	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上内神東谷Ⅱ	2	20	00	0048	上内神	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
中内神西谷Ⅱ	2	20	00	0049	中内神	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
感神社谷Ⅱ	2	20	00	0050	中内神	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
西蓮寺谷Ⅱ	2	20	00	0051	中内神	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
中内神東谷Ⅱ	2	20	00	0052	中内神	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
下内神西谷Ⅱ	2	20	00	0053	下内神	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
上青野谷Ⅱ	2	20	00	0054	下青野	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		



名 称	コード（9桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況		
							警戒区域		特別警戒区域		告示		
							年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号	
大垣川Ⅱ	2	20	00	0055	上青野	土石流	H19.9.4	第926号			発生無		
上青野中谷Ⅱ	2	20	00	0056	上青野	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
上須磨谷川Ⅱ	2	20	00	0057	上青野	土石流	H19.9.4	第926号			発生無		
上青野東谷Ⅱ	2	20	00	0058	上青野	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
下青野谷Ⅱ	2	20	00	0059	下青野	土石流	H19.9.4	第926号			発生無		
千丈寺谷川Ⅱ	2	20	00	0060	下青野	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
北浦西谷Ⅱ	2	20	00	0061	北浦	土石流	H19.9.4	第926号			発生無		
末東谷Ⅱ	2	20	00	0062	末	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
加茂北谷Ⅱ	2	20	00	0063	加茂	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
寺ノ下大池谷Ⅱ	2	20	00	0064	加茂	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
北山池北谷Ⅱ	2	20	00	0065	加茂	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
北山池南谷Ⅱ	2	20	00	0066	加茂	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
東野上北谷Ⅱ	2	20	00	0067	東野上	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号	
東野谷中谷Ⅱ	2	20	00	0068	東野上	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号	
東野谷南谷Ⅱ	2	20	00	0069	東野上	土石流	H19.9.4	第926号			発生無		
ゆりのき台谷Ⅰ	2	20	00	0070	ゆりのき台2丁目	土石流	H19.9.4	第926号			発生無		
寺村谷Ⅰ	2	20	00	0071	寺村町	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
真谷Ⅱ	2	20	00	0072	池尻	土石流	H19.9.4	第926号			発生無		
中の谷Ⅱ	2	20	00	0073	池尻	土石流	H19.9.4	第926号			発生無		
芦ヶ谷Ⅱ	2	20	00	0074	池尻	土石流	H19.9.4	第926号			発生無		
こいが谷Ⅱ	2	20	00	0075	池尻	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号			
下母子谷Ⅰ	2	20	00	0076	母子	土石流	H21.3.17	第300号			発生無		
上母子谷Ⅰ	2	20	00	0077	母子	土石流	H21.3.17	第300号			発生無		
母子1Ⅰ	2	20	00	0078	母子	土石流	H21.3.17	第300号			発生無		
母子2Ⅰ	2	20	00	0079	母子	土石流	H21.3.17	第300号			発生無		
小野西谷Ⅰ	2	20	00	0080	小野	土石流	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号			
千丈寺東川Ⅰ	2	20	00	0081	乙原	土石流	H21.3.17	第300号			発生無		
稲倉谷川Ⅰ	2	20	00	0082	乙原	土石流	H21.3.17	第300号			発生無		

名 称	コード（9桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告 示	
							年 月 日	番 号	年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
脇田川 I	2	20	00	0083	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
乙原1 I	2	20	00	0084	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
乙原2 I	2	20	00	0085	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号	H31. 3. 29	第362号		
牛屋ヶ谷川 I	2	20	00	0086	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
天神ヶ谷川 I	2	20	00	0087	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
小野1 I	2	20	00	0088	小野	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
小野南上谷 I	2	20	00	0089	小野	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
小野南中谷 I	2	20	00	0090	小野	土石流	H21. 3. 17	第300号	H31. 3. 29	第362号		
小野南南谷 I	2	20	00	0091	小野	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
芝床川 I	2	20	00	0092	小野	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
奥谷川 I	2	20	00	0093	小野	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
母子3 II	2	20	00	0094	母子	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
新田北谷 II	2	20	00	0095	母子	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
母子4 II	2	20	00	0096	母子	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
母子5 II	2	20	00	0097	母子	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
母子6 II	2	20	00	0098	母子	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
乙原奥谷 II	2	20	00	0099	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
乙原3 II	2	20	00	0100	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
乙原西奥谷 II	2	20	00	0101	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
乙原4 II	2	20	00	0102	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
乙原5 II	2	20	00	0103	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
乙原東谷 II	2	20	00	0104	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
乙原6 II	2	20	00	0105	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
乙原東中谷（1） II	2	20	00	0106	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
乙原東中谷（2） II	2	20	00	0107	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
乙原東下谷 II	2	20	00	0108	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
乙原南谷 II	2	20	00	0109	乙原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
花院川 I	2	20	00	0110	尼寺	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		

名 称	コード（9桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告示	
							年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号
大原1 I	2	20	00	0111	大原	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
川除1 I	2	20	00	0112	川除	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
三輪谷 I	2	20	00	0113	三輪	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
高次1 I	2	20	00	0114	高次	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
高次2 I	2	20	00	0115	高次	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
高次3 I	2	20	00	0116	高次	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
高次4 I	2	20	00	0117	高次	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
高次5 I	2	20	00	0118	高次	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
高次6 I	2	20	00	0119	高次	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
香下1 I	2	20	00	0120	香下	土石流	H21. 3. 17	第300号	H30. 5. 29	第543号		
本郷谷 I	2	20	00	0121	香下	土石流	H21. 3. 17	第300号	H30. 5. 29	第543号		
大原2 II	2	20	00	0122	大原	土石流	H21. 3. 17	第300号	H30. 5. 29	第543号		
桑原1 II	2	20	00	0123	桑原	土石流	H21. 3. 17	第300号	H30. 5. 29	第543号		
山田2 II	2	20	00	0124	山田	土石流	H21. 3. 17	第300号	H30. 5. 29	第543号		
香下2 II	2	20	00	0125	香下	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
志手原谷 II	2	20	00	0126	志手原	土石流	H21. 3. 17	第300号	H30. 5. 29	第543号		
志手原1 II	2	20	00	0127	志手原	土石流	H21. 3. 17	第300号	H30. 5. 29	第543号		
山田谷 II	2	20	00	0128	山田	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
山田東谷 I	2	20	00	0129	木器	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
下槻瀬1 I	2	20	00	0130	下槻瀬	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
七松谷川 I	2	20	00	0131	上槻瀬	土石流	H21. 3. 17	第300号	H29. 6. 30	第677号		
上槻瀬川 I	2	20	00	0132	上槻瀬	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
高平南川 I	2	20	00	0133	上槻瀬	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
酒井川 I	2	20	00	0134	酒井	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
見比川 I	2	20	00	0135	小柿	土石流	H21. 3. 17	第300号	H29. 6. 30	第677号		
小柿1 I	2	20	00	0136	小柿	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
北安川 I	2	20	00	0137	小柿	土石流	H21. 3. 17	第300号		発生無		
大谷川二 I	2	20	00	0138	小柿	土石流	H21. 3. 17	第300号	H29. 6. 30	第677号	H29. 6. 30	第676. 677号

名 称	コード（9桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告示	
							年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号
宮ヶ谷川Ⅰ	2	20	00	0139	小柿	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
高坂川Ⅰ	2	20	00	0140	小柿	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
布木川Ⅰ	2	20	00	0141	布木	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
川原西谷Ⅰ	2	20	00	0142	川原	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
互屋谷川Ⅰ	2	20	00	0143	末吉	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
川原川（1）Ⅰ	2	20	00	0144	川原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
十倉北谷Ⅰ	2	20	00	0145	十倉	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
十倉中谷Ⅰ	2	20	00	0146	十倉	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
向山川Ⅰ	2	20	00	0147	十倉	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
大谷川Ⅰ	2	20	00	0148	鈴鹿	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
大里Ⅰ	2	20	00	0149	下里	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
谷本川Ⅰ	2	20	00	0150	下槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
馬出川Ⅰ	2	20	00	0151	下槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆東下谷Ⅰ	2	20	00	0152	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
小野北谷Ⅱ	2	20	00	0153	小野	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
小野北下谷Ⅱ	2	20	00	0154	小野（小柿）	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
小野北上谷Ⅱ	2	20	00	0155	小野（小柿）	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小野北奥谷Ⅱ	2	20	00	0156	小柿	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
入道谷川Ⅱ	2	20	00	0157	市之瀬	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
木器ⅠⅡ	2	20	00	0158	木器	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小田西谷Ⅱ	2	20	00	0159	下槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
西川西谷Ⅱ	2	20	00	0160	下槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
見比北谷Ⅱ	2	20	00	0161	小柿	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
村上南谷Ⅱ	2	20	00	0162	小柿	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
布木北谷Ⅱ	2	20	00	0163	布木	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
布木ⅠⅡ	2	20	00	0164	布木	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
川原川（2）Ⅱ	2	20	00	0165	川原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
末吉谷Ⅱ	2	20	00	0166	末吉	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		

名 称	コード（9桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告示	
							年月日	番号	年月日	番号	年月日	番号
末吉1Ⅱ	2	20	00	0167	末吉	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
上槻瀬東谷Ⅱ	2	20	00	0168	上槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
下槻瀬東谷Ⅱ	2	20	00	0169	上槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
木器東谷Ⅱ	2	20	00	0170	木器	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
木器西谷Ⅱ	2	20	00	0171	木器	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
木器北谷Ⅱ	2	20	00	0172	木器	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
木器中谷Ⅱ	2	20	00	0173	木器	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
木器南谷Ⅱ	2	20	00	0174	木器	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆南中谷Ⅱ	2	20	00	0175	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
小坂川Ⅱ	2	20	00	0176	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆南上中谷Ⅱ	2	20	00	0177	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆川1Ⅱ	2	20	00	0178	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
大船谷川Ⅱ	2	20	00	0179	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆北谷（1）Ⅱ	2	20	00	0180	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆北谷（2）Ⅱ	2	20	00	0181	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
大舟寺川Ⅱ	2	20	00	0182	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆川2Ⅱ	2	20	00	0183	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
波豆東谷Ⅱ	2	20	00	0184	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
桑原西	3	20	00	0001	桑原	地滑り	H24.2.10	第158号				
三輪	3	20	00	0002	三輪	地滑り	H24.2.10	第158号				
宮脇	3	20	00	0003	宮脇	地滑り	H24.2.10	第158号				
加茂	3	20	00	0004	加茂	地滑り	H24.2.10	第158号				
上深田	3	20	00	0005	上深田	地滑り	H24.2.10	第158号				
池尻	3	20	00	0006	池尻	地滑り	H24.2.10	第158号				

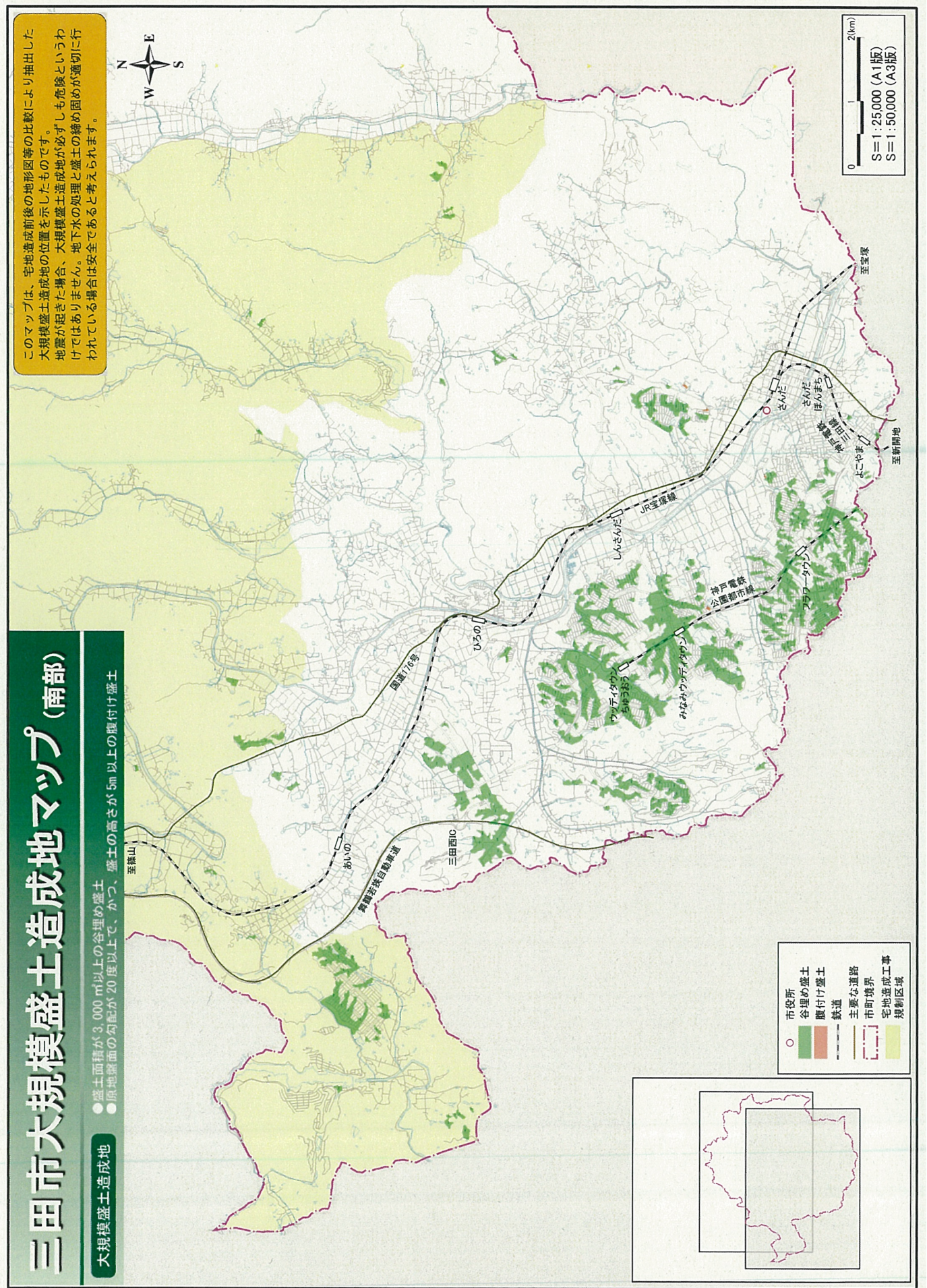
**【資料2-1-10-2】警戒ため池**

ため池名	管理者	地区名	受益面積 (ha)	堤高 (m)	堤長 (m)	想定被害
遠谷中池	新賀水利組合	大川瀬	5.0	11.0	50.0	家屋1戸
新池	加茂区	加茂	20.4	6.0	50.0	家屋13戸

**【資料2-1-11】宅地造成工事規制区域の指定**

指定面積	指定年月日
9,828ha	S48.4.7 建設省告示第843号

【資料2-1-12】大規模盛土造成地マップ（南部）



【資料2-1-12】大規模盛土造成地マップ（北部）





## 【資料2-1-13】 災害危険区域指定状況

番号	箇所名	位置		地形			備考 (指定年月日)
		大字	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	
1	東野上	東野上	戎山	50	250	10	急傾斜地 (H 1 1 . 4 . 1 三田市告示第 3 4 号)

## 【資料2-1-14】危険物施設等の設置状況

## 1 危険物貯蔵・取扱施設

区 分		施 設 数
製 造 所		1 1
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	7 6
	屋外タンク貯蔵所	4 5
	屋内タンク貯蔵所	9
	地下タンク貯蔵所	5 5
	簡易タンク貯蔵所	0
	移動タンク貯蔵所	2 0
	屋外貯蔵所	2 5
	小 計	2 3 0
取 扱 所	給油取扱所	3 7
	第1種販売取扱所	0
	第2種販売取扱所	0
	移送取扱所	0
	一般取扱所	4 3
	小 計	8 0
合 計		3 2 1
事 業 所		1 2 3

※上記のうち最大危険物事業所数（消防法の規定により、予防規程を定めなければならない施設）は、35である。

## 2 放射性物質等貯蔵・取扱施設

## ○ 核燃料物質取扱事業所

事業所数	所 在 地	物 質 名
3	テクノパーク	天然ウラン・劣化ウラン・トリウム

## ○ 放射性同位元素取扱事業所

事業所数	所 在 地	物 質 名
2	テクノパーク	45C a ・ 75S e ・ 125I ・ 137C s 他
1	けやき台	7G a ・ 81m K r ・ 99m T c 他

### 3 毒物・劇物貯蔵・取扱事業所

工場関係

施設数	所在地	物質名
7	テクノパーク 東本庄 西野上 三輪	シアン化ナトリウム・水銀・フッ化水素・アンモニア・塩化水素・クロロホルム・硫酸・四塩化炭素・苛性ソーダ・三酸化ニアンチモン・三酸化アンチモン・ヨウ素・ホルムアルデヒド

### 4 高圧ガス販売事業所

○ 液化石油ガス

	施設名	所在地
1	協和ガス(株)	三田市対中町19-6
3	(株)田中産業	三田市中央町16-2
4	富成商店	三田市横山町3-11
5	(有)脇田燃料	三田市中央町4-25
6	市野商店	三田市三田町28-29
7	脇田商店	三田市三田町31-13
8	(株)JAエネルギー兵庫 さんだLPG販売所	三田市加茂198
9	イワタニ近畿(株)三田営業所	三田市上井沢135
10	(株)エネアーク関西兵庫支社三田支店	三田市福島字長町371-9

## 【資料2-2-1】避難所一覧

(1) 市指定避難所（指定緊急避難場所、指定避難所）

	名称	所在地	電話番号	受入人数※1		救護所※2	自主避難所※3	風水害時避難所※4	地震災害時避難所※5
				ケース1	ケース2				
三田	三田小学校	屋敷町2番20号	562-4751	214	1,043	○		○	○
	八景中学校	八景町1205番地	563-2204	240	1,076				○
	さんだ市民センター	三田町22番19号	563-2991	220	220		○	○	○
三輪	城山公園	三輪1314番地	563-5511	591	591		○	○	○
	三輪小学校	三輪1-12-11	564-4087	214	804			○	○
	松が丘小学校	川除535番地	563-4320	214	666	○		○	○
	志手原小学校	志手原881番地	563-4406	191	482			○	○
	上野台中学校	志手原1145番地	563-0234	240	801	○			○
広野	広野小学校	上井沢295番地	567-0024	214	772	○		○	○
	広野市民センター	上井沢28番地1	567-0490	180	180		○	○	○
小野	母子山の峰会館	母子701番地3	566-0070	37	37		○	○	○
	小野幼稚園	小野1740	566-0502	82	82			○	○
	有馬富士共生センター	尼寺968番地	566-1200	135	135		○	○	○
高平	高平小学校	下里172番地	569-0142	214	537	○		○	○
	高平ふるさと交流センター	布木298	569-1811	321	321		○	○	○
藍	藍市民センター	大川瀬1307番地44	560-7551	153	153		○	○	○
	藍中学校	大川瀬1307番地36	568-3747	260	889	○			○
	つつじが丘小学校	つつじが丘南3丁目829番地1	568-3771	252	889			○	○
	藍小学校	西相野477-1	568-0001	162	521			○	○
本庄	本庄小学校	東本庄1910番地	568-1002	189	458			○	○
	長坂中学校	長坂484番地	568-1307	238	510	○			○
	ふれあいと創造の里	四ツ辻1129番地1	568-4000	291	291		○	○	○
フラワータウン	武庫小学校	武庫が丘4丁目13番地	563-1761	218	982			○	○
	狭間小学校	狭間が丘4丁目4番地	562-2145	214	952			○	○
	狭間中学校	狭間が丘4丁目1番地	564-6492	235	941	○			○
	富士小学校	富士が丘1丁目12番地	562-8245	205	756			○	○
	富士中学校	富士が丘3丁目25番地	562-7224	270	839	○			○
	弥生小学校	弥生が丘2丁目20番地	562-5175	214	805			○	○
	フラワータウン市民センター	武庫が丘7丁目3番地1	562-5555	304	304		○	○	○

	名 称	所 在 地	電話番号	受入人数※1		救護所※2	自主避難所※3	風水害時避難所※4	地震災害時避難所※5
				ケース1	ケース2				
ウッディタウン・カルチャータウン	すずかけ台小学校	すずかけ台2丁目45番地	565-0081	191	891			○	○
	あかしあ台小学校	あかしあ台2丁目6番地	565-2712	252	1,037			○	○
	ゆりのき台小学校	ゆりのき台4丁目24番地	565-7145	247	1,067			○	○
	ゆりのき台中学校	ゆりのき台2丁目1番地1	565-4971	270	1,056	○			○
	けやき台小学校	けやき台3丁目77番地	565-1950	250	1,025			○	○
	けやき台中学校	けやき台2丁目1番地	565-0086	274	1,154	○			○
	ウッディタウン市民センター	けやき台1丁目4番地1	565-2443	309	309		○	○	○
	学園小学校	学園7丁目7番地	565-8100	214	614	○		○	○
合 計				8,519	24,190	12	10	29	37

※1) 受入人数は、1人当たり3㎡を有効面積として算出している。

・ケース1は小中学校について体育館のみを使用した場合

・ケース2は小中学校について体育館と教室等を使用した最大の場合

※2) 救護所欄の○印は救護所を設置する市指定避難所を示す。

※3) 自主避難所欄の○印は、風水害時に自主避難者を受入れる市指定避難所を示す。

※4) 風水害時避難所欄の○印は、風水害時に避難者を受入れる市指定避難所を示す。

※5) 地震災害時避難所欄の○印は、地震災害時に避難者を受入れる市指定避難所を示す。

## (2) 補助避難所（指定緊急避難場所、指定避難所）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 入 人 数
県立有馬高等学校	天神2丁目1番50号	563-2881	982
県立北摂三田高等学校	狭間が丘1丁目1番地1	563-6711	944
県立三田西陵高等学校	ゆりのき台3丁目4番地	565-5287	1,651
県立三田祥雲館高等学校	学園1丁目1番地	560-6080	593
合 計			4,170

## (3) 福祉避難所（指定緊急避難場所、指定避難所）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 入 人 数	備 考
総合福祉保健センター	川除675番地	559-5700	248	開設順位1
ひまわり特別支援学校 中学部・高等部	富士が丘3丁目25番地	562-7667	25	開設順位2 同校生徒及び 小学部児童の受入
ひまわり特別支援学校 小学部	富士が丘1丁目12番地	562-8667	65	開設順位3
兵庫県立上野ヶ原特別 支援学校	大原梅の木1546-6	563-3434	100	開設順位4 ※受入人数は、 付添人を含む。
兵庫県立高等特別支援 学校	大原梅の木1546-6	563-0689		
合 計			438	

※指定福祉避難所の受入対象者の公示や直接避難等について協議していく予定。

このほか災害時応援協定（協定7-2、7-5、7-6、7-7）により、福祉避難所として以下の市内14法人23箇所の福祉施設へ要援護者の受入れを依頼することができる。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
三田療護園	東本庄1188番地	568-2588	障害者支援施設
三田楽寿荘	東本庄1188番地	568-2652	特別養護老人ホーム
三田こぶしの園	東本庄1188番地	568-2647	障害者支援施設
さくら療育園	東本庄1188番地	568-4103	重症心身障害児施設
愛	東本庄1188番地	568-5327	介護老人保健施設
沢谷荘	沢谷1298番地	567-2030	障害者支援施設
東山荘	東山898番地1	568-1900	障害者支援施設
三田高原病院	下内神525番地1	567-5555	医療施設
三田温泉病院	東山897番地2	568-5555	医療施設
三田温泉シルバ ーステイ	東山897番地1	568-5260	介護老人保健施設
アルカディア	東本庄2493番地	568-5879	介護老人保健施設
あいの病院	東本庄2493番地	568-1351	医療施設
さんすい園	下相野1460番地1	568-1314	特別養護老人ホーム

サンウエスト	小野1139番地1	560-3070	特別養護老人ホーム
ゼフィール三田	富士が丘5丁目17番地3	559-1800	特別養護老人ホーム
小規模多機能型 居宅介護三田	南が丘1丁目51番5号	562-0222	小規模多機能型居宅 介護事業所
小規模多機能型 居宅介護けや きの郷	けやき台3丁目75-3	558-7736	小規模多機能型居宅 介護事業所
オーキッド	駅前町3番15号 101	556-7557	特別養護老人ホーム
あおぞら	大畑字清水357-1	560-0552	小規模生活単位型指 定短期入所生活介護 事業所
イー・ケア三田	すずかけ台4丁目12-1	564-0216	居宅介護支援事業所
ひだまりの家	三輪2丁目1番10号	553-6301	グループホーム
グループホーム 三輪	三輪2丁目13番16号	553-8820	グループホーム
ユピテル三田	三田市中町7-34	565-2220	グループホーム

## (4) 広域避難場所（指定緊急避難場所）

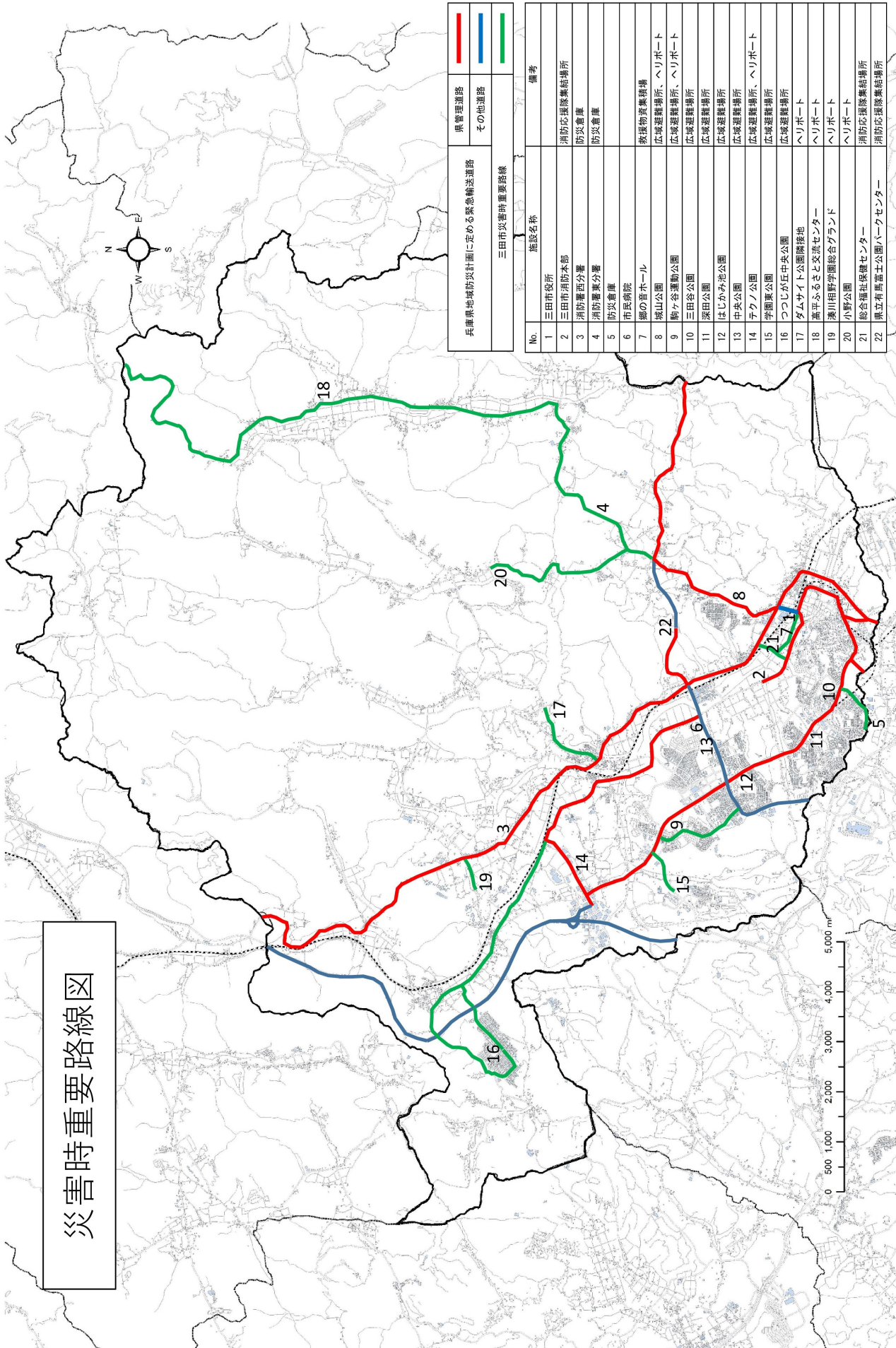
名称	所在地	電話番号	面積	備考
城山公園	三輪字城山1314番地	563-5511	33,500 m <sup>2</sup>	駐車場、多目的グラウンド、 野球場、テニスコート、 体育館 兼ヘリコプター離発着場
三田谷公園	武庫が丘3丁目3836番地	562-1721	14,400 m <sup>2</sup>	駐車場、グラウンド、 テニスコート
深田公園	弥生が丘6丁目4番地		41,700 m <sup>2</sup>	駐車場、多目的グラウン ド、テニスコート、芝生 広場、遊具広場、中庭
はじかみ池公園	あかしあ台5丁目1番地		7,500 m <sup>2</sup>	グラウンド、遊具広 場、芝生広場他
駒ヶ谷運動公園	ゆりのき台1丁目44番地	565-7288	34,200 m <sup>2</sup>	駐車場、多目的グラウン ド、野球場、遊具広場、体 育館、テニスコート 兼ヘリコプター離発着場
中央公園	けやき台2丁目3番地	565-4881	26,000 m <sup>2</sup>	駐車場、芝生広場、テニス コート、遊具広場、事務所
テクノ公園	テクノパーク3番地1	565-7288	15,100 m <sup>2</sup>	駐車場、多目的グラウン ド、芝生広場 兼ヘリコプター離発着場
学園東公園	学園3丁目3番地	565-7288	16,400 m <sup>2</sup>	駐車場、多目的グラウ ンド、遊具広場
つつじが丘 中央公園	つつじが丘北2丁目5-12		6,800 m <sup>2</sup>	グラウンド他

## 【資料2-2-2】 災害時重要路線

路線名	起点	終点	管理者
市道北摂南4号線	狭間が丘2丁目33番（狭間が丘1交差点）	狭間が丘3丁目63番	市
市道シビック幹線	三輪2丁目690番7（三田市役所前交差点）	川除677番1（総合福祉センター前交差点）	市
市道北摂中央2号線	ゆりのき台3丁目25番1（ゆりのき台6交差点）	あかしあ台3丁目129番（あかしあ台1交差点）	市
市道内神沢谷線	ゆりのき台3丁目26番1（ゆりのき台交差点）	学園3丁目8番	市
市道大川瀬上相野線	つつじが丘南4丁目1351番8（つつじが丘北口交差点）	西相野1018番3（つつじが丘入口交差点）	市
主要地方道小野藍本線	つつじが丘南4丁目1351番8（つつじが丘北口交差点）	大川瀬872番1（三本峠交差点）	兵庫県
一般県道黒石三田線	大川瀬875番5（三本峠交差点）	溝口31番1（溝口交差点）	兵庫県
一般県道曾地中三田線	末2186番5	上井沢288番1（上井沢交差点）	兵庫県
主要地方道三田後川上線	志手原740番1（志手原交差点）	篠山市境	兵庫県
一般県道福住三田線	四ツ辻1433番	東本庄1315番6（四ツ辻交差点）	兵庫県
主要地方道三田篠山線	志手原378番7（志手原交差点）	小野1505番1	兵庫県
市道三輪川除武庫川線	川除144番15（川除西交差点）	川除677番1（総合庁舎前交差点）	市



【資料2-2-2】災害時重要路線図



## 【資料2-2-3】兵庫衛星通信ネットワーク運用要領

### 1 はじめに

衛星通信ネットワークは、防災行政無線の機能と併せて、電話やファクシミリ、映像受信の機能をもつ高度情報システムである。

特に、大災害の発生により、通信網が途絶した場合であっても、この衛星通信ネットワークでは、県庁や近隣市町は電話やファクシミリにより情報伝達をすることができるのである。

### 2 衛星通信ネットワーク設置箇所

衛星通信ネットワークは、市役所本庁舎3階危機管理課事務室内及び消防本部事務室内に設置しているが、市役所本庁舎に災害対策本部が設置された場合に、県及び関係市町との交信は、本庁舎危機管理課事務室内に設置している衛星通信ネットワークにより行うものとする。

### 3 衛星電話を使用するとき

#### (1) ダイヤル方法

ア 衛星回線により、県庁や近隣市町へダイヤルするとき

受話器をとる。

↓

相手の電話番号をダイヤルする。

7	—	都道府番号	—	地球局番号	—	(防災電話番号)
		(県内は省略可能)				又は (交換台番号)

↓

呼出音

↓

通 話

イ ワンタッチダイヤルを使用してかけるとき

受話器をとる。

↓

登録しているワンタッチボタンを押す。

(画面に電話番号が表示され、自動的に登録電話番号がダイヤルされる。)

↓

呼出音

↓

通 話

#### (2) 電話がかかってきた場合

着信音が聞こえたら(右上に赤色で点滅する。)

受話器を取るだけで応答できる。

#### 4 防災FAXのダイヤル方法

衛星回線により防災FAXを送信する場合は、防災専用電話と同様に次の番号をダイヤルする。

7 — 都道府県番号 — 地球局番号 — (FAX番号)  
(県内は省略可能)

##### (1) 送信のしかた

送信するときは、次のことに留意願います。

- ・ 原稿のクリップやホッチキスなどは、必ず取り除く。
- ・ 途中で送信を止める場合は、ストップ ボタンを押す。

《操作手順》

ア 送信原稿をセットする。

イ 相手のFAX番号をダイヤルする。なお、近隣市町及び関係機関のFAX番号は、ワンタッチダイヤルに登録しているので、送信する市町のボタンを押す。

ウ スタート ボタンを押す。

エ 原稿をメモリーに読み込みすると、受付番号が表示され、送信完了する ピー 音になる。

##### (2) 受信のしかた

受信は、一斉同報の場合を除き、操作は一切必要ない。

受信中に、記録紙がなくなったときは、メモリーに受信原稿の内容が蓄積され、新しい記録紙をセットすると、自動的に出力される。

《操作手順》

ア 自動的に受信が始まる。

イ 受信が終わると、ピー 音になり、元の状態にもどる。

#### 5 FAXの一斉同報の受信

(1) FAXの一斉同報は、最初に、受信変換装置 一斉 ランプが点灯し、スピーカーが鳴る。

(2) 次に、受確 ランプが点滅し、スピーカーが断続的に鳴るので、FAXの受信状況を確認し、受信状態が良い場合は、良 のボタンを押し、受信状態が悪い場合は 不良 ボタンを押す。

(3) FAXの受信状態が悪い場合には、再度、先程の送信の手順が繰り返される。

## 衛星通信ネットワーク連絡先一覧表

連絡先	設置課	衛星特番	地球局番号	代表	防災電話	防災FAX	ワンタッチ	備考
兵庫県	災害対策課	87	151	5870	5870	6380	1	災害対策本部
					3140	6380		防災担当
神戸市	危機管理室	7	100		52	61	2	
姫路市	危機管理室	7	201		52	61	3	交換は案内のみ
尼崎市	災害対策課	7	202		52	61	4	
明石市	総合安全対策室	7	203		52	61	5	
西宮市	災害対策課	7	204		52	61	6	
洲本市	消防防災課	7	205		52	61	7	
芦屋市	防災安全課	7	206	51	52	61	8	
伊丹市	防災安全課	7	207		52	61	9	
相生市	危機管理課	7	208		52	61	10	
豊岡市	防災課	7	209	51	52	61	11	
加古川市	防災対策課	7	210		52	61	12	
たつの市	危機管理課	7	211		52	61	13	
赤穂市	企画政策課 危機管理担当	7	212		52	61	14	
西脇市	防災安全課	7	213		52	61	15	
宝塚市	危機管理室 総合防災課	7	214		52	61	16	
三木市	危機管理課	7	215		52	61	17	
高砂市	危機管理室	7	216	51	52	61	18	
川西市	危機管理課	7	217		52	61	19	
小野市	市民安全部 防災G	7	218		52	61	20	
加西市	危機管理課	7	220		52	61	21	
猪名川町	生活安全課	7	301		52	61	22	
加東市	防災課	7	341		52	61	23	
丹波篠山市	市民安全課	7	661		52	61	24	
丹波市	くらしの 安全課	7	642	51	52	61	25	
三田市消防本部		7	767		43	62	26	
兵庫県 阪神北県民局	総務企画室 総務防災課	7	278		1213 ～ 1223	630	27	
宝塚土木事務所 (三田業務所)	河川砂防担当	7	278		521	630	28	
陸上自衛隊 第3師団		7	985		32	61	29	

注1 地球局番は、交換台、防災電話、防災FAXにかけるときの共通番号である。

2 防災FAXのワンタッチダイヤルにより送信する場合は、当該番号ボタンを押すと送信先番号が表示される。

## 【資料2-2-4】 災害対応総合情報ネットワークシステムの概要

平常業務にも利用できる「災害対応総合情報ネットワークシステム」を整備し、市町・消防本部、関係公共機関を結び、迅速・的確な応急対応を図ることとする。

また、震度情報をはじめとする災害情報を消防庁に伝達するほか、自衛隊、海上保安庁にも防災端末を設置し、国との連携を強化する。

### 1 整備時期

平成8年度

### 2 主な機能

#### (1) 即時被害予想システムの導入

県下全市町に地震計を設置し、地震発生時にこれらの地震計から自動的に送られてくる地震情報に基づき、500mメッシュで全県の地震動、家屋被害状況、人的被害状況等を即時に予測（推計）するシステムを整備する。

災害対策のガイダンス機能や一斉呼び出し機能を持つ危機管理システムとリンクすることにより、地震発生直後の情報の空白期における震災対策を支援する。

#### (2) ヘリコプターテレビ画像の導入

災害発生時、県警本部が保有するヘリコプター搭載テレビカメラからの映像を災害対策本部で見ることができるよう整備する。

#### (3) 固定監視カメラ画像の導入

神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市の各消防本部が設置している監視カメラの画像を県庁で受信するシステムを整備する。

#### (4) 災害情報提供システム

パソコン通信、インターネット等を用いた災害情報提供システムのほか、翻訳支援、点字資料作成等災害弱者への情報提供に配慮したシステムを整備する。

### 3 概要

名 称	主 な 機 能
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町に設置する地震計に接続し、地震情報を入力</li> <li>・気象庁のシステム（L-ADESS）に接続し、直接気象情報を入力</li> <li>・気象情報配信事業者から局地気象情報を入力</li> <li>・(財)河川情報センターの端末を災害対策本部に設置し、スクリーン画面を表示</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、河川情報を入力</li> <li>・神戸市雨雲レーダーのデータを入力</li> <li>・ライフライン各社からの災害情報の入手について検討</li> <li>・神戸市・尼崎市・西宮市・姫路市・加古川市が設置している高所監視カメラの映像を入力</li> </ul>
地震被害予測システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測情報に基づき、全県について地震被害予測を実施</li> <li>・訓練モードによって、災害訓練、教育等にも活用</li> </ul>

名 称	主 な 機 能
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ 関係職員の携帯電話を一斉呼び出し</li> <li>・ 活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・ ボランティア情報を管理（登録・活動状況記録等）</li> <li>・ 物資情報管理</li> </ul>
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険箇所等防災情報の事前登録</li> <li>・ 被害・活動状況の管理</li> </ul>
地図情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、危険箇所等の基本情報を登載</li> <li>・ 被害状況を防災端末から入力</li> <li>・ 災害情報システム、即時災害予測システム、映像情報システムとリンクし、地図上から各種データ（施設詳細、画像等）を検索</li> </ul>
映像情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・ 各種防災情報・地図等を表示</li> <li>・ 大型文字表示盤への文字表示</li> </ul>
広報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報等を編集して広報資料を作成</li> <li>・ 広報資料点字化</li> <li>・ 音声・ファックス蓄積・公開</li> <li>・ パソコン通信</li> <li>・ インターネットで情報を提供</li> </ul>
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全庁に防災LANを敷設</li> <li>・ 防災端末（情報打ち込み、地図情報使用可能）、防災支援端末（文字情報のみ参照可能）を本庁防災担当課室、防災関係機関に設置</li> <li>・ 市町・消防本部等に防災端末を設置</li> <li>・ 専用線（高速デジタル回線）、ISDN回線により、県地方機関・市町・消防本部等を結ぶとともに、兵庫衛星通信ネットワークによりバックアップ回線を確保</li> </ul>
バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏原総合庁舎にバックアップセンターを設置し、被害予測、危機管理等県庁システムの一部機能を代替する。</li> </ul>

## 【資料2-2-5-1】三田市防災倉庫備蓄計画物資一覧

## 1 資機材

品目	計画数量	備蓄数量	備考
テント（2間×4間）	10張	10張	
発電機	5台	5台	水防倉庫2台
ガソリン等携行缶	5缶	5缶	
投光機	15台	15台	防災用9台 水防用5台
チェーンソー	5台	5台	4台（西3号舞台裏）
エンジンカッター	5台	5台	
担架	10台	10台	
寝袋	50個	50個	
非常用水ポリ容器（水袋60用）	2,260個	2,330個	2,110個（古城浄水場）
防水シート	300枚	485枚	
ウォーターバルーン（1.5t）	5個	5個	5個（古城浄水場）
ラップ	210個	200個	
ウエットティッシュ	200個	112個	
炊き出し用紙製食器	5,000枚	5,000枚	
炊き出し用割り箸	5,000本	5,000本	
カセットコンロ	32器	40器	

## 2 食料・飲料、生活用品

区分	品目	計画数量	備考
食料・飲料水	アルファ化米	5,370 食	
	アルファ化米（おかゆ）	2,980 食	
	カンパン	9,870 食	
	クラッカー	9,870 食	
	飲料水（20）	3,230 本	
生活用品	毛布	3,000 枚	
	アルミシート	9,000 枚	帰宅困難者用
	パーソナルテント	13 個	
	トイレ用スぺア袋（20袋/箱）	4,535 箱	
	トイレ用脱臭剤	17,960 個	
	トイレットペーパー	1,100 ロール	

## 3 災害対応職員用備蓄

区分	品目	計画数量	備考
食料・飲料水	食料	10,800 食	
	飲料水（0.50）	1,050 本	
生活用品	簡易トイレ	5 個	
	トイレ用スぺア袋	5,250 袋	
	トイレ用脱臭剤	500 個	
	トイレットペーパー	88 ロール	

## 4 新型コロナウイルス等感染症対策物品

区分	品目	計画数量 （箇所あたり）	備考
資機材	ファミリーテント	150 基	
	防災ベッド	85 台	
	大型扇風機（サーキュレーター）	120 台	

※市防災倉庫にて保管または、各避難所の避難実績に応じて配備。

## 【資料2-2-5-2】市指定避難所防災資機材一覧

## 1 資機材

品名	数量	備考
防災倉庫鍵	1 個	
テント（ネーム入）	1 セット	
横幕	1 個	
発電機（ガソリン用）	1 機	電圧100V 電流20A 出力2kVA
発電機（カセットボンベ用）	2 機	（中学校 1機）※カセットボンベ1機あたり48本
ガソリン携行缶	1 個	
灯油ポンプ（手動）	1 個	
投光機一式	1 セット	ハロゲン球(予備1含む)
コードリール	1 個	
担架	1 個	
キャンバスベット	2 個	
拡声器	1 個	
避難所たて看板	2 個	
防水シート	10 枚	
ロープ（100M）	1 個	
救急箱（50人用）	1 個	
ラジオ付き懐中電灯	3 個	
ランタン	3 個	
簡易トイレ	5 個	
ベンリーテント	5 個	
トイレ用スベア袋	10 箱	
トイレ用脱臭剤	10 個	
バック毛布	50 枚	
アルミマット※	16 枚	※幼稚園、小・中学校のみ
軍手	20 組	
バケツ	5 個	
トイレットペーパー	100 ロール	
紙オムツ(子供用)	162 枚	
紙オムツ(大人用)	115 枚	
生理用品	243 枚	
タオル	100 枚	
ティッシュ	20 箱	
ウェットティッシュ	1 個	
NEWクレラップ（30cm×50m）	10 本	
カセットコンロ	5 個	
カセットボンベ	98 本	
乾電池	1 セット	（単3）42本 （単2）24本
缶詰ガソリン	4 リットル	
ごみ袋(可燃用・大・30枚入)	5 袋	
ごみ袋(不燃用・大・10枚入)	10 袋	
飲料水(2ℓ×6本) 箱	3 箱	
血圧計	一式	本体、アダプター、収納ケース

※その他新型コロナウイルス感染症対策物品として、ガウンや手袋等を各指定避難所に透明衣装ケース2個を1セットとして配備



## 【資料2-2-5-3】 災害時要援護者用備蓄品の流通備蓄や災害時応援協定で調達する品目

◆ 発災後1日以内に協定先、市内小売店等で入手すべきもの

	品目
飲 食 料 品	粉ミルク [必要量：16,200g (130g/箱換算で125箱)] 災害時要援護者用食料 (必要量：2,430食) *栄養補助食品、流動食品、低タンパク質食品、形態調整食、アレルギー除去食を担当課と調整して調達
寝 具	毛布、寝袋、タオルケット
日 用 品	生理用品
食 器	飲料水等の容器 (ビニール袋等)
災害時要援護者の生活必需品	紙おむつ (子供用、大人用)、ポータブルトイレ ほ乳ビン [不足量：120本、現行備蓄量0本]
避難所の運営関係物資	懐中電灯、ラジオ、電池、文具、コピー用紙、ガムテープ、工具、軍手、電話機、テント等、仮設トイレ
その他の資機材	防水シート、ロープ等

注. 数量の明記がない品目は、市内小売店でも入手可能な数量 (100個程度) を目安とする

◆ 発災後からおおむね1週間程度までに必要な生活用品

	品目
寝 具	布団、段ボールベッド
被 服	肌着、洋服上下等
身の回り品	タオル、雨具・傘、靴・サンダル
日 用 品	石鹸、ティッシュペーパー、濡れティッシュ、トイレトペーパー、歯磨き用品、洗浄液、ドライシャンプー、洗剤
炊 事 用 具	缶切り、カセットコンロ、ラップ、炊き出し用品、LPガス用コンロ
食 器	ポリタンク、紙容器、割り箸、スプーン、ナイフ等
光熱材料等	マッチ、使い捨てライター、カセットボンベ、自家用発電装置、LPガス、燃料
災害時要援護者の生活必需品	車いす、杖、電気湯沸かしポット
避難所の運営関係物資	ペーパー・パーティション、畳・カーペット等、ロウソク、電球、清掃用具 (ごみ袋、バケツ、ほうき、ゴム手袋等)、自転車等、コピー機、ファクシミリ、パソコン、灯油ストーブ、ござ、殺虫剤 など
その他の資機材	携帯カイロ など

注. 流通備蓄で調達する備蓄品の中でも、すでに行政備蓄として確保されている備蓄品は、不足数量を調達する方針とする

### 【資料2-2-6】水防作業用機材・資材一覧

水防作業用資機材・資材現調書

水防倉庫名	種別	水防器材													
		かけや	スコップ	のこぎり	おの	かま	なた	じよれん	つるはし	ハンマー	大とびくち	シノ	クリツパ	一輪車	ゴー連ハシ
		丁	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	個	台	脚
市役所		25	70	32	3	34	29	27	10	38	10	28	2	10	3
宝塚土木事務所		10	29	5	5	10	10	10	20	5	—	—	—	—	—
三田業務所		14	51	10	7	17	2	10	17	7	—	—	—	—	—
合計		49	150	47	15	61	41	47	42	50	10	28	2	10	3

水防倉庫名	種別	水防器材					水防資材							
		二連ハシゴ	懐中電灯	トチェンソ	満杭(3m未)	上杭(3m以)	針金	バンセン	かすがい	くぎ	土のう袋	トビニールシ	ロープ	
		脚	個	台	本	〃	kg	本	〃	kg	枚	〃	m	
市役所		6	20	4	250	—	—	2000	80	30	2000	250	2000	
宝塚土木事務所		—	11	0	50	25	100	—	40	36	9610	65	500	
三田業務所		—	16	1	300	30	240	—	45	25	7800	168	680	
合計		6	47	5	600	55	340	2000	165	91	19410	483	3180	

その他市有緊急機材

所 属	種 別	種 別								
		携帯マイク	ワイヤレスマ	トランシーバ	投光機	発電機	携帯ラジオ	ゴムボート	携帯無線機	
地域創生部	文化スポーツ課			5						
—	危機管理課				43	73	102			
上下水道部	浄水施設課					3				
まちの再生部	道路河川課				3					
消 防 本 部		33	1	118	37	29		1	30	
合 計		33	1	118	83	105	102	1	30	

## 【資料2-2-7】消防吏員階級別定員等調

消防職員の配置状況

		消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
消防長		1							1
次長			1						1
署長			1						1
副署長				(1)					(1) 消防課長兼務
総務課				2					2
	管理係				1	1			2
	庶務係				1				1
消防課				2	1				3
	指令係			2	4	3	1		10
予防課				2					2
	予防係				2	1			3
	危険物係				2				2
救急課				2					2
署				4					4
	警防救助係				12	10	7	3	32
	救急係				4	7	1		12
	庶務係				2	1	1		4
	予防係				2	1	1		4
西分署				1	6	4	2		13
東分署				1	6	4	2		13
計		1	2	16	43	32	15	3	112

※ ( ) は兼務

1名：市長部局へ出向中

1名：県消防学校へ出向中

## 【資料2-2-8】消防本部ポンプ等保有台数

消防本部、署現有車両

車両別	購入年	車種		総重量 (Kg)	車両寸法(cm)			ポンプ関係				備考
		車名	排気量 (L)		全長	全幅	全高	社名	形式	級別	放水量	
水槽付 ポンプ車	12年	日産	6.92	8440	684	220	276	モリタ	二段バラ ンスタービン	A-1		三消1
ポンプ車	26年	日野	4.00	6905	595	192	293	モリタ	二段バラ ンスタービン	A-2		三消2
水槽付 ポンプ車	22年	日野	6.4	8730	717	228	302	モリタ	二段 バランス	A-2		三消3
ポンプ車	18年	日野	4.00	6185	570	190	296	モリタ	二段バラ ンスタービン	A-2		三消4
化学車	29年	日野	6.40	11895	730	233	298	モリタ	ホ <sup>レ</sup> リュート ホ <sup>ン</sup> プ	A-2		三消5
救助工作車	19年	日野	6.40	11095	775	228	324	モリタ				三消10
15m はしご車	11年	日野	7.96	7935	707	224	332	モリタ				三消11
50m はしご車	8年	日野	20.78	21320	1,161	250	366	モリタ				三消12
高規格 救急車	24年	トヨタ	2.69	3195	562	189	250					三消91
高規格 救急車	22年	日産	3.49	3215	564	190	247					三消92
高規格 救急車	22年	日産	3.49	3215	564	190	247					三消93
高規格 救急車	27年	トヨタ	2.69	3225	562	189	249					三消94
高規格 救急車	26年	トヨタ	2.697	3225	562	189	249					三消95
指令車	14年	日産	2.95	2310 [2950]	519	169	249					三消20
指揮広報車	19年	三菱	1.99	1495	453	169	161					三消21
本部車	23年	日産	2.49	1765	485	179	147					三消22
搬送車	25年	トヨタ	2.69	2680	484	188	237					三消23
後方支援車	26年	スズキ	0.65	1250	339	147	184					三消24
搬送車	27年	トヨタ	4.00	6625	623	220	247					三消25
支援車	29年	日産	1.99	1805	464	182	186					三消26
指揮車	16年	トヨタ	2.98	2585	469	169	198					三消27
広報車	23年	日産	1.49	1375	402	169	153					三消31
団本部車	7年	トヨタ	2.49	1845	486	172	145					三消32
団災害 支援車	22年	スズキ	0.65	1470	339	147	198					
団広報車	26年	スズキ	0.65	1470	339	147	198					

## 【資料2-2-9】 化学消火薬剤等備蓄状況

区 分	名 称	数 量
放水機器等	低発泡ノズル	12
	高発泡ノズル	4
	ラインプロ	6
	組み立て水槽	6
消火薬剤	高低兼用原液 (L)	360
	低発泡原液 (L)	820
	耐アルコール原液 (L)	120
油処理剤 (三田市防火安全協会備品) 含む	A Cライト (kg)	120
	油吸着剤 (枚)	150
	オイルフェンス (20m)	2
	油吸着剤 (13kg/ロール)	1

## 【資料2-2-10】 消防団員階級別定員等調

区 分	本 部	第 1 分 団	第 2 分 団	第 3 分 団	第 4 分 団	第 5 分 団	第 6 分 団	第 7 分 団	合 計
定数	7 0 4								
階 級	団長	1							1
	副団長	3							3
	分団長		1	1	1	1	1	1	7
	副分団長		2	2	2	2	2	2	14
	部長		1	1	2	2	2	2	12
	班長	2	6	6	15	7	12	11	68
団員	5 8 6								

## 【資料2-2-11】 消防団ポンプ等保有台数

区分 分団別	車 両 別	購 入 年 月	車 名	ポンプ関係		備 考
				社 名	級 別	
第1分団	小型動力ポンプ付積載車	H20.3	トヨタ	トーハツ	B-2	C-1級可搬ポンプ積載
第2分団	〃	H21.1	〃	〃	〃	〃
第3分団	〃 (広野)	H21.11	〃	〃	〃	〃
	〃 (北浦)	H23.12	〃	〃	〃	〃
第4分団	〃 (志手原)	H25.8	〃	〃	〃	〃
	〃 (乙原)	H22.11	〃	〃	〃	〃
第5分団	〃 (鈴鹿)	H16.11	〃	〃	〃	〃
	〃 (上槻瀬)	H22.11	〃	〃	〃	〃
第6分団	〃 (下相野)	H21.11	〃	〃	〃	〃
	〃 (藍本)	H24.10	〃	〃	〃	〃
第7分団	〃 (大畑)	H16.11	〃	〃	〃	〃
	〃 (本庄)	H24.10	〃	〃	〃	〃

## 【資料2-2-12】 消火栓、貯水槽等

R3.7.1現在

区 分	消 火 栓	防 火 水 槽	プ ール	計
1分団 (三田)	2 1 1	1 0 8	4	3 2 3
2分団 (三輪)	1 7 8	1 1 7	2	2 9 7
3分団 (広野)	1 7 8	8 8	1	2 6 7
4分団 (小野)	1 1 0	5 1	6	1 6 7
5分団 (高平)	9 9	5 4	1	1 5 4
6分団 (藍)	1 4 9	4 8	1	1 9 8
7分団 (本庄)	9 7	5 5	4	1 5 6
フラワータウン	1 8 4	6 2	7	2 5 3
ウッディタウン	2 2 7	1 0 1	7	3 3 5
カルチャータウン	4 5	1 7	2	6 4
テクノパーク	4 0	7 6	0	1 1 6
つつじが丘	2 6	1 4	2	4 2
合 計	1 5 4 4	7 9 1	3 7	2 3 7 2

【資料2-2-13】 応援・受援の活動内容（例）

分野		被災市町村（受援）	応援市町村（応援）	所管課
分野 共通	情報の 収集・ 共有及 び公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の連絡及び公表</li> <li>ニーズの把握及び連絡</li> <li>対応状況の連絡及び公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズの把握及び連絡</li> <li>応援実施状況の報告</li> </ul>	危機管理課
	輸送経 路・手 段の確 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送経路の確保（市町村内） ①</li> <li>輸送手段の確保②</li> <li>燃料の確保②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送経路の確保（被災府 県まで）</li> <li>輸送手段の確保②</li> <li>燃料の確保②</li> <li>輸送の実施③</li> </ul>	①道路河川課 ②総務課 ③市民課、環 境創造課、里 山のまちづく り課
	応援要 員の派 遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な応援要員の把握①</li> <li>応援要員の派遣要請①</li> <li>業務の割当て①</li> <li>執務スペースの確保及び提供②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集③</li> <li>応援要員の確保①</li> <li>宿泊場所及び移動手段の 確保③</li> <li>応援要員の派遣①</li> <li>応援実績の報告③</li> </ul>	①人事課 ②総務課 ③危機管理課
救助・救急及び 消火活動の実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>救助・救急活動、消火活動の 実施</li> <li>応援要請</li> <li>広域実動機関の受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊の出動</li> </ul>	消防本部
医療活動の実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な医療支援の把握</li> <li>医療支援の要請</li> <li>受入体制の構築</li> <li>医療救護所等の設置</li> <li>医療支援チームの受入</li> <li>薬剤・医療資機材の調達</li> <li>地元医療機関等への引継ぎ</li> </ul>	—	健康増進課 国保医療課 いきいき高齢 者支援課
避難指示等の発 令及び避難誘導		<ul style="list-style-type: none"> <li>住民避難の状況報告</li> <li>提供情報の活用</li> <li>避難誘導にかかる協力要請</li> <li>避難指示の要請</li> <li>災害放送の要請</li> </ul>	—	危機管理課
広域避難の実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村外避難者の把握</li> <li>市町村外避難の要請</li> <li>市町村外避難者への生活支 援情報の提供①</li> <li>自主的な市町村外避難者の 所在等の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入施設の確保②</li> <li>府県外避難者の受入</li> <li>府県外避難者への生活支 援</li> </ul>	市民課 ①市民協働室 ②教育総務課
避難所の運営		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の確保・開設</li> <li>避難所運営要員の確保</li> <li>避難所の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所運営要員の派遣</li> <li>避難所の運営（避難者を 受け入れた場合）</li> </ul>	（避難所運営） 協働推進課 人権推進課 まちづくり協 働センター 文化スポーツ課 公園みどり課 教育総務課 学校教育課 教育研修所 教育支援課 （福祉避難所） 健康増進課 国保医療課 いきいき高齢 者支援課 健やか育成課
帰宅困難者の支 援		<ul style="list-style-type: none"> <li>メッセージの発出④</li> <li>交通情報・支援情報の発出④</li> <li>一時滞留施設の確保①</li> <li>帰宅支援ステーション事業 の適用（要請）①</li> <li>代替交通手段の手配②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集①</li> </ul>	①危機管理課 ②総務課 ③産業政策課 ④産業戦略室

分野		被災市町村（受援）	応援市町村（応援）	所管課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>代替交通手段の確保に係る調整②</li> <li>ホテル・旅館業者等への協力要請③</li> </ul>		
生活物資の供給		<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な物資の把握派遣①</li> <li>備蓄物資等の配布</li> <li>物資の要請</li> <li>物資集積・配送拠点の開設及び運営（市町村内）</li> <li>物資の受取り</li> <li>避難所等への物資配送</li> <li>避難所等の物資到着状況の確認②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集※</li> <li>調達</li> <li>物資の輸送</li> <li>応援実績の報告</li> </ul>	市民課 環境創造課 里山のまちづくり課 ①危機管理課 ②避難所運営班
給水		<ul style="list-style-type: none"> <li>給水量の把握</li> <li>給水車の要請</li> <li>応急給水拠点の設置</li> <li>給水車の受入</li> <li>給水状況の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>給水車等の車両手配給水車の派遣</li> </ul>	上水道課
被災者の健康対策の実施	保健・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な物資の把握・要請</li> <li>必要な応援要員の把握</li> <li>応援要員の派遣要請</li> <li>業務の割当て</li> <li>保健活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>応援要員の確保</li> <li>派遣チームの編成</li> <li>宿泊場所、移動手段の確保※</li> <li>応援要員の派遣</li> <li>応援実績の報告</li> </ul>	健康増進課 国保医療課 いきいき高齢者支援課 ※人事課・総務課
	栄養	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な物資の把握・要請</li> <li>必要な応援要員の把握</li> <li>応援要員の派遣要請</li> <li>業務の割当て</li> <li>食生活改善活動の実施</li> <li>活動状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>応援要員の確保</li> <li>宿泊場所及び移動手段の確保※</li> <li>応援要員の派遣</li> <li>応援実績の報告</li> </ul>	学校給食課 ※人事課・総務課
被災者の心のケアの実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者数等の把握</li> <li>派遣要請</li> <li>活動拠点の開設及び運営</li> <li>チーム受入</li> <li>活動状況の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> </ul>	健康増進課 国保医療課 いきいき高齢者支援課
生活衛生対策の実施	し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設トイレの必要数等の把握</li> <li>仮設トイレの設置及び管理</li> <li>応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>調達</li> <li>応援実績の報告</li> </ul>	クリーンセンター
	入浴の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣入浴施設の把握、協力要請</li> <li>応援要請</li> <li>自衛隊入浴所の開設・運営要請</li> <li>入浴支援及び入浴施設の運営</li> <li>入浴施設の使用状況の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>物資等の確保</li> <li>応援実績の報告</li> </ul>	環境創造課
防疫対策の実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>防疫活動の実施</li> <li>応援要請</li> <li>応援の受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>応援要員の派遣、物資等の供給</li> <li>応援実績の報告</li> </ul>	健康増進課 国保医療課 いきいき高齢者支援課
遺体の葬送		<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な物資の把握及び火葬場受入体制の把握①</li> <li>物資及び広域火葬の要請①</li> <li>安置所の運営②</li> <li>遺体の搬送②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集①</li> <li>物資等の確保、火葬の調整①</li> <li>火葬の実施①</li> <li>応援実績の報告①</li> </ul>	①環境創造課 里山のまちづくり課 ②協働推進課 人権推進課 まちづくり協働センター 文化スポーツ課
被災建築物等の危険度判定		<ul style="list-style-type: none"> <li>危険度判定の実施</li> <li>応援判定士の派遣要請</li> <li>応援判定士の受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>応援判定士の派遣</li> <li>応援実績の報告</li> </ul>	都市計画課 審査指導課 都市政策課



分野		被災市町村（受援）	応援市町村（応援）	所管課
応急仮設住宅の整備・確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>必要戸数の調査・連絡（随時更新）</li> <li>建設可能用地の確保（随時更新）</li> <li>被災府県内での応急仮設住宅での受入</li> <li>被災府県外での応急仮設住宅への居住調整</li> <li>被災府県内での既存空き住宅等提供</li> <li>被災府県外での既存空き住宅の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災府県内での応急仮設住宅建設支援</li> <li>被災府県外での応急仮設住宅建設支援</li> <li>被災府県内での既存空き住宅等提供</li> <li>被災府県外での既存空き住宅の提供</li> </ul>	審査指導課
社会基盤施設の緊急対策及び復旧	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員及び資機材の確保</li> <li>緊急対策</li> <li>応急復旧</li> <li>復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援要員の派遣、資機材の供給</li> </ul>	道路河川課 都市整備課
	水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏水箇所・施設被害状況の把握</li> <li>物資・人員の要請</li> <li>復旧体制の整備</li> <li>物資・人員の受入</li> <li>復旧拠点への物資搬送・復旧作業</li> <li>復旧状況の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>資機材及び人員の調達・手配</li> <li>資機材の輸送、人員の派遣</li> </ul>	上水道課
	下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員及び資機材の確保</li> <li>緊急対策</li> <li>応急復旧</li> <li>復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員及び資機材の確保</li> </ul>	下水道課
	電気・ガス・通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の把握</li> <li>被災地ニーズの伝達</li> <li>優先的復旧箇所の把握、復旧要請</li> <li>事業者への道路通行可否情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の把握</li> </ul>	各事業者
災害廃棄物の処理		<ul style="list-style-type: none"> <li>撤去、収集、分別、処分状況把握</li> <li>撤去、収集、分別、処分に關する広域応援の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>調整</li> <li>応援実績の報告</li> </ul>	クリーンセンター
被災者の生活支援	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象被災者調査等</li> <li>被災者、遺族からの申し出等の対応</li> <li>審査書等の審査</li> <li>被災者、遺族への支給等手続</li> <li>応援要員の派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援要員の確保</li> <li>応援要員の派遣</li> </ul>	地域福祉課
	義援金の募集・配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>義援金の募集・受付</li> <li>義援金の配分</li> <li>要員派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援要員の確保</li> <li>応援要員の派遣</li> </ul>	財政課
	被災者生活再建支援金の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅被害状況等の把握</li> <li>応援要員の派遣要請</li> <li>応援要員の受入れ</li> <li>申請書の受理、送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>応援要員の派遣</li> </ul>	地域福祉課
	相談窓口の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の設置</li> <li>支援の要請</li> <li>応援要員の受け入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>応援要員の派遣</li> </ul>	
被災市町村事務全般の支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害関連事務等の実施</li> <li>応援要員の派遣要請</li> <li>応援要員の受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援要員の派遣</li> <li>応援実績の報告</li> </ul>	各課

分野	被災市町村（受援）	応援市町村（応援）	所管課
学校の教育機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援教職員の派遣要請</li> <li>・ 応援教職員の受入準備</li> <li>・ 応援教職員の受入</li> <li>・ スクールカウンセラー等の派遣要請</li> <li>・ スクールカウンセラー等の受入準備</li> <li>・ スクールカウンセラー等の受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援教職員の選定・決定</li> <li>・ 応援教職員の決定報告</li> <li>・ 応援教職員の派遣</li> </ul>	学校教育課 教育総務課
文化財の緊急保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財の緊急保全活動の実施</li> <li>・ 応援要員の派遣要請</li> <li>・ 応援要員の受入れ</li> <li>・ 文化財の一時保管要請</li> <li>・ 文化財の搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援要員の確保</li> <li>・ 応援要員の派遣</li> <li>・ 文化財の一時保管施設の確保</li> <li>・ 文化財の搬入・一時保管</li> <li>・ 応援実績の報告</li> </ul>	文化スポーツ課
災害ボランティアの活動促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害ボランティアセンターの設置</li> <li>・ ボランティアニーズの把握</li> <li>・ 府県内外からのボランティアの受入表明</li> <li>・ 災害ボランティアの募集</li> <li>・ ボランティアコーディネーターの派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集</li> <li>・ ボランティア活動の呼びかけ</li> <li>・ ボランティアバス運行等支援</li> <li>・ ボランティアコーディネーターの派遣</li> <li>・ 応援実績の報告</li> </ul>	地域福祉課
海外からの支援の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援物資の受入れ①</li> <li>・ 国際緊急援助隊の受入れ②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報共有③</li> </ul>	① 市民課、環境創造課、里山のまちづくり課 ② まちづくり協働センター ③ 危機管理課

資料：「関西広域応援・受援実施要綱」、（H25.3、関西広域連合） をもとに作成

## 【資料2-2-14】避難行動要支援者の具体的な範囲

避難行動において特に自力避難が困難と想定される者として、以下の範囲とします。

- ①要介護 2～5 の認定を受けている者
- ②要支援 1～2 または要介護 1 で、認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ～M判定を受けている者※1
- ③要支援 1～2 または要介護 1 で、障害高齢者の日常生活自立度ランク B～C判定を受けている者※2
- ④身体障害者手帳を所持する者のうち、下記に該当する者
  - (ア) 視覚障害 1～4 級
  - (イ) 聴覚障害 2・3 級
  - (ウ) 平衡機能障害 全ての等級
  - (エ) 肢体不自由 上肢 1・2 級
  - (オ) 肢体不自由 下肢 全ての等級
  - (カ) 肢体不自由 体幹 全ての等級
  - (キ) 肢体不自由 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
    - 1) 上肢機能 1・2 級
    - 2) 移動機能 全ての等級
- ⑤療育手帳 A 判定、B (1) 判定を所持する者
- ⑥精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で単身世帯の者
- ⑦①～⑥以外で、災害時の避難行動に特別な配慮や援護を必要とする者のうち、特に支援を要するとして申出のあった者（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、特定疾患、妊婦、乳幼児を抱える方など）
- ⑧その他、市長が必要と認める者

※1：「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成5年老健第135号厚生省 老人保健福祉局長通知）に規定するランクで要介護認定調査の結果で判定されます。

※2：「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について（平成3年老健第102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）に規定するランクで、要介護認定調査の結果で判定されます。

資料：「三田市避難行動要支援者支援ガイドライン」（H27.1）

## 【資料2-2-15】名簿作成に必要な情報の把握

### ①市内部での情報の集約

法第49条の10第3項の規定により、以下に該当する要配慮者に関する情報を庁内担当部署より収集し、一元的に電子システムで管理します。

収集する情報	担当部署
要介護（要支援）認定者情報（該当者全員）	介護保険課
要援護高齢者調査台帳（ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、要生活支援）	いきいき高齢者支援課
身体障害者手帳所持者台帳（該当者全員）	障害福祉課
療育手帳所持者台帳（該当者全員）	障害福祉課
精神障害者保健福祉手帳所持者台帳（該当者全員）	障害福祉課
母子手帳交付台帳（妊娠届出書提出者で、出産予定日から2か月経過するまでの人）	すくすく子育て課
住民基本台帳（0歳児から就学前児までの乳幼児、外国籍者のうち特別永住者を除く人）	市民課

### ②手上げ方式による把握

これまでの制度では、災害時に何らかの支援が必要で、地域住民からの支援を希望する者は登録が可能でした（手上げ方式）。新たな避難行動要支援者支援制度においても、手上げ方式の仕組みを継続していきます。手上げ方式による情報は、本人からの登録申請により情報を収集します。

### ③兵庫県からの情報収集（難病患者等）

名簿作成にあたり市が把握していない情報の取得が必要な場合は、法に基づき県知事その他の者に対して情報提供を求めるものとします。

資料：「三田市避難行動要支援者支援ガイドライン」（H27.1）

## 【資料2-3-1】 自主防災組織等一覧

NO	地区名	組 織 名	結成年度
			(平成・令和)
1	三田地区	第一中央町自主防災会	平成30
2		石名自治会自主防災会	平成29
3		三田市東区防災会	平成22
4		南区防災会	平成21
5		三田地区県営住宅大池団地自主防災会	平成21
6		学園南町自治会自主防災連絡会	平成23
7	三輪地区	三輪区自主防災会	平成23
8		三田友が丘自治会防災組織委員会	平成12
9		川除区自主防災会	平成28
10		トーカンマンション新三田自主防災会	平成11
11		虫尾区ふれあい防災会	平成20
12		尼寺区自主防災会	平成10
13		志手原自主防災会	平成27
14		香下区自主防災会	平成26
15		山田区自主防災会	平成27
16		高次区自主防災部会	平成17
17		新地区防災会	平成24
18		大原荘園自治会消防防犯部	平成8
19		杉が丘区自主防災グループ	平成19
20		有馬富士区自主防災会	平成8
21		三輪希望が丘自主防災組織	平成27
22		桜ヶ丘区自主防災会	令和2
23		駅前区自主防災会	令和2
24	広野地区	東野上区自主防災会	平成29
25		加茂自主防災会	平成28
26		上青野自主防災会	平成21
27		中野自主防災会	平成28
28		エルコンフォール自治会自主防災会	平成11
29		しおかけばし自治会防災会	令和2
30	小野地区	乙原自主防災会	平成21
31		飯盛隣保自主防災会	平成16
32	高平地区	上4区防災会(川原・末吉・布木・田中)	平成18
33		酒井・十倉自主防災会	平成18
34		下里・鈴鹿防災会	平成18
35		上槻瀬自主防災会	平成22
36		下槻瀬・市之瀬防災会	平成18
37		木器自治会自主防災会	平成18
38		波豆川防災会	平成18
39		小柿区自主防災会	平成18
40		藍地区	日出坂区自主防災会
41	曲り自主防災会		平成23
42	下相野自主防災会		平成20
43	上相野自主(消防)防災会		平成20
44	西相野区自主防災会		平成20
45	相野台自主防災会		平成28
46	うぐいすの里東防災会		平成9
47	つつじが丘自主防災部		平成8
48	本庄地区	西安防災会	令和元
49		勝谷区自主防災組織	令和元
50		井ノ草区自主防災会	令和2

NO	地区名	組 織 名	結成年度
			(平成・令和)
51	フラワータウン地区	武庫が丘2丁目自主防災・防犯会	平成15
52		グリーンハイツ防災委員会	平成28
53		セントラルヒルズ自主防災会	平成29
54		武庫が丘6丁目自主防災会	平成14
55		武庫が丘高層自主防災会	平成12
56		ルーラガーデン自主防災会	平成29
57		狭間が丘2丁目自治会自主防災会	平成13
58		狭間が丘3丁目自主防災会	平成13
59		狭間が丘4丁目自主防災会	平成13
60		狭間が丘5丁目東防災会	平成13
61		サンディパークス自主防災会	平成20
62		フラワータウンアミル21自治会自主防災会	平成13
63		ガーデンハイツ自治会自主防災会	平成24
64		弥生が丘自主防災会	平成12
65		三田市富士が丘1丁目自主防災会	平成13
66		富士が丘2丁目自治会自主防災会	平成17
67		三田市富士が丘3丁目自主防災会	平成13
68		三田市富士が丘4丁目自主防災会	平成13
69		富士が丘5丁目防災会	平成18
70		富士が丘6丁目防災会	平成13
71		ノアガーデン防災会	平成22
72	ウッディタウン地区	けやき台自主防災会	平成11
73		すずかけ台自治会自主防災組織	平成10
74		あかしあ台自治会自主防災会	平成8
75		ゆりのき台自主防災会	平成10
76	カルチャータウン地区	学園3丁目自治会防災会	平成9
77		学園8丁目自治会防災会	平成26
		組織結成数	77

## 【資料2-3-2】学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順に係る留意事項

災害時において学校に避難所が開設された場合に、学校の教職員が避難所運営業務に従事する際の内容や期間を明確にするとともに、避難所の管理運営について、市町防災部局への移行手順を明確にするため、以下の事項に留意する。

（教職員の支援の範囲）

第1条 教職員の避難所支援は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時における学校に設置された避難所運営等の災害救助業務とする。

（教職員の支援の内容）

第2条 教職員が支援する避難所運営業務は、原則として次の各号の業務とする。

- 1 施設等開放区域の明示
- 2 避難者誘導・避難者名簿の作成
- 3 情報連絡活動
- 4 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- 5 ボランティアの受入れ
- 6 炊き出しへの協力
- 7 避難所運営組織づくりへの協力
- 8 重症者への対応

（教職員の支援の期間）

第3条 教職員の支援の期間は、災害救助法に関する厚生事務次官通知に定められている避難所の設営期間である7日以内を原則とする。

（担当職員の早期派遣）

第4条 市町防災部局は、あらかじめ避難所ごとの担当職員を明確にし、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な避難所運営に努めることとする。

（学校と担当職員等との連携）

第5条 市町防災部局は、避難所ごとの担当職員や自主防災組織及び学校管理責任者（学校長）等との連携を密にするため、年1回程度は連絡会議を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管体制、資機材等の保管状況等について確認し、協力体制がとれるように準備することが望ましい。

## 【資料2-3-3】中山間地等における孤立可能性集落

集落名	集落の 中心緯度・経度	無線	ヘリコプターの離発着・ ホイス可能な地点	交通途絶となる 要因
末吉の一部	北緯34度59分4秒 東経135度17分10秒	簡易 無線	離発着：有 ホイス：有	土砂災害による 道路への土砂堆積
波豆川の一部	北緯34度57分36秒 東経135度17分36秒	無	離発着：無 ホイス：有	土砂災害による 道路への土砂堆積
母子の一部	北緯35度1分37秒 東経135度13分20秒	無	離発着：無 ホイス：有	土砂災害による 道路への土砂堆積

※ホイス：ヘリコプターの空中静止状態での物資・人員の降下・吊り上げ作業

孤立可能性集落については災害時の通信手段を確保するために下記の資機材を各集落の防災拠点に配備

品名	仕様	数量	備考
衛星携帯電話	KDDI イリジウム9555	1台	付属品含む
発電機	HONDA EU9 i entry	1台	
ガソリン缶詰		4缶	10 / 缶

孤立可能性集落配備 衛星携帯電話番号

末吉	881623413976
波豆川	881623413977
母子	881623413978



## 【資料3-1-1】地震の震度階

## 気象庁震度階級関連解説表

## 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 (弱)	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 (強)	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 (弱)	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 (強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 (弱)		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 (強)		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 (弱)	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 (強)	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 (強)		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 (弱)	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 (強)	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 (弱)	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 (強)		
6 (弱)	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 (強)	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※<sup>1</sup> 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※<sup>2</sup> 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※<sup>3</sup> 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

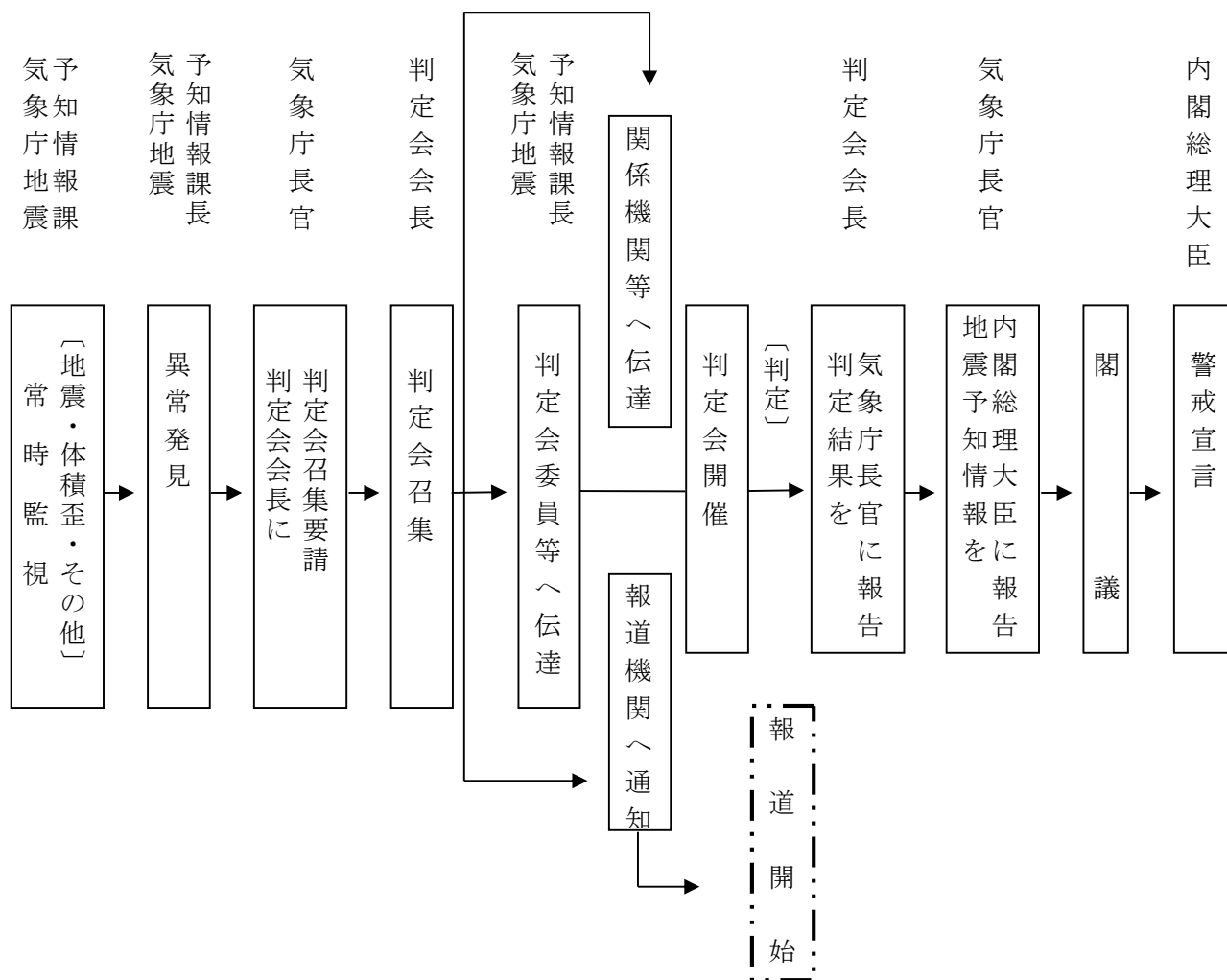
長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 【資料3-1-2】 東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応

大規模な東海地震の発生のおそれがあると認められた時、国は次に示す手順により警戒宣言を発する。

[警戒宣言までの手順]



三田市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化地域に含まれていないが、東海地震が発生した場合、市内もある程度の強い地震となることが予想されるため、次のとおり対策措置を定める。

### 1 判定会招集の段階

県及び、報道機関からの情報収集に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合に備え、平常の勤務体制でこれに対処できる体制を備えておく。

また、勤務時間外であっても、各部課の長はこれに対処できる体制を備えておく。

### 2 警戒宣言の段階

警戒宣言が発せられ、三田市にもかなりの震度が予想される場合は、次の措置をとる。

- (1) 災害対策本部を設置し、防災指令第1号配備体制をとる。ただし、これ以上の要員の必要がある場合は、本部長の判断で増員を図る。

(2) 次の事項にかかる準備、点検を実施する。

ア 出張事務等の制限

イ 庁内における火器使用の制限、危険物品等の整理、公用車の使用制限

ウ 食料、飲料水、生活必需品等の確保

エ 地盤災害危険地域、道路・橋梁等施設の巡回点検

オ 職員の参集、各種応急対策実施に対する体制整備

カ 各関係機関からの情報収集

(交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育機関の対応等)

キ 東海地震発生後の被災地域への災害応援派遣活動の準備

(3) 地震発生に備えた広報の実施

警戒宣言の発令以降に、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、市民に対し、次の事項にかかる広報を実施する。

ア 警戒宣言の発令及び地震予知関連情報の内容

イ 東海地震による三田市への影響

ウ 市民及び事業者がとるべき措置

(ア) 市や関係機関、テレビ・ラジオのニュースからの正確な情報の聴取

(イ) 火器使用制限と消火器具の点検

(ウ) 電話・交通機関の利用制限

(エ) 非常用品の準備

(オ) 家具の転倒防止等周辺における危険箇所の点検

エ 市や関係機関の実施する措置

オ その他必要と認める事項

## 【資料3-1-3-1】 兵庫県航空機使用管理要綱

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県が運航する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の使用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の使用及び管理は、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防御活動、情報収集活動、災害応急対策活動その他の消防防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗し、消防防災業務に従事するために消防課に設置する兵庫県消防防災航空隊の隊員をいう。

(4) 自隊訓練

航空隊員が基本技術及び応用技術の習得、習熟を図るために独自に行う訓練をいう。

### 第2章 運航管理

(総括管理者)

第4条 航空機の運航管理の総括は、防災監が行い消防課長が補佐する。

(運航管理責任者)

第5条 航空隊員の指揮監督及び航空機の運航管理に関する業務は、兵庫県消防防災航空隊の隊長（以下「隊長」という。）が掌理する。

(航空機に搭乗する者の指定)

第6条 隊長は、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(業務指揮者)

第7条 消防防災業務の指揮は、業務指揮者が行う。業務指揮者には、兵庫県消防防災航空隊の副隊長（以下「副隊長」という。）をもって充てる。ただし、副隊長が航空機に搭乗しないときは、隊長が航空機に搭乗する隊員の中から、業務指揮者を指定する。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗中、隊長の航空機の安全維持に関する指示に従い、隊員（他の搭乗者を含む。）を指揮監督して消防防災業務の遂行に万全を期さなければならない。

(航空業務計画)

第8条 隊長は、消防防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空業務計画を定めなければならない。

2 航空業務計画は、消防防災ヘリコプター年間航空業務計画（様式第1号）とする。

(運航基準)

第9条 航空機は、次に掲げる活動でのその特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められ、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

交通不便地からの緊急患者の搬送、傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送並びに高次医療機関への重篤患者の搬送など



(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の捜索並びに救助、救出など

(3) 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火活動、人員及び資機材の搬送、伝達広報など

(4) 情報収集活動

火災、救急、救助事案等に伴う情報収集活動全般（被害状況調査を含む）。

(5) 災害応急対策活動

災害時の状況把握、緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送並びに住  
民への避難誘導、警報等の伝達など

(6) 広域航空消防防災応援活動

近隣府县市等との航空消防防災応援協定等による相互応援活動

(7) 災害予防活動

災害危険箇所等への調査、各種防災訓練への参加及び住民への災害予防広報など

(8) 訓練のための活動

(9) その他防災監が必要と認める活動

2 航空機の運航は、気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、原則として日の出から日没までの間とする。

（緊急運航）

第10条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第6号に規定する運航をいう。

2 緊急運航は、第8条に規定する運航計画に基づく航空機の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

3 隊長は、緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに航空機の出動について決定し、航空機の通常運航中であっては通常運航を中断し、緊急運航に移行する旨を業務指揮者に指示しなければならない。

4 緊急運航に関して必要な事項は、別に定める。

（情報連絡及び報告）

第11条 業務指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等を遅滞なく隊長に報告しなければならない。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗し業務（緊急運航の場合を除く。）を終了したときは、運航状況等について運航活動報告書（様式第2号）を作成し、隊長に報告しなければならない。

### 第3章 使用手続

（使用計画）

第12条 航空機を使用しようとする者（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ）は、原則として1月末日までに翌年度の使用予定について消防防災ヘリコプター使用計画書（様式第3号）を作成し、防災監に提出しなければならない。

（使用申請）

第13条 航空機を使用しようとするものは、使用する月の前々月の末日までに、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第4号）を作成し、防災監に申請するものとする。

2 訓練等参加申請の場合は、消防防災航空隊合同訓練等参加申請書（様式第5号）を作成し、防災監に申請するものとする。

3 前項に規定する申請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

4 防災監が指定した臨時発着場以外の場所を離着陸に使用するときは、速やかに所有者又は管理者の使用承認を得るとともに、その場所及び周辺の略図を付して申請するものとする。

（使用承認）

第14条 防災監は、前条の使用申請があった場合、その使用目的、飛行内容、離着陸場所及び飛行時間等について審査のうえ、適当と認めるときは承認するものとする。

- 2 防災監は、前項により承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第6号）又は消防防災航空隊合同訓練等参加承認書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

#### 第4章 補 則

（事故の報告）

第15条 業務指揮者は、航空機に搭乗し消防防災業務に従事中、航空機の事故が発生した場合は、その状況を隊長に報告しなければならない。

- 2 隊長は、業務指揮者から航空機の事故発生の報告を受けた場合には、直ちに防災監に事故に関する報告を行わなければならない。

（備付簿冊）

第16条 隊長は、運航管理に必要な記録簿を備えなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるほか、航空機の使用及び管理に必要な事項は別に定める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 兵庫県航空機使用管理要綱（昭和55年7月15日施行）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

## 【資料3-1-3-2】 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県航空機使用管理要綱（以下「要綱」という。）第10条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(緊急運航の要件)

第2 緊急運航は、原則として、要綱第9条第1項第1号から6号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 災害等から県民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。  
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 有効性 消防防災ヘリコプターによる活動が災害を防御するうえで、最も有効な手段であること。

(緊急運航の要請基準)

第3 緊急運航は、第2の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(1) 救急活動

ア 救急現場から三次救急医療機関又は災害拠点病院への緊急搬送

救急現場から傷病者を緊急に三次救急医療機関（三次小児救急病院を含む。）又は災害拠点病院へ搬送する必要がある場合で、消防防災ヘリコプターによる搬送が救急自動車又は船舶による搬送より時間が短縮できる場合

イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

救急現場において緊急医療を行うため、医師及び医療資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 傷病者の緊急転送

傷病者の応急処置等のために一時的に収容された医療機関から、高次医療機関又は当該傷病者に必要な処置が可能な医療機関に緊急に搬送する場合で、医師が搭乗できる場合

エ 県内の三次医療機関への傷病者の転院搬送

県内の三次救急医療機関（三次小児救急病院を含む。）へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

オ 遠隔地の高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

カ 高速道路上での事故

高速自動車国道及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合

キ 臓器の緊急搬送

(社)日本臓器移植ネットワークの要請を受け、臓器の移植に関する法律の規定に基づき摘出された臓器を緊急に搬送する必要がある場合で、かつ、医師が搭乗できる場合

ク その他救急活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

- 水難事故（水面からの救助に限る。）、山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応が困難と認められる場合
- イ 高層建築物火災における救助
    - 高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
  - ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救出
    - 山崩れ、洪水、河川の増水、高潮等により、陸上からの救出が困難で、空中からの要救助者の救出が必要と認められる場合
  - エ その他救助活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (3) 火災防御活動
- ア 林野火災等における空中からの消火活動
    - 地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
  - イ 消防隊員、消防資機材等の搬送
    - 大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
  - ウ その他火災防御活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (4) 情報収集活動
- ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集
    - 上記(1)から(3)の救急活動、救助活動、火災防御活動のうち、別表第1の出動区分が第1出動に区分される事案で、消防防災ヘリコプターによる活動が予測される災害において、早期に災害状況を把握する必要があると認められる場合
  - イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）
    - 消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」に規定する即報基準のうち、火災等即報、救急・救助事故即報に定める災害に該当若しくは該当する可能性がある事案（以下「火災・災害等即報該当事案」という。）が運航時間内に発生若しくは発生中で、早期に情報収集活動が必要と認める場合
  - ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）
    - 火災・災害等即報該当事案で、運航時間外に発生し、かつ、終息した事案で情報収集が必要な場合
  - エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案
    - 上記ア、イ、ウの他、地上のみでは情報収集が困難であり、消防防災ヘリコプターによる情報収集活動の必要があると認められる場合
  - オ その他広範囲な被害状況調査等を行う必要がある場合
- (5) 災害応急対策活動
- ア 被災状況等の調査及び情報収集活動
    - 地震、津波等の自然災害が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
  - イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
    - 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合
  - ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
    - 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の情報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
  - エ その他災害応急対策上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(通常時における緊急運航)

- 第4 通常時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長、消防長又はそれらの者から委任された者（以下、「要請者」という。）が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）をファクシミリ等により提出するものとする。
- 2 前項の要請は、消防防災航空隊において受理するものとする。
- 3 消防防災航空隊の隊長（以下、「隊長」という。）は、第1項に規定する要請の区分に応じ、次のとおり対応するものとする。
- (1) 別表第1の出動区分で「第1出動」に該当する要請の場合は、直ちに出動の可否を決定し、要請者に回答する。
- (2) 別表第1の出動区分で「第2出動」に該当する要請の場合は、消防課を經由して防災監に出動の可否の判断を仰ぎ、防災監の決定内容に基づき要請者に回答する。

(災害対策本部等設置時における緊急運航)

- 第5 災害対策本部又は災害警戒本部設置時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長又は消防長等（以下、「災害時要請者」という。）が、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。
- 2 前項の要請は、兵庫県災害対策本部事務局において受理するものとする。
- 3 防災監は、第1項に規定する要請があった場合には、災害の状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、災害時要請者に回答するものとする。

(受入れ態勢)

- 第6 要請者は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ態勢を整えるものとする。
- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

- 第7 業務指揮者は、緊急運航を終了した場合には、隊長に対して、緊急運航活動報告書（様式第2号）により活動の概要等を報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

別表第1

要 請 区 分		出動区分
1	救急活動	
	ア 救急現場から三次救急医療機関又は災害拠点病院への緊急搬送	第1出動
	イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送	第1出動
	ウ 傷病者の緊急転送	第1出動
	エ 別表第2に規定する三次医療機関への傷病者の転院搬送	第1出動
	オ エ以外の高次医療機関への傷病者の転院搬送	第2出動
	カ 高速道路上での事故	第1出動
	キ 臓器の緊急搬送	第2出動
	ク その他	第2出動
2	救助活動	
	ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助	第1出動
	イ 高層建築物火災における救助	第1出動
	ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救出	第1出動
	エ その他	第2出動
3	火災防御活動	
	ア 林野火災等における空中からの消火活動	第1出動
	イ 消防隊員、消防資機材等の搬送	第2出動
	ウ その他	第2出動
4	情報収集活動	
	ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集	第1出動
	イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）	第1出動
	ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）	第2出動
	エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案	第1出動
	オ その他広範囲な被害状況調査等	第2出動
5	災害応急対策活動	
	ア 被災状況等の調査	第2出動
	イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送	第2出動
	ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動	第2出動
	エ その他	第2出動
6	その他	
	ア 他府県からの航空応援要請による災害活動	第2出動
	イ 同一災害に対する複数機による災害活動	第2出動
(備考)		
第1出動：緊急運航の要請を受けた場合に即時に行う出動		
第2出動：緊急運航の要請を受けた場合に防災監が必要と認めて指示する出動		

(様式第1号)

## 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

年 月 日

兵庫県防災監 様

申 請 者 (要請機関の長)

要請機関名		担当者 名		電話番号		
発生日時	月 日 頃	覚知時刻	時 分	要請時刻	時 分	
要請区分	1 救急	2 救助	3 火災防 御	4 情報収集	5 災害応急※ 1	6 その他
発生場所	住所:			MAP:		
臨時着陸場	名称: (臨時着陸場番号)※2:			MAP:		
気象条件	天候:			視程※3:		
無線呼出名称	臨時着陸場		活動隊		現地指揮本部	
災害概要						

傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
症 状						
同乗者	医師		同乗者			
搬送元病院			電話番号			
搬送先病院			電話番号			
搬送先 臨時離着陸場			搬送先 無線呼出名称			
積載資機材			電源の要否		要・ 否	

送 付 先 兵庫県消防防災航空隊

TEL : (078)303-1192

FAX : (078)302-8119

(災害対策本部設置時)

TEL : (078)362-9900

兵庫県災害対策本部事務局

FAX : (078)362-9911

※1 災害応急とは、災害時の状況把握、緊急物資・医薬品等の輸送及び対策要員・医師等の搬送並びに住民への避難誘導・警報の伝達です。

※2 臨時着陸場番号とは、「ヘリコプター臨時着陸場適地一覧」に記載されている番号です。

※3 視程とは、何km先の目標物まで判別できるかという値です。

(様式第2号)

報告日 年 月 日

# 緊急運航活動報告書

消防防災航空隊長 様

業務指揮者

印

事案番号：												
業務区分	要請区分		機体		出動番号	災害区分			活動区分			
災害発生	年 月 日 ( )					要請元覚知	年 月 日					
発生場所						事前通報						
要請機関						本要請	年 月 日					
災害概要												
出動年月日	年 月 日 ( )					気象：	風向：	風速：	m/s	警報・注意報：		
出動隊員	操縦：			整備：			救助：					
時間経過	出動	現場到着	機内収容	搬送開始	引き継ぎ	終了引揚	帰隊	要請～ 出動		出動～ 現着		
飛行時間	火災	救助	救急	その他	活動時間	火災	救助	救急	その他			
活動概要												
撒水消火			救出救助			救急搬送			情報収集			
時間	回	0	時間	回	人	時間	回	人				
使用資器材												
着陸場所												
特定行為			ヘリTV実施									
備考												



傷病者情報												
日付							出勤番号					
氏名				性別			年齢			生年月日		
住所							連絡先					
主訴				傷病名				疾病分類			程度	
既往歴				現病歴				通院医療機関				
搬送元病院							担当医師					
搬送先病院							担当医師					
時間経過	現着～搬送開始		搬送時間				引継ぎ場所					
							引継ぎ隊					
航空隊処置内容												
救命処置内容												
観察経過												
	JCS	GCS		血圧	呼吸		脈拍		体温			
		E V M			/分		/分		℃			
SPO2	酸素投与	状態	心電図	瞳孔		顔貌	皮膚	麻痺	痙攣	嘔吐		
%				左 mm	右 mm							
L												
四肢変形		出血		創傷		熱傷		その他				
搭乗者情報												
区分	所属			氏名			搭乗場所		降機場所			
特記事項												

### 【資料3-1-4】 災害救助法による救助の基準

※「災害救助の手引き」兵庫県災害対策課を参照

救助の種類	対 象	費用の限度	期 間	費用の範囲 [所管課、計画記載箇所]
避難所の供与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害によって、現に被害を受けた者</li> <li>○ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基準額…330円以内/日・人</li> <li>○ 1日とは時間の多少を問わず、夕刻の収容又は朝の退所でも1日とする。 ※ 福祉避難所を設置した場合は、その特別な配慮のために必要な実費を加算。</li> </ul>	災害発生の日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所の設置・運営費</li> <li>○ 賃金職員雇上費、消耗機材費</li> <li>○ 建物、器物等の使用料、器物の借上費</li> <li>○ 光熱水費</li> <li>○ 仮設炊事場、仮設便所等の設置費</li> </ul> [危機管理、第3章第6節第4 避難所の開設及び運営]
(整備すべき書類) 救助実施記録日計票(様式28)、物資受払状況(様式6 救助の種目別物資受払状況)、避難所設置及び収容状況(様式7)、避難者名簿、避難所設置に要した支払い証拠書類及び物品受払証拠書類				
応急仮設住宅の供与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者(※) (避難勧告の発令地域に居住している等、住家被害がなくても入居可能な場合もある。)</li> </ul> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当の場合、内閣府と連絡調整のうえ、対象とすることも可能。</li> <li>※ 阪神・淡路大震災や熊本地震の際は、半壊の認定を受けた住家についても、取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規模…29.7㎡/戸(2人～4人世帯)を基準に、多人数世帯は39.6㎡/戸、単身世帯は19.8㎡/戸にするなど、世帯構成等に応じて設定</li> <li>○ 基準額…5,714,000円/戸</li> <li>○ 同一又は近接する敷地内に概ね50戸以上建設する場合、集会施設を設置でき、50戸未満の場合であっても、その戸数に応じた小規模な施設を設置でき、それらの規模及び費用は別途内閣府との協議による。</li> <li>○ 高齢者等に配慮した構造及び設備を備えた福祉仮設住宅設置も可能。</li> </ul>	着工期間：災害発生の日から20日以内  供与期間：供与の日から2年以内	<建設型仮設住宅> ○ 原材料費、労務費、附属設備工事費、輸送費、建築事務費、借地料等すべての経費 <借上型仮設住宅> ○ 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な経費(範囲は別途協議) [まちの再生部、第3章第9節第1 応急住宅対策]

救助の種類	対 象	費用の限度	期 間	費用の範囲 [所管課, 計画記載箇所]
	<p>り壊さざるを得ない住家は全壊とみなして対象とした。</p> <p>(整備すべき書類) 救助実施記録日計票(様式28)、応急仮設住宅台帳(様式8)、応急仮設住宅入居者名簿、敷地賃貸契約書、応急仮設住宅使用賃貸契約書、建築工事関係書類(契約書、設計書、仕様書等)、建築工事代金等支払証拠書、その他必要な書類・帳簿等</p>			
<p>炊き出しその他による食品の給与</p>	<p>○ 金銭の有無に関わらず、現に炊事のできない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所に収容された者</li> <li>・ 住家の被害が、全壊、全焼、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者</li> <li>・ 床下浸水等で自宅避難しているが、自宅において炊事不可能な者</li> </ul>	<p>○ 基準額：1,160円以内/日・人</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>	<p>○ 主食費：購入費用</p> <p>○ 副食費：購入費用。調味料を含み、内容、品目、数量等について制限はない。</p> <p>○ 雑費：器物の使用謝金又は借上料、包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等購入費</p> <p>[地域創生部, 第3章第8節第2 食糧供給計画]</p>
	<p>(整備すべき書類) 救助実施記録日計票(様式28)、物資受払状況(様式6 救助の種目別物資受払状況)、炊出し給与状況(様式9)、食料・物品の購入・借用代金支払証拠書類、購入・借用物品受払証拠書類</p>			
<p>飲料水の供給</p>	<p>○ 災害のため、現に飲料水を得ることができない者</p>	<p>○ 水の購入費の通常(平常時)の実費</p> <p>○ 供給必要量(1人1日3リットルを目安)を浄水又は運搬する直接・間接の経費</p> <p>○ 機械器具の借上料、修繕費及び燃料費の通常(平常時)の実費</p> <p>○ 浄水用の薬品及び資材費の通常(平常時)の実費</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>	<p>○ 水の購入費(やむを得ない場合のみ)(当該市町を含む一部事務組合からの購入費は認められない。)</p> <p>○ ろ水器その他給水又は浄水に必要な機械器具の借上料、修繕費及び燃料費</p> <p>○ 浄水用薬品及び資材費[上下水道部, 第3章第8節第1 応急給水]</p>
	<p>(整備すべき書類) 救助実施記録日計票(様式28)、物資受払状況(供給用機械器具、燃料、浄水用薬品、資材等)、飲料水の供給簿(様式10)、支払関係証拠書類、物品受払関係書類</p>			
<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸</p>	<p>○ 災害により、住家に被害(床上浸水以上)を受けた者</p> <p>○ 被服寝具その他生</p>	<p>○ 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>○ 被服：男性用、女性用、子供用の上着、肌着など</p> <p>○ 寝具：就寝に必要な</p>

救助の種類	対 象	費用の限度	期 間	費用の範囲 [所管課、計画記載箇所]																																						
与	<p>生活上必要な最小限度の家財を喪失した者</p> <p>○ 被服寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者（船舶の遭難、旅行中の被災等による場合を含む）</p>	○ 下記金額の範囲内		<p>最小限度の毛布及び布団など</p> <p>○ 身の回り品：タオル、靴下、靴、サンダル、傘など</p> <p>○ 日用品：石鹸、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨きなど</p> <p>○ 炊事用品：炊飯器、鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ、ガスコンロなど</p> <p>○ 食器：箸、茶碗、皿、汁わんなど</p> <p>○ 光熱材料：マッチ、ローソク、木炭、プロパンガスなど</p> <p>このほか、高齢者、障害者等の紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材</p> <p>[地域創生部、第3章第8節第3 衣料、生活必需品その他物資供給計画]</p>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">世帯区分</th> <th>1 人 世 帯</th> <th>2 人 世 帯</th> <th>3 人 世 帯</th> <th>4 人 世 帯</th> <th>5 人 世 帯</th> <th>6人以上 1人増すごと 加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>					世帯区分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上 1人増すごと 加算	全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
世帯区分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上 1人増すごと 加算																																			
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																			
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																			
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																			
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																			
<p>(整備すべき書類)</p> <p>救助実施記録日計票（様式28）、物資受払状況（様式6 救助の種目別物資受払状況）、物資の給与状況（様式11）、物資配分計画表（被害の程度、世帯人数ごとの限度額に応じた計画）、救助物資受領書、物資購入関係支払証拠書類</p>																																										
医 療	○ 医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のために医療の途を失	○ 救護班による場合 ・ 使用した薬剤及び治療材料並びに医療器具の修繕費等の	災害発生の日から14日以内	○ 診察 ○ 薬剤及び治療材料の支給 ○ 処置、手術その他の治																																						

救助の種類	対 象	費用の限度	期 間	費用の範囲 [所管課, 計画記載箇所]
	<p>った者で、応急的に医療を施す必要がある者（災害によるものかどうかを問わない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象とならない場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地における医療であっても、通常の保険診療が行われている場合、又は行える場合</li> <li>・ 災害発生の混乱期に強いて治療しなくてもよい疾病等</li> <li>・ 就職等のための健康診断、予防注射等の防疫上の措置</li> </ul> </li> </ul>	<p>実費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院・診療所による場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険の診療報酬の額以内</li> </ul> </li> <li>○ 施術者による場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地域における協定料金の額</li> </ul> </li> </ul>		<p>療及び施術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院又は診療所への収容</li> <li>○ 看護</li> </ul> <p>[福祉共生部・市民病院, 第3章第7節第2 被災者の救護]</p>
<p>(整備すべき書類)</p> <p>救助実施記録日計票（様式28）、物資受払状況（様式6 救助の種目別物資受払状況）、救護班活動状況（様式12）、病院診療所医療実施状況（様式13）、医療品衛生材料等購入関係支払証拠書類、病院、診療所における診療報酬に関する証拠書類</p>				
助 産	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害のため、助産の途を失った者</li> <li>○ 災害発生の日以前、又は以後7日以内に分娩した者</li> <li>○ 被災者であるか否かを問わない。</li> <li>○ 本人の経済的能力の如何を問わない。</li> <li>○ 出産のみでなく、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者</li> <li>○ 被災地であっても通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合は対象とならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費</li> <li>○ 助産婦による場合は、慣行料金の8割以内</li> </ul>	分娩した日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分娩の介助に要する経費</li> <li>○ 分娩前、分娩後の処置に要する費用</li> <li>○ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料費</li> </ul> <p>[福祉共生部・市民病院, 第3章第7節第2 被災者の救護]</p>
<p>(整備すべき書類)</p> <p>救助実施記録日計票（様式28）、物資受払状況（様式6 救助の種目別物資受払状況）、助産台帳（様式14）、医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類</p>				
被災者の救出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者</li> <li>○ 災害にかかった原</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該地域における通常の実費</li> </ul>	災害発生日から3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 借上費又は購入費</li> <li>○ 修繕費</li> <li>○ 燃料費</li> <li>○ 救出のための賃金職</li> </ul>

救助の種類	対 象	費用の限度	期 間	費用の範囲 [所管課, 計画記載箇所]
	<p>因の如何を問わない(不可抗力、本人の過失を問わない)。 ○ 原則として人の救出だけに限定される。</p>			<p>員雇上費及び輸送費は、経理上救出費から分離し、賃金職員雇上費及び輸送費として一括計上する。 [消防本部, 第3章第7節第1 被災者の救出]</p>
<p>(整備すべき書類) 救助実施記録日計票(様式28)、物資受払状況(様式6 救助の種目別物資受払状況)、被災者救出状況記録簿(様式15)、救出用関係支払証拠書類</p>				
被災した住宅の応急修理	<p>○ 災害によって住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない者 ○ 自らの資力によって応急修理ができない者 ※所得要件は必須 ○ 大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる程度に住家が半壊した者</p>	<p>○ 半壊又は半焼の世帯 595,000円 ○ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯(一部損壊10%以上) 300,000円</p>	災害発生日から1ヶ月以内に完了	<p>○ 最小限度の補修費 ・ 原材料費、大工等の労務賃、材料の輸送費、工事事務費 [まちの再生部, 第3章第9節第1 応急住宅対策]</p>
<p>(整備すべき書類) 救助実施記録日計票(様式28)、住宅応急修理記録簿(様式16)、住宅の応急修理のための契約書、仕様書、設計書等、住宅の応急修理関係支払証拠書類</p>				
学用品の給与	<p>○ 災害によって住家に床上浸水・半壊以上の被害を受けた小学校児童、中学生徒、および高等学校生徒(特別支援学校を含む。) ○ 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障が生じている場合に給与する。 ○ 通学途中又は学校等で被災した場合であっても、都道府県知事が必要と認めたとときに限り給与して差し支え</p>	<p>○ 教科書及び教材実費 ○ 文房具及び通学用品 ・ 小学校児童：1人あたり4,500円以内 ・ 中学生徒1人あたり4,800円以内 ・ 高等学校生徒：1人あたり5,200円以内</p> <p>備考 1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>	<p>○ 教科書及び教材：災害発生日から1ヶ月以内に支給完了。 ○ 文房具及び通学用品：災害発生日から15日以内に支給完了</p>	<p>○ 教科書(文科省検定済教科書又は文科省著作教科書に限る。) ○ 教材(県又は市町教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材、ワークブック) ○ 文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷、定規など) ○ 通学用品 ※文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目でも必要なものは可。</p>

救助の種類	対 象	費用の限度	期 間	費用の範囲 [所管課, 計画記載箇所]
	ない。			[学校教育部, 第3章第9節第5 応急教育対策]
	(整備すべき書類) 救助実施記録日計票(様式28)、備蓄物資払出証拠書類(教科書及び学用品)、学用品の給与状況(様式18)、学用品購入関係支払証拠書類			
埋 葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の混乱の際に死亡した者であること。</li> <li>○ 災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大人(満12歳以上): 215,200円以内</li> <li>○ 小人(満12歳未満): 172,000円以内</li> </ul>	災害発生日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 埋葬の際、使用する棺(付属品を含む)及び棺材、骨壺等。</li> <li>○ 火葬料、埋葬料及びこれに伴う輸送費及び賃金職員雇上費</li> </ul> <p>[まちの再生部, 第3章第7節第3 遺体の搜索及び処理、埋(火)葬]</p>
	(整備すべき書類) 救助実施記録日計票(様式28)、埋葬台帳(様式19)、埋葬費支出関係証拠書類			
死体の搜索	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行方不明の状態にある者で、四囲の事情により、既に死亡していると推定される者</li> <li>○ 死亡した原因の如何を問わない</li> <li>○ 死亡した者の居住地における法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は関係ない。</li> </ul>	○ 通常の実費	災害発生日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 借上費又は購入費</li> <li>○ 修繕費(搜索作業に使用した機械器具の修理費)</li> <li>○ 燃料費(機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行うための照明用の灯油代等)</li> <li>○ 死体搜索のための賃金職員雇上費及び輸送費は経理上搜索費から分離し、賃金職員雇上費、輸送費に一括計上する。</li> </ul> <p>[まちの再生部, 第3章第7節第3 遺体の搜索及び処理、埋(火)葬]</p>
	(整備すべき書類) 救助実施記録日計票(様式28)、搜索用機械器具燃料受払簿(搜索用機械器具、燃料等)、死体の搜索状況記録簿(様式29)、死体搜索用関係支出証拠書類			
死体の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処理、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体あたり3,500円以内</li> <li>○ 一時保存 ・ 死体一時収容施設利用時: 借上に要する</li> </ul>	災害発生日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死体の洗浄、縫合、消毒の処理のための費用</li> <li>○ 死体の一時保存のための費用(原則的には輸送費、賃金職員雇上費を含む)</li> </ul>

救助の種類	対 象	費用の限度	期 間	費用の範囲 [所管課, 計画記載箇所]
	<p>死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合。</p> <p>○ 通常、死体の発見から埋葬に至る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としてのものである。</p>	<p>通常の実費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記が利用できない以外 : 1体あたり5,400円以内</li> </ul> <p>○ 検案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として救護班が行う。救護班の場合は特別の費用は生じない。救護班によらない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</li> </ul> <p>※輸送費、人件費は別途計上</p>		<p>○ 救護班によらない場合の検案料</p> <p>[まちの再生部, 第3章第7節第3 遺体の搜索及び処理、埋(火)葬]</p>
<p>(整備すべき書類) 救助実施記録日計票(様式28)、死体処理台帳(様式20)、死体処理費支出関係証拠書類</p>				
<p>障害物の除去</p>	<p>○ 住家が半壊又は床上浸水したもの(その他山崩れ等の特別な事情によるものは県へ協議)</p> <p>○ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること(日常生活に欠くことのできない居室、炊事場、便所、風呂場等に運び込まれた障害物の除去に限られる。)</p> <p>○ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること</p> <p>○ 豪雪の場合の除雪</p>	<p>○ 1世帯あたり137,900円以内</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>○ 除去に必要な機械、器具等の借上費、輸送費、賃金職員雇上費等</p> <p>[まちの再生部, 第3章第9節第1 応急住宅対策]</p>
<p>(整備すべき書類) 救助実施記録日計票(様式28)、障害物除去の状況(様式21)、障害物除去支出関係証拠書類</p>				
<p>応急救助のための輸送費</p>	<p>○ 被災者を避難させるための輸送</p> <p>○ 医療及び助産のための輸送</p> <p>○ 被災者救出のための輸送</p> <p>○ 飲料水供給のための輸送</p> <p>○ 死体の搜索</p>	<p>○ 当該地域の通常の実費とする。</p> <p>○ 原則的には、国土交通省の許可を得ている料金の額以内とする。</p>	<p>○ 各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。(特別の承認を得た場合はその期間とす</p>	<p>○ 運送料(運賃)</p> <p>○ 借上料、燃料費、消耗器財費、修繕費</p> <p>[危機管理課, 第3章第5節第4 輸送対策]</p>



救助の種類	対 象	費用の限度	期 間	費用の範囲 [所管課, 計画記載箇所]
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送</li> <li>○ 救援用物資の輸送</li> </ul>		る。)	
<p>(整備すべき書類)                      救助実施記録日計票（様式28、）、物資受払状況（様式6 救助の種目別物資受払状況）、輸送記録簿（様式22）、輸送に関する支払関係証拠書類</p>				
応急救助のための賃金職員等雇上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者を避難させるために雇上げた賃金職員</li> <li>○ 医療及び助産における移送</li> <li>○ 被災者の救出</li> <li>○ 飲料水の供給</li> <li>○ 死体の捜索</li> <li>○ 死体の処理</li> <li>○ 救援用物資の整理、輸送及び配分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該地域の通常の実費とする。（職業安定所の業種別標準賃金を基礎とするのが適当である。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この業務を行うために雇上げた賃金職員</li> </ul> [危機管理課]
<p>(整備すべき書類)                      救助実施記録日計票（様式28）、賃金職員等雇上げ台帳、賃金職員等雇上費支払関係証拠書類</p>				
救助に要した事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅費</li> <li>○ 時間外勤務手当</li> <li>○ 賃金</li> <li>○ 消耗品費</li> <li>○ 燃料費</li> <li>○ 食糧費</li> <li>○ 印刷製本費</li> <li>○ 光熱水料</li> <li>○ 通信運搬費</li> <li>○ 借料及び損料</li> <li>○ 修繕費</li> <li>○ 委託費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助費合算額に応じて次の割合を乗じて得た額の範囲内で国庫負担の対象となる。（県及び法適用市町でその額を案分等する）</li> </ul> <p>3,000万円以下・・・10/100</p> <p>3,000万円を越え6,000万円以下・・・9/100</p> <p>6,000万円を越え1億円以下・・・8/100</p> <p>1億円を越え2億円以下・・・7/100</p> <p>2億円を越え3億円以下・・・6/100</p> <p>3億円を越え5億円以下・・・5/100</p> <p>5億円を超過・・・4/100</p> <p>※市町が一時繰替支弁した事務費の全額が県から支弁されるのではなく、上記の国庫負担の対象となる範囲内で、県が予算措置した額を上限に市町に支弁され</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生の日から救助の期間内に支出したものに限られる。この場合は、債務の確定をいうものであり、事実上の支払いの意味ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法第4条に規定する応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。</li> <li>○ 応急救助を実施する期間の経費に限られる。</li> </ul> [危機管理課]

救助の種類	対 象	費用の限度	期 間	費用の範囲 [所管課, 計画記載箇所]
		るものであること。 (県及び法適用市町で その額の案分等を実施)		
	(整備すべき書類) 支払関係証拠書類			

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる（災害対策基本法施行令 第3条第2項）。

## 参考) 災害救助法の概要

項目	概要
1 目的	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は、災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。
2 実施体制	災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。 なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。
3 適用基準	災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例：人口5,000人未満住家全壊30世帯以上）に行う。
4 救助の種類、程度、方法及び期間	(1) 救助の種類 ① 避難所、応急仮設住宅の設置 ② 食品、飲料水の給与 ③ 被服、寝具等の給与 ④ 医療、助産 ⑤ 被災者の救出 ⑥ 住宅の応急修理 ⑦ 学用品の給与 ⑧ 埋葬 ⑨ 死体の捜索及び処理 ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 (2) 救助の程度、方法及び期間 内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定める。
5 強制権の発動	災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容場所等への立入検査や管理、医療、土木工事等の関係者に対し、救助に関する業務に従事させることができる。
6 経費の支弁及び国庫負担	(1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁 (2) 国庫負担 救助に要する費用が100万円以上になる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により国が負担する。 ア 普通税収入見込額の2/100以下の部分 50/100 イ 普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分 80/100 ウ 普通税収入見込額の4/100をこえる部分 90/100
7 災害救助基金について	(1) 積立義務（災害救助法第22条） 都道府県は、救助に要した費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかななければならない。 (2) 積立額（災害救助法第23条） 災害救助基金の各年度における最小額は県の当該年度の前年度前3年間に於ける地方税法に定める普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当する額とし、災害救助基金がその最小額に達していない場合は、政令で定める金額（最小額の1/5に相当する額）を、当該年度において積み立てなければならない。 (3) 運用 預金や債券の購入等に加え、災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

参考) 災害救助法の事務フロー

状況	市	県
発 災 前		○基金積立〔法22～25、令20〕 ○基金運用〔法26〕
発 災 (大規模災害)	○市災害対策本部設置〔災対法23の2〕	○県災害対策本部設置〔災対法23〕
救 助 法 適 用	○被害状況の報告〔県計画〕 ・災害規模が令1の基準に該当又は見込みがある場合 ・県地方本部を経て県対策本部に報告・要請 * 緊急の場合、県対策本部に直接報告・要請	→ ○適用手続き〔県計画〕 ・市長から被害状況等の報告があり、救助が必要と認められる場合、内閣府に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定
救 助 実 施	○救助実施(委任時) ・一般基準〔令3-1、告示、細則5別表1〕	← ○救助法適用〔法2、令1〕 ○市長に対する救助の委任〔法13〕 ・県計画に定める事項に該当するときは原則市長に委任〔県計画〕 ← ・市長が行う事務内容・期間を通知〔令17-1〕 ・市長が行うこととし、通知したときに公示〔令17-2〕
	○救助実施状況報告〔細則16〕	→ ○救助実施状況報告〔通知第2〕→国 ← ○特別基準〔令3-2〕 ・一般基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には知事は内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる *認められれば市長に通知
精 算	○救助費繰替支弁〔法29、細則17〕 ↓	
	○救助費繰替支弁金の請求手続〔細則18〕 ・救助の種類に応じて書類作成〔細則18別表3〕	→ ○精算の監査 ↓ ↓ ↓
	↓← ・災害救助費繰替支弁金請求書〔様式18号〕を提出	← ○請求額の通知 → ← ○支払い

注. 法・・・昭和22年法律第118号(昭和22.10.18公布、昭和22.10.20施行、最終改正平成25.6.21)、令・・・昭和22年政令第225号(昭和22.10.30公布施行、最終改正平成25.9.26)、細則・・・昭和38年兵庫県規則第58号(昭和38.4.1公布施行、平成26.6.6最終改正)、告示・・・(内閣府告示第228号)災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〔一般基準〕、通知・・・昭和40年5月11日社施第99号(各都道府県知事宛社会局長通知)災害救助法による救助の実施について、県計画・・・兵庫県地域防災計画

資料：兵庫県地域防災計画 令和3年2月修正 風水害編第3編第2章第5節災害救助法の適用、兵庫県地域防災計画資料編 令和3年2月修正 応1-5-4 災害救助事務フローチャート をもとに作成

## 【資料3-1-5】 被害程度の認定基準

被害区分	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊 (半焼)	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
準半壊に至らない (一部損壊)	全壊又は半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建物で、全壊・半壊の被害を受けたものなお、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

※内閣府「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号)の府政防第670号令和3年6月24日付改訂通知による。

	被害区分	認定基準
その他被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作不能となったもの
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの
	橋梁	道路を連結するために河川、運河などの上に架設された橋
その他被害	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設
	鉄道不通	汽車、電車などの運行が不能となった程度の被害
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数
その他被害	水道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	罹災者	罹災世帯の構成員
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設など
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道施設など

	被害区分	認 定 基 準
	その他公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設で、庁舎、公民館の公用又は公共の用に供する施設
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 【資料3-2-1】庁内携帯電話一覧表

令和3年8月現在

設定番号	電話番号	所管課名	備考	メーカー	設定日
1	090-7553-3764	環境創造課		KDDI	平成18年7月31日
2	090-3990-1071	環境創造課		KDDI	平成18年7月31日
3	090-8376-7554	環境創造課		KDDI	平成18年7月31日
4	090-1144-5069	環境創造課	管理：総務課	KDDI	平成18年7月31日
5	090-3999-3485	審査指導指導課	管理：総務課	KDDI	平成18年7月31日
6	090-8204-9676	子ども家庭課		KDDI	平成18年7月31日
7	090-3704-4481	収納対策課		KDDI	平成18年7月31日
8	090-5904-7188	道路河川課		KDDI	平成21年3月13日
9	090-8651-1547	道路河川課		KDDI	平成21年3月13日
10	090-6971-6211	税務課		トコモ	平成18年6月27日
11	090-3275-2826	総務課		トコモ	平成18年6月27日
12	090-5970-6749	収納対策課		KDDI	平成21年3月13日
13	090-7361-9944	生活支援課		KDDI	平成21年3月13日
14	080-2441-1182	介護保険課		KDDI	平成21年3月13日
15	090-3056-8290	クリーンセンター		KDDI	平成21年3月13日
16	090-3056-8667	クリーンセンター		KDDI	平成21年3月13日
17	090-3496-2425	クリーンセンター		KDDI	平成21年3月13日
18	090-8651-1548	道路河川課		KDDI	平成21年3月13日
19	090-1895-8279	下水道課	災害及び緊急時、下水道課施設連絡用として使用	KDDI	平成21年3月13日
20	090-5165-5949	下水道課	災害及び緊急時、下水道課施設連絡用として使用	KDDI	平成21年3月13日
21	080-6168-2594	公園みどり課		KDDI	平成21年3月13日
22	090-2103-2857	浄水施設課		トコモ	平成21年3月24日
23	080-6202-8175	障害福祉課	聴覚障害者メール連絡用	KDDI	平成23年9月28日
24	080-6202-8176	障害福祉課		KDDI	平成23年9月28日
25	080-8336-2116	危機管理課	スマートフォン	トコモ	平成29年10月5日
26	080-8336-2117	危機管理課	スマートフォン	トコモ	平成29年10月5日
27	080-8336-2118	危機管理課	スマートフォン	トコモ	平成29年10月5日
28	080-8336-2119	危機管理課	スマートフォン	トコモ	平成29年10月5日
29	080-8336-2120	危機管理課	スマートフォン	トコモ	平成29年10月5日



## 【資料3-2-2】 非常無線通信経路計画

地震、台風、洪水その他の非常災害が発生し、また発生するおそれがある場合において有線電気通信回線が不通となったり、またその利用が困難となった時に、電波法第52条、災害対策基本法第57条・第79条、災害救助法第28条及び水防法第20条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる。

通信設備で兵庫県下の主要なものは次のとおりです。

1. 警察通信設備
2. 海上保安庁通信設備
3. 国土交通省通信設備
4. 気象庁通信設備
5. 国土交通省無線通信設備
6. 法務省無線通信設備
7. NTT無線通信設備
8. JR通信設備
9. 県無線通信設備
10. 市町無線通信設備（消防無線を含む）
11. 道路公団無線通信設備
12. 関西電力送配電通信設備
13. 大阪ガス無線通信設備
14. 各私鉄通信設備
15. 国際電々無線通信設備
16. 日本通運無線通信設備
17. 各漁業無線局
18. アマチュア無線局
19. NHK、各民放、新聞社の無線通信設備
20. 各タクシー会社の無線通信設備

本計画はこれらの通信設備を利用して、各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等へ非通信経路を構成したものであり、平素から本計画をもとに関係機関が連絡を密にして、災害に備えること。

地 区	通 信 施 設	主 管 課	電 話 番 号
三田市	宝塚土木事務所（三田業務所） 三田警察署 JR三田駅 関電神戸電力本部 三田配電営業所	河川砂防担当 地域課 駅長室	079-562-8882 079-563-0110(内線290) 079-508-1488 0800-777-3081

区 間	総合 信頼度	市町役場か らの距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県庁までの 距離
三田市	A	20.0	宝塚土木事務所	———	県 庁	—
	A	1.5	宝塚土木事務所(三田業務所)一	———	県 庁	—
	A	2.4	三田市消防本部	———	県 庁	—
	A	1.2	三田警察署	———	警察本部	0.1
	A	0.3	JR三田駅	———	JR元町駅	0.4
神戸市	A	2.3	関電兵庫支社 三田配電営業所	——— (有線)	関電兵庫支社	1.5

## 【資料3-2-3】報道機関内の連絡先一覧

## 1 新聞報道関係連絡体制

新聞社		所在地	電話番号
朝日新聞社	阪神支局	西宮市与古道町1-1	tel 0798-33-5151 fax 0798-35-2070
	神戸総局	神戸市中央区浪花町60	tel 078-331-4144 fax 078-331-4149
毎日新聞社	阪神支局	尼崎市東難波町5-16-29	tel 06-6482-1221 fax 06-6482-5456
読売新聞社	三田支局	三田市高次1丁目9番26号	tel 079-564-6613 fax 079-564-6616
	阪神支局	西宮市池田町12-20 AG西宮ビル2階	tel 0798-23-2200 fax 0798-23-2230
神戸新聞社	北摂総局	三田市三輪2丁目1番9号	tel 079-563-2256 fax 079-563-2286
	神戸本社	神戸市中央区東川崎町1-5-7	tel 078-362-7040 fax 078-360-5501
産経新聞社	阪神支局	西宮市六湛寺町9-11	tel 0798-33-5881 fax 0798-37-2477
日本放送協会	神戸放送局	神戸市中央区中山手通2-24-7	tel 078-252-5100 fax 078-252-5110
(株)六甲タイムス社		三田市相生町18-37	tel 079-562-2353 fax 079-562-2354

## 2 テレビ報道関係連絡体制

テレビ局	所在地	電話番号
NHK神戸放送局報道部	神戸市中央区 中山手通2丁目24-7	tel 078-252-5100 fax 078-252-5110
(株)毎日放送 報道局報道部	大阪市北区茶屋町17-1	tel 06-6377-4268 fax 06-6359-3559
読売テレビ放送(株) 報道局	大阪市中央区城見1-3-50	tel 06-6947-2365 fax 06-6942-7734
関西テレビ放送(株) 報道局報道部	大阪市北区扇町2-1-7	tel 06-6314-8808 fax 06-6314-8826
朝日放送テレビ(株) 報道情報局ニュースセンター	大阪市福島区福島1丁目1番30号	tel 06-6451-1104 fax 06-6458-1241
(株)サンテレビジョン 報道部	神戸市中央区東川崎町1-1-1	tel 078-360-0343 fax 078-360-0341
(株)ジェイコムウエスト	大阪市中央区谷町2-3-12 マル仆谷町ビル	tel 06-6453-1008

## 3 ラジオ関係連絡体制

ラジオ局	所在地	電話番号
(株)毎日放送報道情報局 編集部 ラジオ報道	大阪市北区茶屋町17-1	tel 06-6375-7528 fax 06-6359-3528
大阪放送(株) 編成局報道部	大阪市港区弁天1丁目2-4	tel 06-6577-1321 fax 06-6577-1320
(株)ラジオ関西 報道制作局報道制作部	神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸情報文化ビル7F	tel 078-362-7380 fax 078-362-7403
(株)エフエムさんだ (ハニーFM)	三田市弥生が丘1-1-1 フローラ88	tel 079-553-8220 fax 079-553-8180
兵庫エフエム放送(株) (Kiss-FM KOBE) 編成・事業部	神戸市中央区波止場町5-6	tel 078-322-1003 fax 078-322-1011
(株)FM802 COCOLO編成部	大阪市北区天神橋2丁目北2-6	tel 06-6354-8045 fax 06-6354-8033

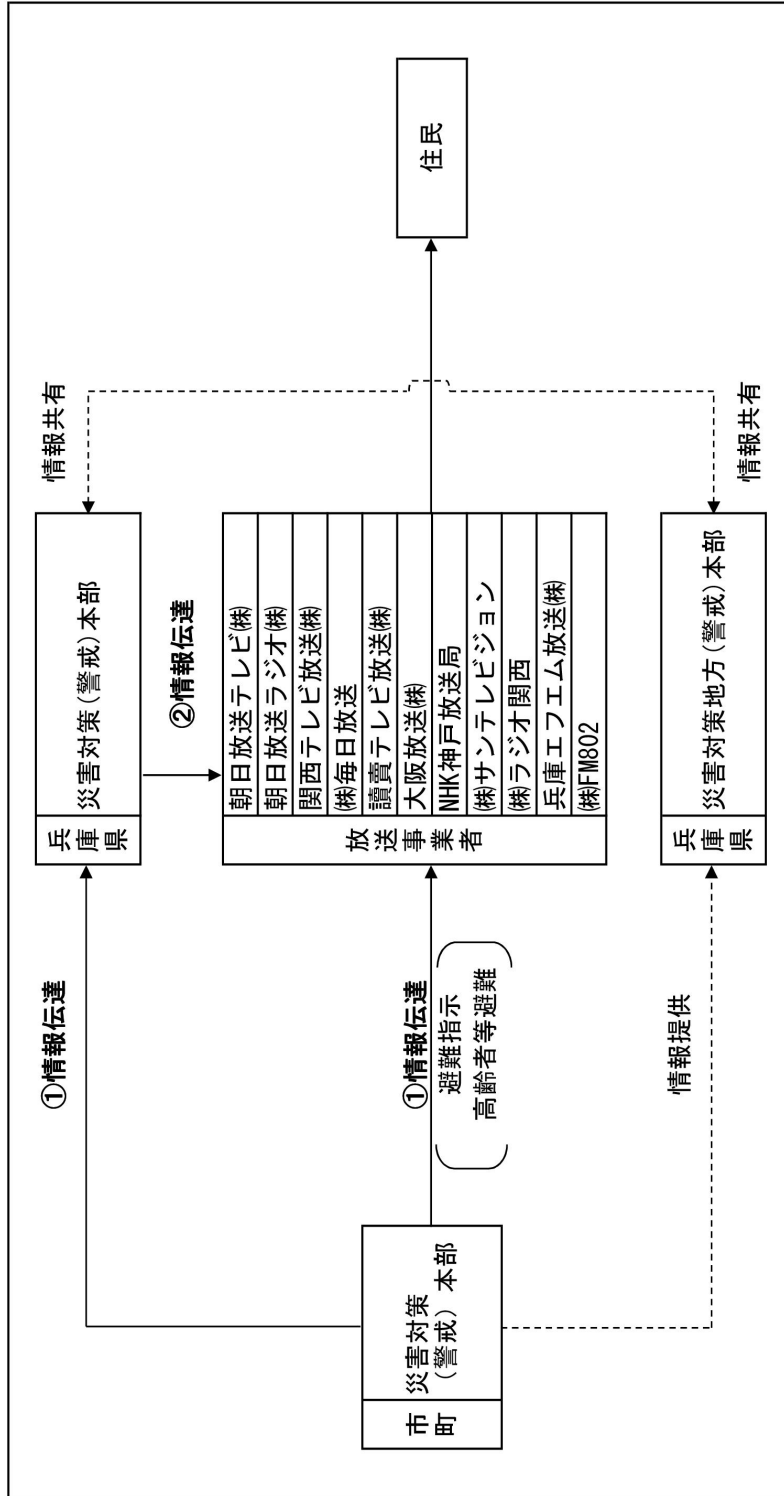
※(株)毎日放送には報道局、ラジオ局の両方にFAXを送信する。

## 4 兵庫県連絡体制

災害対策(警戒)本部	所在地	電話番号
兵庫県災害対策(警戒)本部 兵庫県企画県民部 災害対策課防災・危機管理班	神戸市中央区下山手通5-10-1	tel 078-362-9988 fax 078-362-9911
兵庫県災害対策地方(警戒)本部 兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課	宝塚市旭町2-4-15	tel 0797-83-3101 fax 0797-86-4379

別紙 1

情報伝達ルート



- ①原則として市町から直接放送事業者及び県へ情報伝達
- ②直接市町から放送事業者への伝達が実行不可能な場合等には、兵庫県から放送事業者へ伝達
- ※1 定時報等の県内とりまめ情報は、兵庫県から記者発表
- ※2 上記の情報伝達によるものほか、兵庫県及び市町の災害時広報体制（取材対応等）は従来どおり

別紙2

# 避難発令情報

兵庫県：三田市 送信日時 年 月 日 時 分

## 1 避難情報の別（今回発令分）

避難指示 2021年5月15日 午後 4時08分 三田市●●地区

- 避難指示 (被害の危険が目前に切迫しており、避難のため住民を立退かせるもの)
- 高齢者等避難 (被害の危険があり、避難に時間がかかる住民には避難を、  
その他の住民にも避難の準備を勧め又は促すもの)

## 2 分類

- 新規
- 地域拡大 ( )
- 種別変更  高齢者等避難⇒避難指示
- 解除

## 3 詳細情報等

三田市●●町 高齢者等避難

[避難情報]

地区名（地区詳細）	避難区分	発令・解除時刻	対象世帯数	対象世帯数	対象人数
三田市●●地区	高齢者等避難	2021/5/15 16:08	672	672	1718

## 4 発令・解除理由

## 5 補足情報（特に住民に伝えたい情報など）

## 6 避難行動指針

連絡先所属・氏名 \_\_\_\_\_

電話 ( ) \_\_\_\_\_ FAX ( ) \_\_\_\_\_

## 【資料3-2-4】三田市MCA防災行政無線設置場所一覧

No.	設置場所名称	所在地	局種別
親局			
1	三田市役所	三田市三輪2丁目1番1号	親局
補助局			
1	三田市消防本部	三田市下深田396番地	補助局
拡声子局			
1	歴史資料収蔵庫	三田市屋敷町12番地27	拡声子局
2	下深田五大力菩薩	三田市下深田37番	拡声子局
3	環境センター	三田市下田中578番地	拡声子局
4	桑原西(市道桑原下田中線)	三田市桑原千作137番2	拡声子局
5	山田公会堂	三田市山田712番	拡声子局
6	志手原小学校	三田市志手原881番地	拡声子局
7	砥石川(市道砥石川高次線)	三田市香下273番	拡声子局
8	香下公会堂	三田市香下712番1	再送信受信子局
9	新三田駅前駐車場	三田市福島455番地9	拡声子局
10	東野上(市道加茂福島5号線)	三田市東野上217番	拡声子局
11	広野小学校	三田市上井沢295番地	拡声子局
12	上内神公民館	三田市上内神552番	再送信受信子局
13	中内神公会堂	三田市中内神94番4	拡声子局
14	北浦いちょう公園	三田市北浦78番	拡声子局
15	三田緑風台(市道下青野緑風台1号線)	三田市下青野866番27	再送信受信子局
16	下青野公会堂	三田市下青野209番1	再送信受信子局
17	上青野公会堂	三田市上青野1396番10	再送信受信子局
18	上青野(市道上青野奥元線)	三田市上青野1240番	再送信受信子局
19	小野(黒川・栗田川合流点)	三田市小野1613番	再送信子局
20	乙原公民館	三田市乙原2814番	再送信受信子局
21	乙原奥(市道乙原小柿差切線)	三田市乙原1513番28	再送信受信子局
22	永沢寺(市道池の上草原谷線)	三田市永沢寺59番5	再送信子局
23	母子小学校	三田市母子721番地	再送信受信子局
24	母子新田(農道敷)	三田市母子2395番	再送信受信子局
25	市之瀬(市道切詰宮ノ前線)	三田市市之瀬53番	再送信受信子局
26	木器コミュニティセンター	三田市木器1433番2	再送信受信子局
27	羽束スポーツ公園(再送信子局)	三田市下槻瀬926番2	再送信子局
28	高平小学校	三田市下里172番地	再送信受信子局
29	高平上浄化センター	三田市酒井934番地	再送信受信子局
30	上高平駐在所(再送信子局)	三田市川原530番	再送信子局
31	末吉公会堂	三田市末吉159番2	再送信受信子局
32	小柿三舟公園	三田市小柿1346番	再送信受信子局
33	野外活動センター	三田市小柿949番地	再送信受信子局
34	小柿栗田(県道福住三田線)	三田市小柿2433番3	再送信受信子局
35	波豆川公民館	三田市波豆川1104番3	再送信受信子局
36	波豆川南(市道波豆川線、再送信子局)	三田市波豆川2612番	再送信子局
37	波豆川北(大磯)	三田市波豆川1995番	再送信受信子局
38	相野駅前駐輪場	三田市下相野301番14	拡声子局
39	藍小学校	三田市西相野477番地1	拡声子局
40	岩倉公会堂	三田市藍本3292番	再送信受信子局
41	波田公会堂	三田市藍本4354番	再送信受信子局
42	藍本庄(市道藍本馬場先線)	三田市藍本1061番	再送信受信子局
43	うぐいすの里西(区画道路)	三田市大川瀬1451番158	拡声子局
44	つつじが丘南4丁目自治会館	三田市つつじが丘南四丁目18番地	拡声子局
45	本庄小学校	三田市東本庄1910番地	再送信受信子局
46	西安公会堂	三田市東本庄3450番	拡声子局
47	下須磨田公民館	三田市須磨田550番2	再送信受信子局
48	上須磨田公民館	三田市須磨田330番1	再送信受信子局
49	大音所公民館	三田市上本庄653番1	再送信受信子局
50	幡尻バス方転場	三田市上本庄295番	再送信受信子局
51	富士中学校(再送信子局)	三田市富士が丘三丁目25番地	再送信子局

No.	設置場所名称	所在地	局種別
<b>半固定局</b>			
1	三田小学校	三田市屋敷町2番20号	半固定局
2	八景中学校	三田市八景町1205番地	半固定局
3	さんだ市民センター	三田市三田町22番19号	半固定局
4	総合福祉保健センター	三田市川除字クツ675番地	半固定局
5	城山公園	三田市三輪1314番	半固定局
6	上野台中学校	三田市志手原1145番地	半固定局
7	広野市民センター	三田市上井沢28番地の1	半固定局
8	藍中学校	三田市大川瀬1307番地36	半固定局
9	つつじが丘小学校	三田市つつじが丘南三丁目829番地1	半固定局
10	ふれあいと創造の里	三田市四ツ辻字西野々1129番地1	半固定局
11	武庫小学校	三田市武庫が丘四丁目13番地	半固定局
12	狭間小学校	三田市狭間が丘四丁目4番地	半固定局
13	狭間中学校	三田市狭間が丘四丁目1番地	半固定局
14	富士小学校	三田市富士が丘一丁目12番地	半固定局
15	弥生小学校	三田市弥生が丘二丁目20番地	半固定局
16	フラワータウン市民センター	三田市武庫が丘七丁目3番地の1	半固定局
17	すずかけ台小学校	三田市すずかけ台二丁目45番地	半固定局
18	あかしあ台小学校	三田市あかしあ台二丁目6番地	半固定局
19	ゆりのき台小学校	三田市ゆりのき台四丁目24番地	半固定局
20	ゆりのき台中学校	三田市ゆりのき台二丁目1番地1	半固定局
21	けやき台小学校	三田市けやき台三丁目77番地	半固定局
22	けやき台中学校	三田市けやき台二丁目1番地	半固定局
23	学園小学校	三田市学園七丁目7番地	半固定局
<b>移動局</b>			
1	車載局1(神戸400そ3702 日産 AD/バン)	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
2	車載局2(神戸400ね879 トヨタプロボックス)	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
3	車載局3(神戸480い2629 ダイハツハイゼット)	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
4	車載局4(神戸400て4134 トヨタプロボックス)	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
5	車載局5(神戸480な3069 スズキ エブリイ)	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
6	車載局6(神戸800ち3560 トヨタプロボックス)	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
7	車載局7(神戸800そ1270 日産 AD/バン)	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
8	車載局8(神戸480た5790 三菱 ミニキャブ)	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
9	車載局9(神戸400の2723 日産 AD/バン)	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
10	携帯局1	三田市三輪2丁目1番1号	携帯局
11	携帯局2	三田市三輪2丁目1番1号	携帯局
12	携帯局3	三田市三輪2丁目1番1号	携帯局
13	携帯局4	三田市三輪2丁目1番1号	携帯局
14	携帯局5	三田市三輪2丁目1番1号	携帯局
15	携帯局6	三田市三輪2丁目1番1号	携帯局
16	携帯局7(松が丘小学校)	三田市川除535番地	携帯局
17	携帯局8(長坂中学校)	三田市長坂484番地	携帯局
18	携帯局9(藍市民センター)	三田市大川瀬1307番地の44	携帯局
19	携帯局10(ウッドタウン市民センター)	三田市けやき台一丁目4番地1	携帯局
20	簡易携帯局1(広報班母子地区)	三田市三輪2丁目1番1号	簡易携帯局
21	簡易携帯局2(地区連絡所員母子地区)	三田市三輪2丁目1番1号	簡易携帯局
22	簡易携帯局3	三田市三輪2丁目1番1号	簡易携帯局
23	簡易携帯局4(有馬富士共生センター)	三田市尼寺字古万台968番地	簡易携帯局
24	簡易携帯局5(高平小学校)	三田市下里172番地	簡易携帯局
25	簡易携帯局6(本庄小学校)	三田市東本庄1910番地	簡易携帯局

## 【資料3-3-1】分団器具庫一覧

分団別	所在地	建築面積	建築延面積	敷地面積
1分団	相生町26番15号	27.86㎡	54.52㎡	61.36㎡
2分団	三輪2丁目690-7	39.82㎡	79.64㎡	126.01㎡
3分団	上井沢字北奥田67番地	35.72㎡	71.44㎡	96.33㎡
	北浦字西上通36-1	39.38㎡	39.38㎡	94.84㎡
4分団	志手原字横尾1323-2	39.82㎡	79.64㎡	260.02㎡
	乙原字竹の添932-4	24.00㎡	24.00㎡	46.89㎡
5分団	上槻瀬字西堂田203-2	26.80㎡	50.80㎡	118.00㎡
	鈴鹿字中端204	32.00㎡	32.00㎡	63.54㎡
6分団	下相野字坊田86-1、85-5	37.86㎡	69.30㎡	143.58㎡
	藍本字下野1192-2	39.19㎡	39.19㎡	187.05㎡
7分団	大畑153番地	24.00㎡	24.00㎡	81.14㎡
	東本庄1918-7	32.00㎡	64.00㎡	137.30㎡



## 【資料3-3-2】消火薬剤の製造業者一覧表

業 者 名	所 在 地	電 話	薬 剤 等
ヤマトプロテック 大阪事業所	大阪市東成区深江北2-1-10	06-6976-0701	フッ化たん白泡消火薬剤 泡消火機器
初田製作所関西支社	大阪市西淀川区千舟1-5-47	06-6473-4870	〃
深田工業(株)関西営業所	大阪市中央区南船場3-2-22 (麻綱ビル)	06-6245-6000	〃
ニッタン精機	伊丹市鴻池1-11-20	072-783-2222	泡消火機器 処理剤
(株)ネオス	神戸市中央区加納町6-2-1 神戸関電ビル	078-331-9382	流出油処理剤
三愛石油(株)大阪産業 エネルギー販売支店	豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル 4F	06-6863-1231	泡消火機器

## 【資料3-5-1】市保有車両一覧表

部名	軽		小型		普通			特種車両			特殊車両		合計
	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	乗合	軽	小	普	小	大	
市長公室				1		1							2
危機管理課			1										1
経営管理部	2	9	12	9		1	1						34
地域創生部	9		1	1						1			12
子ども・未来部	1	5											6
福祉共生部	2	7	1	1			1			3			15
まちの再生部	9		7	1	4					7	5	1	34
上下水道部	2		4	3					1	3			13
消防本部				1		2		3	3	31			40
議会事務局						1							1
学校教育部	3	3	3	1	15		1			11			37
行政委員会等													0
市民病院	1			1		2				1			5
合計	29	24	29	19	19	7	3	3	4	57	5	1	200

## (参考) 防災広報車

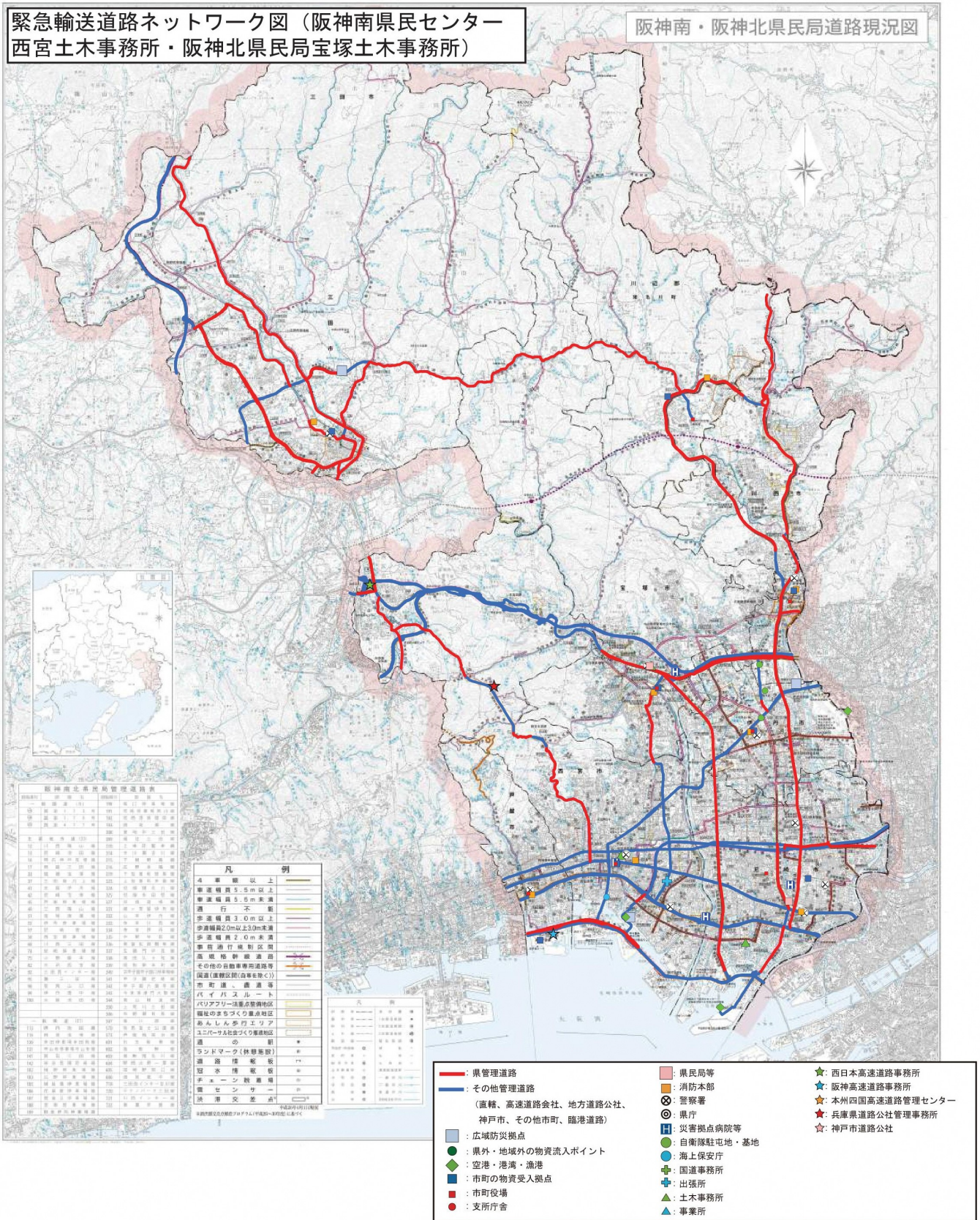
No.	所管課	登録番号		車名		自動車の種類	車体の形状
				社名	車種名等		
1	総務課	神戸503も	57	トヨタ	アクア	小型	箱型
2	教育総務課	神戸43え	831	三菱	ミニキャブ	軽	キャブオーバー
3	総務課	神戸400せ	856	トヨタ	カラーラバン	小型	バン
4	総務課	神戸400ね	879	トヨタ	プロボックスバン	小型	バン
5	総務課	神戸581ち	919	スズキ	スペーシア	軽	箱型
6	総務課	神戸502ら	1354	ホンダ	インサイト	小型	箱型
7	総務課	神戸400た	1788	トヨタ	カラーラバン	小型	バン
8	総務課	神戸581な	2284	スズキ	アルト	軽	箱型
9	上水道課	神戸400つ	2493	ニッサン	ADバン	小型	バン
10	総務課	神戸43え	2615	マツダ	ボンゴ	小型	バン
11	総務課	神戸400の	2723	ニッサン	ADバン	小型	箱型
12	介護保険課	神戸51と	2736	三菱	ミニカ	軽	箱型
13	総務課	神戸581く	2747	ダイハツ	ミライース	軽	箱型
14	総務課	神戸480な	3119	三菱	ミニキャブ	軽	箱型
15	総務課	神戸400そ	3702	ニッサン	ADバン	小型	バン
16	総務課	神戸504た	3754	日産	ウイングロード	軽	箱型
17	総務課	神戸51せ	3899	スズキ	アルト	軽	箱型
18	総務課	神戸51う	4028	スズキ	アルト	軽	箱型
19	総務課	神戸400て	4134	トヨタ	プロボックスバン	小型	バン
20	総務課	神戸400た	4155	ダイハツ	グランカーゴ	小型	バン

21	学校教育課	神戸480て	5071	三菱	ミニキャブ	軽	バン
22	公園みどり課	神戸400は	5973	トヨタ	タウンエーストラック	小型	トラック
23	総務課	神戸480え	6269	スバル	サンバーバン	軽	バン
24	総務課	神戸78り	6486	スズキ	ジムニー	小型	ステーションワゴン
25	介護保険課	神戸51う	6987	スズキ	アルト	軽	箱型
26	総務課	神戸400ね	7051	ニッサン	キャラバン	小型	バン
27	総務課	神戸400は	7061	ニッサン	NV200バネット	小型	バン
28	総務課	神戸79ふ	7143	スズキ	カルタス	小型	箱型
29	総務課	神戸400の	8002	ニッサン	NV200バネット	小型	バン
30	総務課	神戸581よ	8544	スズキ	アルト	軽	箱型
31	農村整備課	神戸480に	8552	三菱	ミニキャブ	軽	キャブオーバー
32	総務課	神戸400の	8865	マツダ	ボンゴトラック	小型	トラック
33	総務課	神戸504た	9155	スズキ	ソリオ	小型	箱型
34	総務課	神戸581み	9750	スズキ	アルト	小型	箱型

### 【資料3-5-2】 指定輸送業者一覧表

NO	業者名	所在地	電話番号	種別
1	西日本旅客鉄道(株)三田駅	駅前町1-32	508-1488	鉄道
2	神戸電鉄(株)三田駅	駅前町1-30	563-2258	鉄道
3	神姫バス(株)三田営業所	ゆりのき台6-2	565-5711	バス
4	東兵日本交通(株)	三輪2-10-1	563-2262	タクシー
5	フットワークキャブ三田営業所	駅前町10-4	562-2171	タクシー
6	有馬交通(株)	駅前町8-40	564-2481	タクシー
7	日本交通(株)	三輪2-10-1	563-2262	タクシー
8	有馬運輸(株)三田営業所	中町2-10	562-6781	通運
9	三田運輸(有)	中町17-3	563-4885	通運

【資料3-5-3】緊急輸送道路ネットワーク図

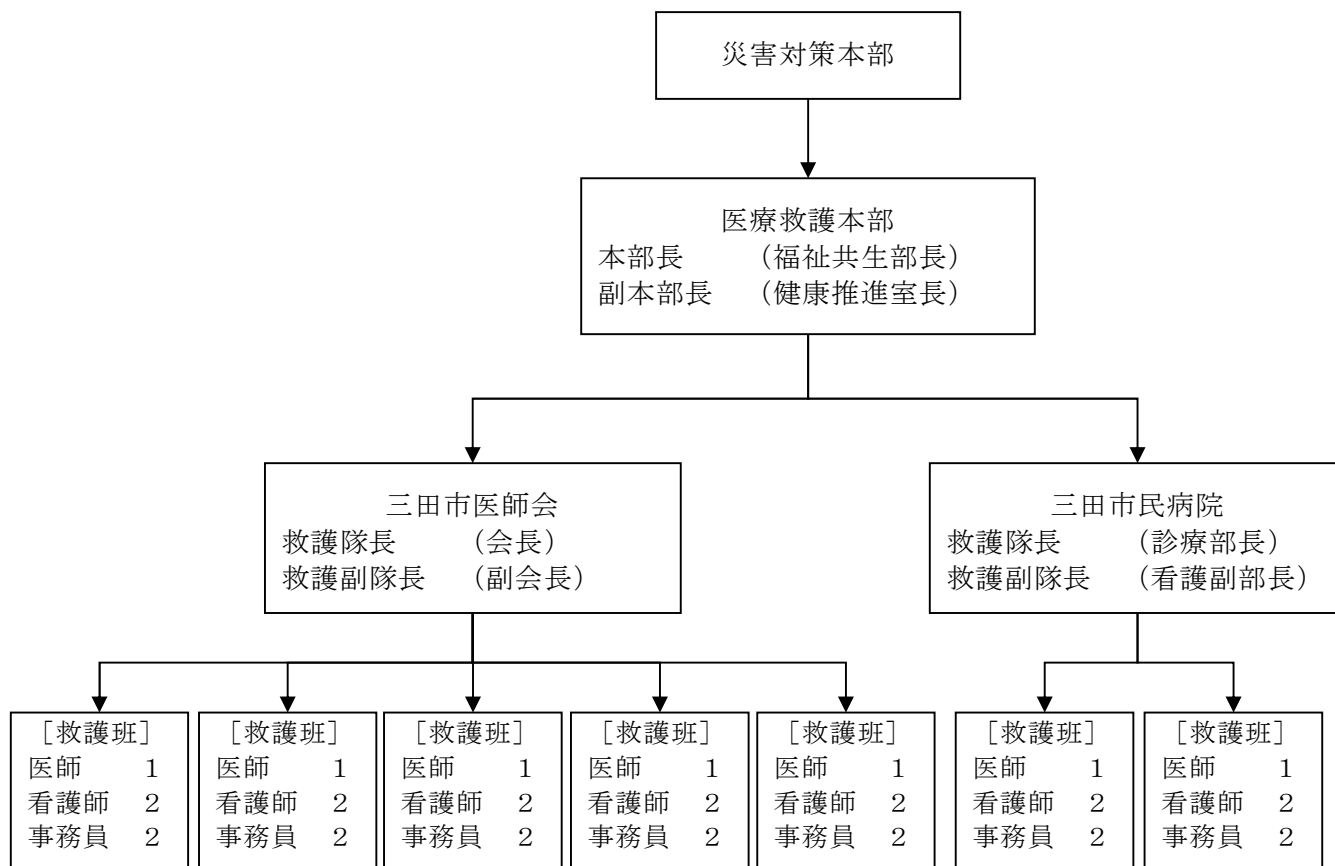


## 【資料3-7-1】三田市登録業者(土木工事、建築工事、造園工事)

業 者 名	代 表 者 名	所 在 地	電話番号 (局番079)	土木 工事	建築 工事	造園 工事
(株) ヴィンテック	小 泉 敏	南が丘 2-1-14-100	559-6420		○	
北神住建(株)	塩 山 博	南が丘 2-1-27	564-5652		○	
(有)ライトアップサービス	今 垣 均	天神 2-6-5	562-3321		○	
(株) フジタ組	藤 田 慎 彌	三田町 7-22	562-2131	○	○	○
(株) マツダ建設	松 田 菊 次	池尻 25	563-4747	○	○	○
宮下設備工業(株)	宮 下 義 治	西山 2-8-9	564-3650	○		
金沢建工	金 澤 栄 吉	貴志81大東7 <sup>ハ</sup> -ト6号室	562-1868	○		
芝本建設(株)	芝 本 博 次	横山町 4-24	563-2458	○	○	
(株) 平尾創建	平 尾 順 子	高次 2-18-8	564-4714	○	○	
(株) 西本製材所	西 本 久 雄	三輪 3-6-6	562-4410		○	
日興建設(株)	関 山 栄 二	三輪 2-4-3	562-4681	○	○	○
岡崎建設(株)	岡 崎 淳	駅前町 19-14	563-1333		○	
(株) 塩山工務店	塩 山 直 彦	駅前町 10-18	562-4414		○	
(有) 乾設備工業	乾 福 治	相生町 18-34	563-3550	○		
(株) 中田工務店	片 山 勇喜雄	相生町 24-29	563-2970	○	○	○
(株) 荒木設備	荒 木 信 弘	相生町 27-8	562-4733	○		
(株) 山本工作所	本 正 幸	中町 7-36	564-4896	○		
(株) 田中産業	田 中 共	中央町 16-2	562-4667	○		
向井工業(株)	向 井 正 幸	成谷 104	564-3411	○	○	○
(株) 坂林盛樹園	坂 林 義 教	尼寺 19	566-0123	○		○
(株) 浦口電機	浦 口 康 幸	香下 570-2	564-3732	○		
関西ガーデン(株)	小屋畑 拓 城	香下 670	564-5146	○		○
(有) 北野電設工業	幸 田 静 子	下田中 173	563-4161	○		
三陽建設(株)	高 山 広 植	下田中 602-1	562-0818	○		
(株) みたか	宮 寄 薫	加茂 656-1	567-0393	○		
三田建設(株)	金 本 栄 司	加茂 208	567-1043	○	○	○
松本造園土木(株)	松 本 和 久	末 2217-4	567-0820	○		○
(株) 中西商店	太 田 正 二	末 1487	567-1360	○		○
(株) 白原工務店	白 原 蓮 皎	広野 26-2	567-0038	○		
(株) 北向緑化園	北 向 昭 宏	中内神 935-3	567-0379	○		○

業 者 名	代 表 者 名	所 在 地	電話番号 (局番079)	土木 工事	建築 工事	造園 工事
北摂技建 (株)	小 中 守	中内神 284	567-1561	○	○	
北摂管財 (有)	北 添 満	下内神 647	567-0185	○		○
畑末建設 (株)	畑 末 和 彦	北浦字東浦通り209-1	567-0045	○	○	○
(株) アークス	島 田 勝 彦	東山 1142-1	568-1944	○		○
(株) 梅元工務店	梅 元 進	溝口 271	568-1147	○		
阪神ガーデン	今 垣 佐 斗 志	長坂 112	568-1348	○		○
(株) 中村造園	中 村 健	長坂 164	568-1628	○		○
(有) 山下造園	山 下 耕 司	長坂 494	568-0151	○		○
(有) 長坂造園土木	池 澤 和 弘	長坂 268	568-1148	○		○
(株) イマコー	今 垣 忠 夫	東本庄 1266	568-1290	○	○	
(株) 前澤造園土木	前 澤 一 夫	東本庄 1768	568-2108	○		○
(株) 中村新興園	中 村 雄 一	井ノ草 367	568-1600	○		○
(株) 宮本組	宮 本 光 久	東山 1072	568-1239	○		○
小向井建設 (株)	小向井 博 文	東山 200-2	568-1030	○	○	○
東山建設 (株)	植 田 敏 弘	東山 1074-1	568-0088	○	○	
ヤマイチ・コンストラクション(株)	山 下 哲 男	大畑 175	568-1232	○		○
(株) 堂本	堂 本 敦	小柿 1308	569-1121	○	○	○
(株) 笑花園	市 場 和 也	下槻瀬 142	569-0229	○		○
盛山建設 (株)	完 山 重 烈	下槻瀬 298-1	569-1113	○		○
(株) 森本庭園	森 本 繁	田中 62	569-0536	○		○
(有) 新井設備	新 井 一 弘	藍本 2353	568-0165	○		
橋元建設 (株)	橋 元 景 二	西相野 186	568-1701	○		
修成建設 (株)	杉水流 修 二	西相野 778	568-3895	○		
(有) 慶陽舗道	畑ヶ中 清 文	西相野 1003-1	568-6555	○		
(有) 石田工務店	石 田 純	すずかけ台 1-31-7	562-7445	○		
(株) 平田園芸	平 田 弘 樹	すずかけ台 1-6-5	565-7750	○		○
(有) ユウビ建設	金 澤 裕 二	けやき台 3-34-10	561-2213	○		
(有) 前田工業	前 田 仁 守	志手原207-3	563-8936	○		
(株) 津崎工務店	津 崎 浩 征	桑原 613-4	599-7711		○	
(株) ショウキ	東 鐘 一	学園3-2-K-101	563-7674	○		
(株) 畑中造園	畑 中 真 人	上深田251-2	562-2204			○

### 【資料3-7-2】医療救護班編成表



※事務員については、事務職又は保健師がこれにあたる。

### 【資料3-7-3】収容棺等の調達先

業者名	所在地	電話番号
北摂公栄社(有)	対中町2-17	079-563-2250
三礼社(資)	三田町13-8	079-564-3048
株式会社ジェイエイアクト 葬祭センター六甲	神戸市北区 道場町塩田18-2	078-985-0401
ベルコ(株)	福島宮野前501-46	079-553-5101



## 【資料3-7-4】近隣市営火葬場一覧

施設名	所在地	規模	担当課
神戸市立鴨越斎場	北区山田町下谷上字中一里山14番地 TEL078-743-1234	30基	斎園管理課 TEL078-322-5252
神戸市立西神斎場	西区神出町南字美濃谷600番地 TEL078-961-5251	11基	斎園管理課 TEL078-322-5252
神戸市立甲南斎場	東灘区本山町田中字南小路423番地 TEL078-851-8050	10基	斎園管理課 TEL078-322-5252
姫路市立名古屋山斎場	姫路市名古屋山町14-1 TEL079-297-5030	15基	霊苑管理事務所 TEL0792-97-5030
尼崎市立弥生ヶ丘斎場	尼崎市弥生ヶ丘1番1号 TEL06-6491-2500	10基	斎場管理事務所 TEL06-6491-2500
あかし斎場旅立ちの丘	明石市和坂1丁目1番12号 TEL078-928-0940	11基	斎場管理センター TEL078-928-2640
西宮市満池谷火葬場	西宮市奥畑7-115 TEL0798-72-2340	11基	環境局環境総括室 TEL0798-35-3306
伊丹市営斎場	伊丹市船原2丁目4番20号 TEL072-782-2176	6基	環境衛生課 TEL072-781-5371
宝塚市営火葬場	宝塚市川面字長尾山15-423 TEL0797-87-7133	8基	生活環境課 TEL0797-77-2074
三木市立みきやま斎場	三木市福井字三木山2465番3 TEL0794-82-2496	5基	市民課 TEL0794-82-2000
川西市斎場	川西市柳谷字鷹尾山柿木谷10-1 TEL072-799-0331	6基	環境衛生課 TEL072-758-3262

## 【資料3-8-1】市内パン製造業者一覧

名称	代表者名	所在地	電話番号
(株)扇野製菓	扇野洋一	三輪1丁目6番12号	079-562-2269

## 【資料3-9-1-1】 応急仮設住宅建設場所等基本的な考え方

### 1 建設可能地選択基準

- (1) 敷地規模は5,000㎡以上を目途とするが、それ以下であっても30戸程度の仮設住宅を建設可能であれば可能地とする。
- (2) 長期的に存続可能性のある敷地とし、公共用地を原則とするが、一部は敷地の規模が大きいもので、私有地等のものも可能地とした。
- (3) 立地条件はライフライン可能地とする。
- (4) 各敷地の建設戸数は通路、隣棟スペースを考え、1戸当たり50㎡で算出する。

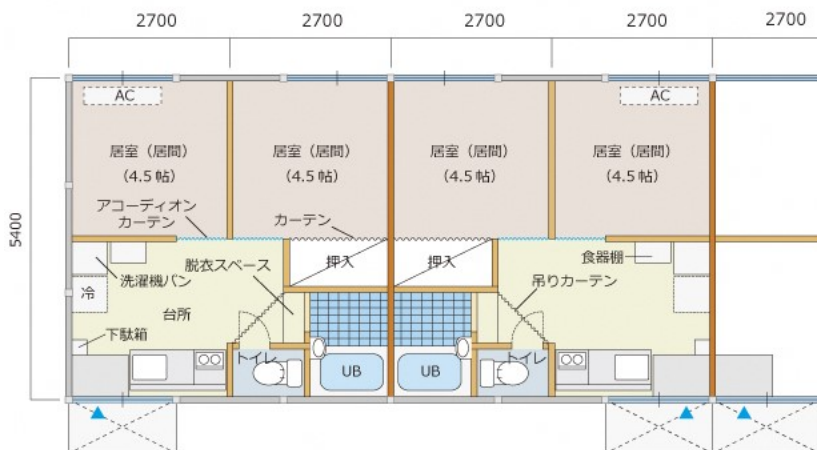
### 2 仮設住宅規格 (別図) 参照

- (1) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。  
 ※29.7㎡/戸(2人~4人世帯)を基準に、多人数世帯は39.6㎡/戸、単身世帯は19.8㎡/戸にするなど、世帯構成等に応じて設定。
- (2) 住戸内トイレは原則、洋式とする。
- (3) 宅外トイレ排水は、状況によりくみ取り型、浄化槽型、生放流型とする。

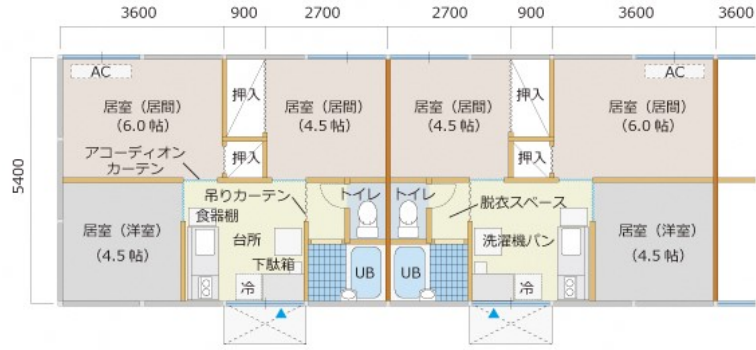
単身用1DK (約19.8㎡)



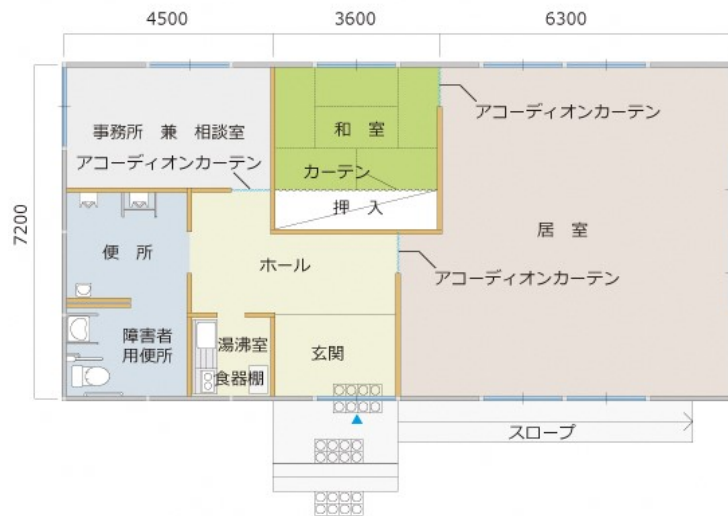
小家族用2~3人用2DK (約29.7㎡)



大家族用 4人以上 3K (約39.6㎡)



集会所 (約100㎡)



談話室 (約40㎡)



## 【資料3-9-1-2】 応急仮設住宅建設候補地一覧

用地・施設名称等	所在地	所有者(管理者)	敷地面積 (実測)	有効面積	建設可 能戸数	広域避難地
1 あかしあ台公園	あかしあ台4-20	三田市 (公園みどり課)	25,532	8,695	160	該当しない
2 つつじが丘中央公園	つつじが丘北2-10-16	三田市 (公園みどり課)	13,899	5,284	100	該当する(一時的な避難場所としての利用形態となるので支障なし)
3 三田谷公園	武庫が丘3-3836	三田市 (公園みどり課)	82,472	12,419	240	該当する(一時的な避難場所としての利用形態となるので支障なし)
4 学園東公園	学園3-3	三田市 (公園みどり課)	74,001	8,584	160	該当する(一時的な避難場所としての利用形態となるので支障なし)
5 下青野公園	下青野376	三田市 (公園みどり課)	38,299	2,258	40	該当しない
6 末野公園	末1573	三田市 (公園みどり課)	9,892	4,124	80	該当しない
7 小柿三舟公園	小柿字内田1346	三田市 (公園みどり課)	5,624	1,512	30	該当しない
8 羽東スポーツ公園	下槻瀬926-2	三田市 (公園みどり課)	6,262	4,418	80	該当しない
9 はじかみ池公園	あかしあ台5-1	三田市 (公園みどり課)	104,427	1,819	30	該当する(一時的な利用形態で支障なし)
10 深田公園(3工区)	弥生が丘6-4	三田市 (公園みどり課)	188,840	2,000	40	該当する(一時的な利用形態で支障なし)
11 車池公園	富士が丘2-18	三田市 (公園みどり課)	25,656	2,183	40	該当しない
12 小屋ヶ谷公園	狭間が丘5-4733-15	三田市 (公園みどり課)	28,055	2,430	40	該当しない
13 中央公園(多目的広場)	けやき台2-3	三田市 (公園みどり課)	163,204	5,073	100	該当する(一時的な利用形態で支障なし)
14 すずかけ台公園	すずかけ台4-1	三田市 (公園みどり課)	28,701	3,489	60	該当しない
15 平谷川緑地(最下流)	あかしあ台2-5	三田市 (公園みどり課)	116,041	1,571	30	該当しない
16 さつき公園	富士が丘4-525	三田市 (公園みどり課)	4,769	3,456	60	該当しない
17 ゆりのき台公園	ゆりのき台5-36	三田市 (公園みどり課)	22,600	2,221	40	該当しない
18 東山なかよし公園	東山397-1	三田市 (公園みどり課)	2,139	1,622	30	該当しない
19 友が丘公園	友が丘1-20-1	三田市 (公園みどり課)	14,705	2,325	40	該当しない
20 友が丘けやき公園	友が丘2-31-1	三田市 (公園みどり課)	6,146	3,000	60	該当しない
21 友が丘(旧球技公園)	友が丘1-20-1	三田市 (公園みどり課)	14,705	1,490	20	該当しない
22 すずかけ台緑地(貴志G)	すずかけ台1-27	三田市 (公園みどり課)	82,000	2,100	40	該当しない
23 ウッディタウン市民センター(芝生広場)	けやき台1丁目3	三田市ウッディタウン市民センター	2,549	1,930	30	該当しない
24 有馬富士森林公園	大原1590	三田市 (農村再生課)	453,477	6,200	120	該当しない
合計					1,670	

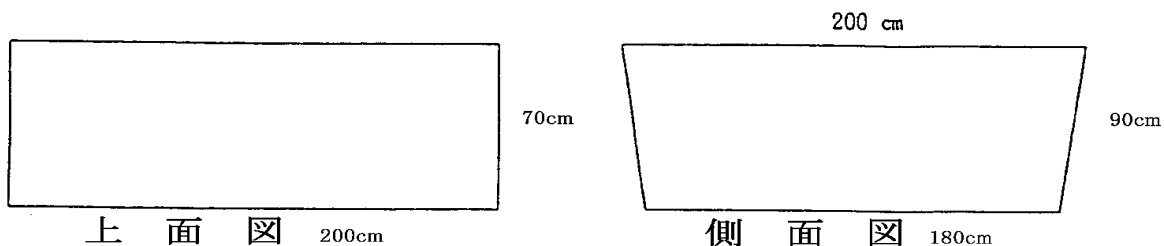
**【資料3-9-2】 浄化槽清掃等許可業者**

事業者名	所在地	電話番号
菊水工業株式会社	神戸市中央区中山手通7丁目3番4号	078-341-1788
兵神浄化有限会社	神戸市中央区脇浜町2丁目10番14号	078-242-5345
仁志起興業株式会社	神戸市中央区磯上通8丁目1番1号	078-232-3351
株式会社フジイ	加東市吉馬1788番地1	0795-42-5225
株式会社ホカリ	西宮市室川町4-20-302	0798-71-5011
株式会社北摂環境センター	三田市東山1142番地1	079-568-1992
横山興業株式会社	三木市細川町瑞穂1652番地	0794-88-2061

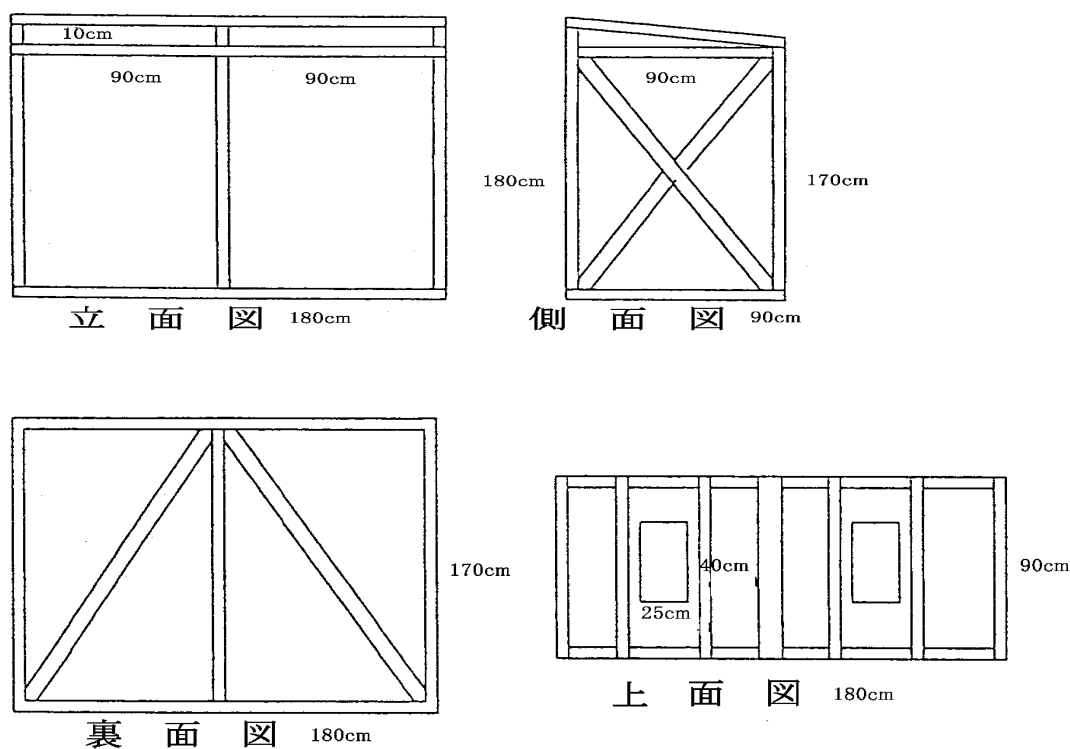
## 【資料3-9-3】 災害緊急時の素掘した仮設トイレの作り方

### (2基)

#### 1 地面の掘り方



#### 2 仮設トイレの作り方



#### \*作り方の基準

- 1 地面の掘り方は、スコップ等で掘る、あまり規模を大きくすると危険である。
- 2 掘った土は、後日埋め立てに使用するので、脇に積上げて置く。
- 3 掘立て小屋式のため、四方は杭を打ち固定する。
- 4 柱は、木（タルキ）又は廃材等を使用する。クギ打ちとする。
- 5 柱は、スジカイを加える。
- 6 目隠しは、ベニヤ板、ビニールシート、毛布等を使用する。
- 7 屋根、床は、ベニヤの厚板（コンパネ又はパネコート）を使用する。
- 8 床の切抜きは、同規模程度にする。

#### \*必要な道具類

ノコギリ、金槌、クギ、  
スコップ、バケツ、  
木（タルキ）は、20本(180cm)  
10本(90cm)、  
ベニヤ板は10枚、  
コンパネ又はパネコート

## 【資料3-10-1】三田市上下水道工事業務共同組合加入業者一覧

	名称	代表者氏名	所在地	電話番号
事務局	三田市上下水道 工事業協同組合	代表者 嶋田 晴忠	南ヶ丘1丁目1番8号	079-563-4668
	(株)荒木設備	荒木 信弘	相生町27番8号	079-562-4733
	(有)乾設備工業	乾 福治	相生町18番34号	079-563-3550
	小谷設備工業(株)	小谷 伸一	(三田支店) 南が丘1丁目40番34号	079-563-1121
	(株)田中産業	田中 共	中央町16番2号	079-562-4667
	宮下設備工業(株)	宮下 義治	西山2丁目8番9号	079-564-3650
	(株)グリーン	篠村 祥司	三田町54-5	079-564-6300
	内田総合設備(株)	内田 知洋	駅前町19番14号	079-563-4131
	しまだ商会	嶋田 晴忠	駅前町7番20号	079-563-3080
	(株)山本工作所	本 智之	中町7番36号	079-564-4896
	三田建設(株)	金本 栄司	加茂208番地	079-567-1448
	(株)みたか	宮寄 薫	加茂656番地1	079-567-1448
	(有)新井設備	新井 一弘	藍本2353番地	079-568-0165
	小向井建設(株)	小向井 博文	東山200番地2	079-568-1030
	小谷設備工業(株)	小谷 伸一	鈴蘭台南町7丁目13番1	078-591-1715
(株)グリーン	篠村 祥司	山口町名来2丁目6番27号	078-903-0566	

## 【資料3-10-2】上下水道施設応急復旧用資機材調達先一覧

業者名	所在地	電話番号
(株)ウエダ管材	下井沢53-1	079-567-3336
(株)丘建材設備機器	東本庄字六瀬2483	079-568-1303
(株)大成機工三田工場	テクノパーク14-5	079-568-2700
(株)関西水栓	神戸市北区長尾町宅原732	078-986-2747
東神工業(株)	西宮市山口町阪神流通センター1丁目37	078-903-0671

**【資料4-2-1】 災害弔慰金の支給等に関する条例**

(昭和49年7月4日 三田市条例第21号)

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
  - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
    - ア 配偶者
    - イ 子
    - ウ 父母
    - エ 孫
    - オ 祖父母
  - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
  - 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、これらの規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
  - 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。



(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長等の避難の指示等に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その病状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項かつこ書で定める場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合にあっては、無利子とし、保証人を立てない場合にあっては、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和53年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和56年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和58年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則(昭和62年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(平成3年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(平成23年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

付 則(令和元年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則(令和元年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 【資料4-2-2】 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和49年9月27日 三田市規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年三田市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対しては、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合にあつては、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書(保証人を立てる場合にあつては、保証人の連署した借用書)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合にあつては、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(借用書等の返還)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認書を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届出るものとする。

(様式)

第18条 この規則の施行に関し必要な様式は、福祉事務所長が文書担当課長と協議して定める。

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則(令和元年規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年3月31日以前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

付 則(令和元年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 【資料4-2-3-1】三田市災害見舞金等支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に発生した災害による被災者及びその遺族に対し、応急対策として市から災害見舞金及び死亡弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、豪雪、地震その他異常な自然災害又は火災により被害が生ずることをいう。
- (2) 被災者 災害により被害を受けた家屋に現に居住する世帯の世帯主又はこれに準ずる者、市内に居住する者で災害により10日以上入院を要する重傷を負った者及び災害により死亡した者をいう。

(被害程度の認定)

第3条 被害の程度は、被害状況を調査、確認のうえ認定するものとする。ただし、火災被害の認定については、消防本部から報告の被災程度を重視するものとする。

(見舞金等の支給)

第4条 市は、被災者又はその遺族に対し、被害の程度に応じて、別表に定めるところにより見舞金等を支給する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(見舞の時期)

第5条 見舞金等は、速やかに被災者又は遺族に支給しなければならない。

(遺族の範囲等)

第6条 死亡弔慰金を支給する遺族は、死亡した者の死亡時において、死亡した者と生計を同じくしていた次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）
- (2) 共に三田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和元年10月11日施行）第6条に規定するパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓証カードの交付により受領証明を受けた者
- (3) 子
- (4) 父母
- (5) 孫
- (6) 祖父母
- (7) 兄弟姉妹

2 給付を受けるべき遺族の順位は、前項に規定する順序とする。

3 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、これらの規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。



- 5 前3項の場合において、災害見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(摘要除外)

第7条 市は、第4条の規定に該当する場合であっても、被災者の故意によるものと市長が認めたときは、見舞金等は支給しないことがある。

- 2 この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害については適用しない。

- 3 市は、条例の規定による災害弔慰金の支給が行われたときは、この要綱による死亡弔慰金は支給しないものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、見舞金等の支給について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。施行の日以後に生じた災害から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年11月10日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の三田市災害見舞金等支給要綱第6条の規定は、施行日以後に生じた災害に係る災害見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る災害見舞金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

被害程度	見舞金等の額
全 壊 全 焼 全流失	1世帯につき 30,000円
半 壊 半 焼 半流失	1世帯につき 20,000円
床上浸水	1世帯につき 5,000円
死 者	1人につき 20,000円
重 傷 者	1人につき 10,000円

備考

- 1 世帯とは、生計を同じくする実際上の生活単位をいう。
- 2 全壊、全焼及び全流失とは、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の

70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

- 3 半壊、半焼及び半流失とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合20%以上50%未満のものとする。
- 4 破壊消防による全壊及び半壊は、この表の全壊及び半壊として取り扱う。

## 【資料4-2-3-2】

### 日本赤十字社三田市地区災害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に発生した災害による被災者に対し、応急対策として日本赤十字社三田市地区から災害見舞金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、豪雪、地震その他異常な自然災害又は火災により被害が生ずることをいう。
- (2) 被災者 災害により被害を受けた家屋に現に居住する世帯の世帯主又はこれに準ずる者、市内に居住する者で災害により10日以上入院を要する重傷を負った者をいう。

(被害程度の認定)

第3条 被害の程度は、被害状況を調査・確認のうえ認定するものとする。ただし、火災程度の認定については、消防本部から報告の被災程度を重視するものとする。

(見舞金の支給)

第4条 地区長は、被災者に対し、被害の程度に応じて、予算の範囲内において別表に定めるところにより見舞金を支給する。

(見舞の時期)

第5条 見舞金は、速やかに被災者又は支給しなければならない。

(適用除外)

第6条 地区長は、第4条の規定に該当する場合であっても、被災者の故意によるものと地区長が認めたときは、見舞金は支給しないことがある。

2 この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害については適用しない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給について必要な事項は、地区長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する

## 付 則

この要綱は、平成22年1月10日から施行する

## 別表（第4条関係）

被害程度	見舞金の額
全 壊 全 焼 全流失	1世帯につき 20,000円
半 壊 半 焼 半流失	1世帯につき 10,000円
床上浸水	1世帯につき 5,000円
重 傷 者	1人につき 10,000円

## 備考

- 1 世帯とは、生計を同じくする実際上の生活単位をいう。
- 2 全壊、全焼及び全流失とは、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- 3 半壊、半焼及び半流失とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合20%以上50%未満のものとする。
- 4 破壊消防による全壊及び半壊は、この表の全壊及び半壊として取り扱う。

## 【資料4-2-4】 災害弔慰金の支給等の概要

### 1 弔慰金・見舞金等

区分	対象となる災害	支給対象者及び支給額	実施主体	備考																	
災害弔慰金・災害障害見舞金	(1) 市内で5以上の住居の滅失 (2) 県内において住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上ある災害 (3) 災害救助法の適用が1市町村以上あれば、県内全市町村対象 (4) 災害救助法が適用された市町村を含む都道府県が2以上ある災害	<b>【災害弔慰金】</b> 生計維持者 500万円 その他の者 250万円 (死亡者1人当たり) <b>【災害障害見舞金】</b> (法に掲げる障害となった場合) 生計維持者 250万円 その他の者 125万円	市	※法律にもとづき市で条例措置																	
兵庫県災害援護金	<b>【自然災害】</b> (1) 1の市町の区域内の被害数が5以上あるとき (2) 知事が特に必要があると認めたとき <b>【その他の災害】</b> (1) 災害救助法による救助が実施されたとき (2) 知事が特に必要があると認めたとき	<b>【災害援護金】</b> ・ 県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重症の被災者 ・ 当該救助が実施された市町の区域内に住所を有する被災世帯主 ・ 知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重症の被災者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害種別</th> <th>被害の種別</th> <th>災害援護金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">自然災害</td> <td>住家の全壊、全焼又は流失</td> <td>1世帯につき 20万円</td> </tr> <tr> <td>住家の半壊又は半焼</td> <td>1世帯につき 10万円</td> </tr> <tr> <td>住家の一部損壊（損害割合10%以上）又は床上浸水</td> <td>1世帯につき 5万円</td> </tr> <tr> <td>重傷の被災者</td> <td>1人につき 3万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の災害</td> <td>住家の全壊又は全焼</td> <td>1世帯につき 5万円</td> </tr> <tr> <td>住家の半壊又は半焼</td> <td>1世帯につき 3万円</td> </tr> </tbody> </table>	災害種別	被害の種別	災害援護金の額	自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき 20万円	住家の半壊又は半焼	1世帯につき 10万円	住家の一部損壊（損害割合10%以上）又は床上浸水	1世帯につき 5万円	重傷の被災者	1人につき 3万円	その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき 5万円	住家の半壊又は半焼	1世帯につき 3万円	
災害種別	被害の種別	災害援護金の額																			
自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき 20万円																			
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき 10万円																			
	住家の一部損壊（損害割合10%以上）又は床上浸水	1世帯につき 5万円																			
	重傷の被災者	1人につき 3万円																			
その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき 5万円																			
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき 3万円																			

兵庫県死亡見舞金	県の区域内 <b>【自然災害】</b> (1) 自然災害により死者が生じたとき (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき  <b>【その他の災害】</b> (1) 災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者が生じたとき (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき  県の区域外（国内に限る） (1) 自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者（県民に限る。）が生じたとき (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき	<b>【死亡見舞金】</b> ・当該災害による死亡者の遺族（但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者の遺族を除く。） ・知事が特に必要があると認める災害による死亡者の遺族																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">災害種別</th> <th style="width: 25%;">災害の発生した場所</th> <th style="width: 60%;">死亡見舞金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">自然災害</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">県の区域内</td> <td style="text-align: center;">死亡した県民等1人につき 20万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">死亡した県民等以外の者1人につき 6万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">県の区域外</td> <td style="text-align: center;">死亡した者1人につき 20万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">その他の災害</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">県の区域内</td> <td style="text-align: center;">死亡した県民等1人につき 10万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">死亡した県民等以外の者1人につき 6万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">県の区域外</td> <td style="text-align: center;">死亡した者1人につき 10万円</td> </tr> </tbody> </table>		災害種別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額	自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 20万円	死亡した県民等以外の者1人につき 6万円		県の区域外	死亡した者1人につき 20万円	その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 10万円	死亡した県民等以外の者1人につき 6万円		県の区域外
災害種別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額																
自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 20万円																
		死亡した県民等以外の者1人につき 6万円																
	県の区域外	死亡した者1人につき 20万円																
その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 10万円																
		死亡した県民等以外の者1人につき 6万円																
	県の区域外	死亡した者1人につき 10万円																
		備考 この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (3) 県の区域内の学校に在学する者 (4) その他これらに類する者																

2 貸付金等

区分	対象となる災害	支給対象者及び支給額	実施主体	備考																
災害援護資金	県の区域内で災害救助法が適用された市町が1以上ある自然災害	<b>【災害援護資金】</b> 被災した市民である世帯主で、 ・ 世帯主の療養におおむね1月以上要する ・ 住居又は家財の損害が価額のおおむね1/3以上 等である場合が対象 ①条件 (世帯の総所得が下記を越えるものには貸付を行わない)	市																	
		<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>所得制限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>一人増すごとに30万円を加算</td> </tr> </tbody> </table>			世帯人員	所得制限額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	一人増すごとに30万円を加算				
		世帯人員			所得制限額															
		1人			220万円															
		2人			430万円															
		3人			620万円															
		4人			730万円															
		5人以上			一人増すごとに30万円を加算															
		②貸付限度額																		
		<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害の種類・程度</th> <th colspan="2">世帯主の負傷</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財損害、住居損害なし</td> <td>150万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>家財損害あり、住居損害なし</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>住居の半壊</td> <td>270万円 (350万円)</td> <td>170万円 (250万円)</td> </tr> <tr> <td>住居の全壊</td> <td>350万円</td> <td>250万円 (350万円)</td> </tr> <tr> <td>住居全体の滅失、流失</td> <td>—</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table>			被害の種類・程度	世帯主の負傷		あり	なし	家財損害、住居損害なし	150万円	—	家財損害あり、住居損害なし	250万円	150万円	住居の半壊	270万円 (350万円)	170万円 (250万円)	住居の全壊	350万円
被害の種類・程度	世帯主の負傷																			
	あり	なし																		
家財損害、住居損害なし	150万円	—																		
家財損害あり、住居損害なし	250万円	150万円																		
住居の半壊	270万円 (350万円)	170万円 (250万円)																		
住居の全壊	350万円	250万円 (350万円)																		
住居全体の滅失、流失	—	350万円																		
( ) 額は、残存部分の取り壊し等の事情のある場合																				
③利率等																				
<table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年1%</td> <td>据置期間</td> <td>(3年間)</td> </tr> <tr> <td>(保証人を立てる場合は無利子)</td> <td></td> <td>は無利子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	貸付利率	年1%	据置期間	(3年間)	(保証人を立てる場合は無利子)		は無利子		償還期間	10年										
貸付利率	年1%	据置期間	(3年間)																	
(保証人を立てる場合は無利子)		は無利子																		
償還期間	10年																			

区分	対象となる災害	支給対象者及び支給額	実施主体	備 考
生活福祉資金		<p><b>【生活福祉資金】</b>            災害を受けたことにより臨時に必要な経費            (市の「災害援護資金」貸付対象者は原則除外)</p> <p>①条件                低所得者世帯                障害者世帯                高齢者世帯</p> <p>②貸付限度額                150万円以内</p> <p>③利率等                貸付利率    年1.5%                (連帯保証人を立てる場合は無利子)</p> <p>    据置期間    1年以内                償還期間    7年以内</p>	都道府県 社会福祉協議会	※窓口は、市の社会福祉協議会



**【資料4-2-5】**

**被災者等の支援に関する**

**各種制度の概要**

## — 制度一覧 —

- ・ 住宅建設資金等の償還の全部または一部を、猶予または免除する
- ・ 市県民税の減免
- ・ 固定資産税(都市計画税)の減免
- ・ 納税の猶予
- ・ 納税の猶予の場合の延滞金の免除
- ・ 地域集会所整備事業補助金
- ・ 下水道使用料(公共・生排)の減免
- ・ 受益者負担金の減免
- ・ 受益者分担金の減免
- ・ ごみ処理手数料の減免
- ・ し尿処理手数料の減免
- ・ 保育料の減免
- ・ 浸水発生時の消毒(防疫)実施
- ・ 災害弔慰金の支給
- ・ 災害障害見舞金の支給
- ・ 災害援護資金の貸付
- ・ 災害見舞金支給1
- ・ 災害見舞品支給
- ・ 災害見舞金支給2
- ・ 災害見舞金支給3
- ・ 国民健康保険税の減免
- ・ 国民健康保険自己負担金の減免・支払猶予
- ・ 後期高齢者医療の自己負担金の減免
- ・ 福祉医療費助成制度の特例適用、自己負担額減免
- ・ 介護保険料の減免
- ・ 介護保険居宅介護サービス費(介護予防サービス費)等の額の特例
- ・ 農業近代化資金利子補給補助金(美しい村づくり資金の天災資金を借り入れた場合)
- ・ 農地災害復旧事業
- ・ 農業用施設災害復旧事業
- ・ 山地災害林地崩壊防止事業
- ・ 県単独補助治山事業
- ・ 市単独土地改良事業(小災害)
- ・ 農作物共済事業
- ・ 畑作物共済事業
- ・ 家畜共済事業
- ・ 園芸施設共済事業
- ・ 市営住宅への特定入居
- ・ 市営住宅の目的外使用
- ・ 確認申請手数料等の免除
- ・ 教科書の無償給与又は無償配布

該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名 及び連絡先
住宅建設資金等の償還の全部または一部を、猶予または免除する	<p>(1)災害その他特別の事情により、借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるとき</p> <p>(2)災害その他借受人の責めに帰することができない理由により、借受人が貸付けを受けて建設(または改修)した住宅が滅失したとき</p>	<p>・三田市住宅建設資金貸付条例(平成8年度末廃止)、三田市住宅改修資金貸付条例(平成17年度末廃止)、三田市住宅用地取得資金貸付条例(基準等(1)のみ該当、平成8年度末廃止)※廃止時に「償還その他の行為については従前の例による」との付則有り</p>	<p>※現在は、<b>廃止されている制度であり、既に資金を借受された償還者のみ対象</b></p>	<p>人権推進課 559-5148 内線2434</p>
市県民税の減免	<p>前年中の合計所得金額が1000万円以下で、自己(控除対象配偶者及び扶養親族を含む。)の所有にかかる住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等で補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の3割以上と認められる者について災害発生日以後に納期限が到来する納期限分について下記の割合で減免。</p> <p>○前年中の合計所得金額が500万円以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害割合が3割以上5割未満…1/2相当額</li> <li>・損害割合が5割以上…全額</li> </ul> <p>○前年中の合計所得金額が500万円超750万円以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害割合が3割以上5割未満…1/4相当額</li> <li>・損害割合が5割以上…1/2相当額</li> </ul> <p>○前年中の合計所得金額が750万円超1000万円以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害割合が3割以上5割未満…1/8相当額</li> <li>・損害割合が5割以上…1/4相当額</li> </ul>	<p>三田市税条例51条第1項第5号 三田市市税条例施行規則 第6条第8号</p>	<p>個々に発生した災害による被災者に対する減免であり、市の区域内に広範囲に発生した被災者の減免については、その都度条例等を定めて対応。</p>	<p>税務課 市民税係 559-5053 内線2220</p>
固定資産税(都市計画税)の減免	<p>震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害若しくはその価値を著しく減じたと認められる固定資産</p>	<p>三田市市税条例 第71条1項3号 三田市市税条例施行規則 第9条1項4号 三田市都市計画税条例 第7条</p>	<p>被害の程度が2割以下のとき、適用されない</p>	<p>税務課 資産税係 559-5054 559-5055 内線 2240,2250</p>
納税の猶予	<p>地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が、その財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき、地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基き、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。</p>	<p>地方税法 第15条第1項第1号</p>		<p>収納対策課 559-5043 559-5014 内線 2232・2230</p>

該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名及び連絡先
納税の猶予の場合の延滞金の免除	上記災害等による徴収の猶予をした場合には、その猶予した地方税に係る延滞金額のうち、当該災害等による徴収の猶予した期間に対応する部分の金額に相当する期間(延滞金が年14.6%の割合により計算される期間に限る。)に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を免除する。	地方税法 第15条の9第1項		収納対策課 559-5043 559-5014 内線 2232
地域集会所整備事業補助金	当該補助金は、交付要綱第10条において、補助金を利用して改修や修繕を行うと、以後10年間は同要綱の適用を受けることができない旨規定されているが、災害等において、使用に耐えなくなった場合は、同条の適用除外となる。	三田市地域集会所整備事業 補助金交付要綱 第10条ただし書 及び第1号	補助率や上限額には特例措置はない。 予算の関係ですぐには対応できない。	協働推進課 559-5046 内線2640
下水道使用料(公共)の減免	市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例で定める使用料又は手数料を減免することができる。	三田市下水道条例 第22条		下水道課 業務係 559-5120 内線6741
下水道使用料(生排)の減免	非常災害等による被災者が生活困窮の状態にあるとき 使用料の全額免除又はその都度市長が定める額の減額	三田市生活排水処理施設条例 第19条 三田市生活排水処理施設施行規則 第12条第1項第3号		下水道課 業務係 559-5120 内線6741
受益者負担金の減免	その状況により負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者	三田市都市計画下水道事業 受益者負担に関する条例 第8条第2項第6号		下水道課 業務係 559-5120 内線6741
受益者分担金の減免	市長は、天災その他特別の理由がある場合において、必要があると認めるときは、三田市生活排水処理事業受益者分担金徴収条例第3条の分担金の全部若しくは一部を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。	三田市生活排水処理事業 受益者分担金徴収条例 第6条		下水道課 業務係 559-5120 内線6741
ごみ処理手数料の減免	天災を受けた者が、その天災により発生したごみを処分する場合において、ごみ処理手数料を減額又は免除することができる。(ただし、一般廃棄物に限る)	三田市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例 第12条 三田市廃棄物の処理及び 清掃に関する規則第7条第 1号		クリーン センター 563-5551
し尿処理手数料の減免	天災を受けた者	三田市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例第12条 三田市廃棄物の処理及び 清掃に関する規則 第7条第1号		クリーン センター 563-5551

該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名及び連絡先										
保育料の減免	<p>納付義務者が災害等により自己が所有しかつ生活の用に供している資産について著しく損害をこうむった時に保育料を減免することができる。減免率は、減免対象となる保育料算定の基礎となった1年間の収入額の内には損害が占める割合による。</p> <table border="1"> <tr> <td>損害額/前年収入額</td> <td>保育料の減免率</td> </tr> <tr> <td>80%以上</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>50%以上80%未満</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>30%以上50%未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>30%未満</td> <td>却下</td> </tr> </table>	損害額/前年収入額	保育料の減免率	80%以上	100%	50%以上80%未満	80%	30%以上50%未満	50%	30%未満	却下	<p>・三田市保育料減免取扱基準 第2条第1項 第1号</p>	<p>・減免の適用期間は、減免申請を最初に行った日の属する月から当該減免事由の消滅する月までとし、6か月を限度とする。 ・災害とは、震災、風水害、落雷などの天災のほか、自己の意思によらない火災その他事故により、自己が所有しかつ使用する家屋家財について損害を受けた場合をいう。</p>	<p>保育振興課 559-5073 内線2650</p>
損害額/前年収入額	保育料の減免率													
80%以上	100%													
50%以上80%未満	80%													
30%以上50%未満	50%													
30%未満	却下													
浸水発生時の消毒(防疫)実施方法	<p>床上・床下浸水した施設等</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第29条第2項</p>	<p>県から消毒の指示を受けて実施</p>	<p>健康増進課 健康推進係 559-6155</p>										
災害弔慰金の支給	<p>自然災害により被害を受けた遺族</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する条例</p>	<p>自然災害により被害を受けた遺族</p>	<p>地域福祉課 559-5069</p>										
災害障害見舞金の支給	<p>自然災害により被害を受けた方</p>													
災害援護資金の貸付	<p>自然災害により被害を受けた世帯</p>													
災害見舞金支給1	<p>自然災害又は火災により被害を受けた方及び世帯</p>	<p>三田市災害見舞金等支給要綱</p>	<p>災害救助法の摘要を受けた災害については摘要しない。 災害弔慰金の支給が行われたときは、死亡弔慰金は支給しない。</p>											
災害見舞品支給	<p>自然災害又は火災により被害を受けた方及び世帯</p>	<p>日本赤十字社兵庫県支部災害見舞品品の支給事務手引</p>	<p>災害救助法の摘要を受ける災害は除く。</p>											
災害見舞金支給2	<p>災害により死亡した方の遺族に対し、支給</p>													
災害見舞金支給3	<p>自然災害又は火災により被害(死亡を除く)を受けた方及び世帯</p>	<p>日本赤十字社三田市地区災害見舞金支給要綱</p>	<p>災害救助法の適用を受ける災害は除く</p>											

該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名及び連絡先
国民健康保険税の減免	(1)世帯主又はその世帯に属する被保険者が自ら所有し、かつ、使用する家屋・家財について、災害を受けた損害の程度が3割以上5割未満(保険等で補てんされる金額を除く。)の世帯 (2)世帯主又はその世帯に属する被保険者が自ら所有し、かつ、使用する家屋・家財について、災害を受けた損害の程度が5割以上(保険等で補てんされる金額を除く。)の世帯	三田市国民健康保険税条例 第13条第1項 第1号 三田市国民健康保険税条例施行規則 第3条	災害等：震災、風水害、落雷等の天災のほか、自己の意思によらない火災をいう。	国保医療課 資格管理係 559-5050 内線2680
国民健康保険自己負担金の減免・支払猶予	1 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。 2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。 上記理由により、月平均所得金額の生活保護基準に対する割合が1.3以下になる場合であって、一部負担金支払のため、その利用し得る資産又は能力を有する場合は、すべてこれを利用してなお支払の困難な場合	国民健康保険法 第44条 三田市国民健康保険一部負担金減免猶予取扱規則	3ヶ月間を基本とし、更新は1回のみ(最長6ヶ月間)収入の程度により、全額免除から支払猶予まで4段階に分かれています。	国保医療課 給付係 559-5049 内線2670
後期高齢者医療の自己負担金の減免	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、医療を受ける者の属する世帯の生計を維持する者が死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したときその他これらに類する自由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められる場合	高齢者医療の確保に関する法律 第69条 同法施行規則 第33条	減免の期間は、申請のあった日から6ヶ月を超えない日までとし、同一事由に基づく再度の減免は不可	国保医療課 給付係 559-5049 内線2670
福祉医療費助成制度の特例適用、自己負担額減免	受給者が被災等により、以下の状態にある場合 ア 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、受給者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、重度の障害者となり、収入が前年の概ね10分の6以下に減少し、又は、資産に重大な損害(被害金額(保険金、損害賠償金等により補填された金額を除く。))がその財産の価格の概ね10分の4以下をいう。)を受けたとき。 イ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する理由により収入が前年の10分の6以下に減少したとき。 ウ 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき	三田市福祉医療費助成条例 第3条第2項 及び第4条第4項 三田市福祉医療費助成条例施行規則 第8条	減免の期間は、当該事由の発生した日の属する月の初日から6ヶ月を限度	国保医療課 給付係 559-5049 内線2670
介護保険料の減免	第1号被保険者(65歳以上)又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときに保険料を減額又は免除することができる。	三田市介護保険条例 第14条第1項 三田市介護保険条例施行規則 第8条第1項 第1号	火災：自己の意思によらない火災をいう。	介護保険課 資格管理係 559-5077 内線2531

該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名及び連絡先
介護保険居宅介護サービス費(介護予防サービス費)等の額の特例	市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける介護保険法第50条第1号から第8号、第60条第1号から第6号に掲げる介護給付については、当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。	介護保険法第50条、第60条 介護保険法施行規則第83条、第97条	★利用料(1割負担分)の減免 (通常、サービス費用の9割が市町村(介護保険者)から支給され、利用者本人の負担は費用の1割であるが、左記事由に該当する場合には、9割を超える額として市町村が定めた額を支給する。)	介護保険課 認定給付係 559-5078 内線2534
農業近代化資金利子補給補助金(美しい村づくり資金の天災資金を借り入れた場合が該当)	市町村長の被害認定を受けた農林漁業者、組合 ①農機具の損壊、家畜のへい死等のために再購入に必要な資金 ②漁具の損壊等において、復旧に必要な資金 ③漁船の損壊等のため建造または取得に必要な資金 ④組合が所有し、または管理する生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに必要な資金 融資機関は、農協、県信農連、農林中金、銀行等	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号) 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律(昭和37年法律第150号)	天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、経営等必要な資金の融通を円滑にする目的貸付限度額、金利、利子補給、融資枠等は、災害の都度設定される。 市としての支援は、特別融資制度推進会議での認定により利息の一部を支援	農業創造課 農業経営係 559-5089 内線2871
農地災害復旧事業	・最大24時間雨量が80mm以上または、最大時間雨量20mm以上 ・復旧事業費40万円以上	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	確定申告時に工事負担額を経費として申請できる。	農村整備課 農業土木係 559-5095 内線2893
農業用施設災害復旧事業	・最大24時間雨量が80mm以上または、最大時間雨量20mm以上 ・復旧事業費40万円以上 ・受益者2名以上			
山地災害林地崩壊防止事業	・内閣府の激甚災害指定地・人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与える恐れのあるもの ・事業費200万以上 ・崩壊の原因が人為的なもの、経済効果の少ないもの等は、採択されない。	兵庫県林地崩壊防止事業補助金交付要綱	山林による所得がなく、税の負担がない場合、工事負担額の税の減免措置の対象とはならない。	農村整備課 農村振興係 559-5090 内線2891
県単独補助治山事業	山地災害復旧 1箇所の事業費が2,000千円以上、70,000千円未満のものであって次の(1)、(2)のいずれかに該当するもの。 (1) 5戸未満の人家の保護 (2) 市町等が管理する公共施設(公民館、道路等)の保護	兵庫県林地崩壊防止事業補助金交付要綱		農村整備課 農村振興係 559-5090 内線2891

該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名及び連絡先
三田市農業災害復旧支援補助金交付要綱	国庫補助の対象となる農業災害復旧事業の採択基準を満足し、一農地又は受益戸数2戸以上の一農業用施設 事業費が20万円以上 他の補助の適用を受けるものを除く	三田市農業災害復旧支援補助金交付要綱		農村整備課 農業土木係 559-5095 内線2893
農作物共済事業	農作物が災害によって、基準収穫量の一定の割合を超える減収となったときに共済金が支払われる。	農業災害補償法第15条及び同法第104条から第110条の2(農作物共済)三田市農業共済条例第3条第1項第1号及び第20条から第36条(農作物共済)まで	農作物共済の加入要件を満たし、加入が補償対象(保険事業)	農業創造課 生産振興係 559-5091 内線2875
畑作物共済事業	対象となる大豆が災害によって、基準収穫量の一定の割合を超える減収となったときに共済金が支払われる。	農業災害補償法第15条及び同法第120条の12から第120条の18(畑作物共済)三田市農業共済条例第3条第1項第3号及び第70条の2から第70条の20(畑作物共済)まで	畑作物共済の加入要件を満たし、加入が補償対象(保険事業)	農業創造課 生産振興係 559-5091 内線2875
家畜共済事業	対象となる家畜(牛)が死亡、廃用、疾病及び傷害によって、損害が発生したときに共済金が支払われる。	農業災害補償法第15条及び同法第111条から第120条(家畜共済)三田市農業共済条例第3条第1項第2号及び第37条から第70条(家畜共済)まで	家畜共済の加入要件を満たし、加入が補償対象(保険事業)	農業創造課 生産振興係 559-5091 内線2875
園芸施設共済事業	対象となる施設園芸用の施設(ガラス温室・ビニールハウスなど)が災害によって、損害を受けたときに共済金が支払われる。	農業災害補償法第15条及び同法第120条の19から第120条の25(園芸施設共済)三田市農業共済条例第3条第1項第4号及び第70条の21から第70条の41(園芸施設共済)まで	園芸施設共済の加入要件を満たし、加入が補償対象(保険事業)	農業創造課 生産振興係 559-5091 内線2875



該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名及び連絡先
市営住宅への特定入居	<p>災害(地震、暴風雨、洪水、高潮、火災等で、事業主体が広く災害と認めたものをいう、なお、火災において失火により火元となった住宅の住民は含めない)により住宅に困窮することとなった者で、市が発行する罹災証明書があり、かつ、三田市営住宅入居資格を満たす者</p> <p>例外:被災市街地復興特別措置法第5条第1項第1号(都市計画区域で発生した大規模な災害で相当数の住宅が滅失したこと)の災害の発生した日から起算して3年間は、同法第21条に規定する当該区域内において実施される復興事業により当該区域からの移転が必要な者(いわゆる正当な事由により立退きを求められている者)にあつては、入居資格を全て満たすものとみなす。ただし、収入基準を超過している者にあつては、入居後3年を経過した後に収入超過・高額所得の認定を受けた場合に明渡し努力義務・明渡し義務がそれぞれ発生し、割増家賃又は近傍同種家賃を課すこととなる。</p>	<p>・公営住宅法第22条 ・三田市営住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1号及び第7条第3項</p>	<p>三田市営住宅入居資格 (1)現に三田市内に住所があるか、勤務先があること (2)現に同居する親族があり、その関係が親子又は夫婦であること(単身向け住宅は追加資格要件(年齢等)を満たすこと。) (3)市営住宅入居資格収入基準(政令月収額)に合致すること(～平成19年度20万円/月、平成20年度～15.8万円/月)。 (4)現に住宅に困窮していること ・滅失、損壊した住宅が持ち家である場合は、当初目的外使用による対応とし、再建する意志が無い場合で、かつ、持ち家の処分が確認できた場合には特定入居に移行することが可能。 ・借家であっても家賃に滞納がある場合は不可 (5)連帯保証人(独立した生計を営み、申込者と同程度以上の収入があること。)が1名必要</p> <p>あくまで公募の例外であり、入居資格を全て満たしていることが必要です。また、当該事由発生時点で入居可能な空き家が無い場合は対応できません。</p>	<p>都市政策課 559-5103 内線2855・2856</p>
市営住宅の目的外使用	<p>災害(地震、暴風雨、洪水、高潮、火災等で、事業主体が広く災害と認めたものをいう、なお、火災において失火により火元となった住宅の住民は含めない)により住宅に困窮することとなった者で、市が発行する罹災証明書があり、三田市営住宅入居資格を満たさない者</p>	<p>地方自治法第238条の4第4項</p>	<p>・使用期間は1カ月単位で原則3カ月以内、最長6カ月間 ・使用料は使用者の収入により無償～当該住宅の近傍同種家賃の間で決定する。</p> <p>あくまで緊急避難的措置であり、できるだけ速やかに現住宅の再建もしくは代替住宅の確保を行って頂く必要がある。また、本来入居者の入居を阻害する場合には認められない。</p>	<p>都市政策課 559-5103 内線2855・2856</p>

該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名及び 連絡先
確認申請手数料等の免除	建築物が災害を受けたことにより建築物の建築又は大規模の修繕若しくは模様替(以下この条において「建築等」という。)をしようとする場合とする。	三田市手数料条例第3条第2項 三田市建築基準法施行細則第5条		審査指導課 建築指導係 559-5115 内線3875
教科書の無償 給与又は無償 配布	災害により被災した児童・生徒の教科書のうちで滅失・毀損したものについて、補給を行う。			学校教育課 559-5136 内線6211
	(1) 災害救助法が適用された地域の児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害救助法第4条第1項第8号</li> <li>・ 災害救助に関する手続き等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58条）第5条（別表第1）</li> </ul>		
	(2) 災害救助法が適用されない地域の要保護・準要保護者の児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教科書供給業務取扱規定第28条</li> <li>・ 被災児童・生徒に対する教科書の補給に関する処理要項</li> </ul>		

## 【資料4-3-1】 中小企業融資一覧

	三田市中小企業融資	日本政策金融公庫 災害貸付 (一般貸付・特別貸付) ※各融資制度と併用	兵庫県制度融資 経営円滑化貸付 (経営安定資金)
対象	市内において6カ月以上 同一事業を営む中小企業者	別に指定された災害により、直 接又は間接的に被害を受けた中 小企業	県が指定する災害により被 害を受けた者
貸付 金額	中小企業振興長期資金 運転資金・設備資金あわせて 2,000万円まで 小規模事業資金 事業資金2,000万円まで	各融資制度の限度額に1災害あた り3,000万円を上乗せ	災害の規模・態様に応じて制 度設計
償還 期間	7年以内 (6カ月以内据置可)	一般貸付 10年以内(2年間据置可) 特別貸付 各融資制度の返済期間以内	
貸付 利率	年1.00%	各融資制度に定められた利率	
問合せ	産業政策課 079-559-5085	日本政策金融公庫神戸支店 中小企業事業 078-362-5961 国民生活事業 078-341-4981	県産業労働部地域金融室 078-362-3321

その他の融資相談先

- ・商工組合中央金庫 神戸支店 TEL 078-391-7541
- ・阪神北県民局 地域振興課 TEL 0797-83-3155